



TWARO

アジア太平洋地域における
繊維、被服、皮革労働者の闘い
1960 – 2012

国際繊維被服皮革労組同盟

アジア太平洋地域組織

TWARO (ITGLWF-APRO)

TWARO史

— 目 次 —

I. TWARO史発刊にあたり：TWARO前会長 島田 尚信	1
II. TWARO小史	2
○ TWARO	2
○ 構成組織	2
○ 略 史	2
○ 目 的	3
○ 組織機構	3
○ 執行機関による主要決議（テーマ別）	7
○ 主要優先活動分野	17
○ 財 政	17
III. 終わりに：インダストリアルオール結成後のアジア太平洋地域における繊維・被服労組	19
TWARO活動の写真	20
略 語	22
付属書類：1 TWARO加盟組合（第14回地域大会時点）	24
付属書類：2 1960年TWARO 結成大会時の執行委員	26
付属書類：3 1958年（東京）アジア繊維労働者大会「恒久的な地域組織設立に関する決議」	27
付属書類：4 1960年TWARO規約	28
付属書類：5 2011年TWARO（ITGLWF－APRO）規約	33
付属書類：6 TWARO決議	39
付属書類：7 TWARO執行委員及び役員	68
付属書類：8 TWARO年表	73

I. TWARO史 発刊にあたり

2012年6月19日 インダストリアルグローバルユニオンが結成された。その前日、ITGLWFは臨時大会を開催し、実質的（法的には2012年12月末で解散）に解散を決議し、全加盟組織がインダストリアルグローバルユニオンに参加することを決定した。

TWAROは2011年11月10日フィリピン・マニラで開催した第14回大会において「ITGLWFの解散と同時にTWAROを解散する」という規約に改正しており、2012年6月19日をもって解散したこととなった。

TWAROは1960年8カ国の参加でスタートした。製造系国際産別のアジア・太平洋組織が結成されるのは初めてではないかと思われる。国の復興は繊維産業からスタートするが、その労働者の生活水準は大変低いものであった。それは多くの国で労働組合の結成が実質的に認められていなかったからである。そのような状況下で8カ国が参加して結成し、かつ活動したことは、滝田初代会長はじめ初期の役員のご苦勞、苦悩が分かるとともに敬意を表するものである。それから50年あまり、アジア・太平洋の民主的國家のほとんど（22カ国）が加盟する組織となり、アジアの繊維と言えばTWAROと言われるようになった。

TWARO最後の大会は第1回大会の開催地フィリピン・マニラで開催した。50年あまり活動したが最後は出発点に戻って終わり、「TWARO」というスーパーヒーローを包み込んで幕を閉じたのである。

TWAROの最後の大会で大変不思議なことがあった。11月10日午前中の執行委員会が始まる前に2代目会長の宇佐美氏逝去の報、執行委員会終了前に3代目会長の芦田氏逝去の報が届いた。大会開始時にご冥福を祈って黙とうをささげた。TWARO発展に尽力された方々の訃報に接し、かつ最後の大会と思うと、何か一つの時代が終わりを告げているような気がしてならなかった。

インダストリアルグローバルユニオンに参加したが、アジア・太平洋地域でのTWAROの活動が継承されるのか、より発展されるのか、分からない。逆に弱くなることも考えられる。そこでTWARO加盟組織役員にTWAROが果たした役割を認識してもらい、新たな運動を構築するための教科書として活用してもらうためにこのTWARO史を発刊することとした。

この本は1964年からオルガナイザー、副書記長を歴任されたレオン・フック・キー氏がすべて編集してくださいました。約45年間TWAROを支えていただいたレオン・フック・キーさんがいらっしゃらなかったら、発刊できなかつたと断言できます。レオン・フック・キーさんに心から感謝申し上げます。

2018年3月31日

TWARO前会長 島田尚信

II. TWARO小史

TWARO

TWAROとは、アジア太平洋地域における自由で民主的な繊維、衣料、靴、皮革産業労働組合が結束した「国際繊維被服皮革労組同盟（ITGLWF）のアジア太平洋地域組織」のことであり、公式にはITGLWF-APROと称す。

構成組織

第14回TWARO大会（2011年11月10～11日、フィリピン・マニラ）において報告された加盟組織数は、22カ国74組織。加盟人員数は約240万人。加盟組織一覧については**付属資料1**を参照されたい。

略史

TWAROは、1960年11月3日に開催されたマニラ大会において結成され、正式に規約を採択し、第1期執行委員（**付属資料2**）が選出された。しかし、TWARO結成の構想は1958年11月に遡り、同年、ICFTU（国際自由労連）とITGLWF（国際繊維被服皮革労組同盟）の前身であるIFTWA（国際繊維労組同盟）が東京において開催した第1回アジア繊維労働者大会（Asian Textile Workers' Conference）で打ち出された。この大会（香港、インド、インドネシア、日本、パキスタンおよびフィリピンから代表団が出席した）は、アジアにおける労働組合活動を一層強化するために地域ベースの産別会議の開催を求めるICFTU-ARO（国際自由労連アジア地域組織）の呼び掛けに応じて開かれたものであった。

会議では重要な決議（**付属資料3**）が採択されたが、その一つは、繊維労働者の生活水準と利益を擁護し、向上させるために何らかの常設の機構の創設を求める決議であった。この決議を実行に移すために、各ナショナルセンターからの代表1名ずつから成る準備委員会が発足し、委員長に故滝田実氏（元全織同盟会長・元TWARO会長）、書記長に故G・マパラ氏（元ICFTU-ARO書記長）が就任した。

1960年1月、準備委員会の滝田委員長は、アジア地域における繊維労組間の連帯を促進するために、アジア諸国を広く歴訪した。歴訪後、1960年11月3日、フィリピンのマニラで準備委員会が開催された。アジア8カ国、86万名の労働者の代表が出席した同委員会は、滝田委員長の報告に基づいて、TWAROの規約（**付属資料4**）を正式に採択し、地域組織が結成されるに至った。

こうしてささやかに発足したTWAROは、その後50年以上にわたり、アジア太平洋地域における最も活動的な産業別労働組合地域組織のひとつとして成長を続けた。TWAROの発展に極めて重要な影響を及ぼした、重大かつ歴史的な決定が二つある。一つは、ITGLWFの前身であるITGWF（国際繊維被服労組同盟）がその1964年の世界大会で、未組織労働者の組織化を目的とした「国際組織化基金（International

Organisational Fund)」を設置し、弱いアジアの加盟組合の強化にむけた支援を決めたことである。その最初のプロジェクトは、TWAROにより香港で着手され、TWAROオルガナイザーに任命されたレオン・フック・キー（梁福基）氏が、香港の加盟組合（香港綿工業一般労働組合（C I W G U H））が香港繊維衣料労働者にとって強く責任ある労働組合となるよう、その組織強化を助けた。もう一つは、1968年11月の第7回TWARO執行委員会において、TWAROの地域活動支援のため、加盟組合に対し任意の拠出を求めることが決定されたことを受け、日本の加盟組合である全織同盟が翌1969年の定期大会において国際連帯資金の新設を決定したことである。これら二つの決定により、極めて有益なTWAROの活動プログラムを新しく拡大することができた。例えば、加盟組合による労働組合教育訓練への助成、リーダー研修参加のための各国労働組合リーダーの日本招聘、加盟組合による組織化運動への助成、各種国際・地域会議およびセミナーの実施などが実現した。

目 的

TWAROの目的について、規約（付属資料5）第3条は次のように謳っている。

1. アジア太平洋における繊維被服製靴皮革及びその他適切とみなされる軽工業の労働組合間の協力を確保し、国籍、人種、性、あるいは宗教、信条、宗派の別を問わず、これらの産業における全労働者間の友好意識を助成すること。
2. 繊維被服製靴皮革及びその他適切と見なされる軽工業労働者の経済的、社会的及び文化的利益を維持し、増進すること。
3. 労働時間の短縮を確保し、賃金、労働及び雇用の条件を改善し、且つ労働者に最大限の保護を獲得し、且つ人種、性、国籍、信条を理由とする不当な差別を排除すること。
4. 労働組合組織への助成の統合を確保し、すべてのレベルにおいて、その活動と決議機関への女性の参加を促進すること。

機 構

TWAROには、大会と執行委員会の2つの意思決定機関がある。

大 会

- (a) 大会は、TWAROの最高意思決定機関であり、地域組織の方針と活動を決定する。
- (b) 大会は、加盟組織を代表する代議員で構成され、通常5年毎に開催する。日時及び場所は、その都度執行委員会が決定する。
- (c) 大会は、執行委員会の正委員および代理委員を選出する。直近2年間の加盟費を納入済みの加盟組織のみ、執行委員選挙の候補者を推薦する資格がある。
- (d) 大会は、書記長の任命を確認する。
- (e) 大会は、TWAROの活動に関する報告、活動計画案、規約の改正に関する提案、会計報告および会計監査報告、およびその他の執行委員会が大会に付議すると定めた事項について討議を行う。

執行委員会

- (a) 執行委員会は、大会から大会までの期間、最高執行機関として、通常年1回開催する。
- (b) 執行委員会は、職責上の委員である書記長を含め13名で構成される。
- (c) 構成は、(1) 大会で選出された5小地域を代表する9名、(2) 大会で選出された女性枠の2名（内1名は途上国、もう1名は先進国からとする）、(3) 選挙で選ばれたTWARO女性委員長、(4) 書記長。選出された12名の委員の中には会長及び副会長が含まれる。
- (d) 一般枠で選出される9名の執行委員の地理的構成は以下の通り。
 - 東アジア 3名
 - 東南アジア 2名
 - 南アジア 2名
 - オセアニア 1名
 - 中東 1名
- (e) 大会開催中もしくはその直後に開催される執行委員会において、会長及び副会長を選出する。
- (f) TWAROの年次予算を承認する。
- (g) その他、TWAROの活動を監督し、執行委員会が妥当と考える事項すべてについて大会に勧告を行うことをその任務とする。

TWAROの歴代会長と書記長



第1代会長

故 滝 田 実 氏

1960年11月～1971年2月



第2代会長

故 宇佐美 忠 信 氏

1971年2月～1985年12月



第3代会長

故 芦 田 甚之助 氏

1985年12月～1994年7月



第4代会長

高 木 剛 氏

1994年7月～2005年9月



第5代会長

島 田 尚 信 氏

2005年9月～2012年6月



第1代書記長
故 伊賀崎 栄 子 氏
1961年 9 月～1980年10月



第2代書記長
故 和 泉 孝 氏
1981年 6 月～1989年 9 月



第3代書記長
高 木 君 代 氏
1989年 9 月～1993年12月



第4代書記長
鈴 木 則 之 氏
1993年12月～1998年11月



第5代書記長
郷 野 晶 子 氏
1998年11月～2012年 6 月

解散時TWARO執行委員及び会計監査

会 長：島田尚信 氏（日本）

副 会 長：ファタラ・アル・オムラニ 氏（ヨルダン）

書 記 長：郷野 晶子 氏

委 員：ミシェル・オニール 氏（オーストラリア）

V. R. ジャガナサン 氏（インド）

マリ・モーファガン 氏（マレーシア）

バツク・バチュルーン 氏（モンゴル）

ロキエト・アルパフォ 氏（フィリピン）

アントン・マーカス 氏（スリランカ）

ノーライラ・アスラ 氏（途上国選出女性執行委員）

秋元 かおる 氏（先進国選出女性執行委員）

アニー・アドビエント 氏（TWARO女性委員会委員長）

会計監査：山河 博 氏（日本）

チュン・ライハ 氏（香港）

執行機関による主要決定事項

1. TWARO結成とその組織基盤について

- (a) 1960年11月3日、フィリピン・マニラ開催のTWARO準備委員会（TWARO結成大会）で、TWARO規約を採択。
- (b) 満場一致で滝田氏（日本・元全織同盟会長）をTWARO会長に選出したほか、^{バンチャンホイ}彭震海氏（香港）、A. N. ブッチ（インド）、J. H. シラジ（パキスタン）で構成される執行委員会を任命。
- (c) 執行委員会との協議のもとTWARO書記長2名を任命する権限を滝田会長に付与。
- (d) TWARO本部の所在地を日本・東京に決定。
- (e) TWARO年間加盟費を、1000人当たり1英ポンドに設定。
- (f) 1962年4月に開催された第1回TWARO執行委員会で、TWARO本部事務所を東京・全織会館4階に開設（1961年9月）したことを報告。
- (g) また同執行委員会において、TWARO本部事務所の開設に伴い、ICFTU東京事務所で研修を受けた伊賀崎栄子氏が採用され、TWARO本部を拠点として書記長の任務を開始したことを報告。
- (h) 1964年2月に開催された第4回TWARO執行委員会で、M. ジャイン氏（元TWAROニューデリー事務所所長）の辞職を受理。東京本部事務所の職員増員による体制強化を決定。

2. 雇用確保・公正労働基準・労働組合権

- (a) 1962年10月に開催された第2回TWARO大会は、5決議を採択し、次の通り決定した。
 - ・TWARO加盟組織に対し、自国の衣料産業労組の組織化への関心を高めるよう勧告する。
 - ・「生産性向上の成果配分」については、各国繊維労働者が最低限、生活賃金を達成できるよう支援す

ることを労働組合、各国政府、ITGWFに求め、また賃金問題に決着をつける際は各国労組がオートメーションないし合理化による生産性向上の成果配分に注意を払うよう期待する。

- 欧州経済共同体（EEC）とアジアの労働者に関する決議では、「EECを支持する諸国は、EECの発足がアジア諸国の繊維産業に悪影響を及ぼし、その労働者にレイオフ（一時解雇）、失業、工場閉鎖の悪影響をもたらし、その結果労働者を不幸に陥れるべきではないという重要な事実を考慮に入れるべきである」と訴えた。
 - アジアの多くの国において、繊維産業は政府により特別の保護を与えられ、そのことによって大きな利潤を享受している反面、そこで働く繊維労働者は低賃金であることに留意し、決議はアジアの繊維労働者の使用者に対し、食費補助、無料居住施設または住宅手当、通勤手当、その他の付加給付を支給し、繊維労働者の生活水準の向上の一助とすることを強く要請した。
 - オートメーションや合理化が繊維労働者に日々複雑な問題を投げかけている事実留意し、労働組合教育に関する決議は、未組織労働者の組織化運動を強化するためにリーダー育成のための特別教育訓練を提供するようICFTU及びITGWFに強く要請した。
- (b) 1965年4月開催の第3回TWARO大会は、繊維産業における世界的な技術革新の進歩とそれがアジア諸国に及ぼす影響を考慮し、TWARO加盟組織に有益な情報と適切な指導を提供する調査教育センターの設立をITGWFに要請する決議を採択した。
- (c) 1966年2月開催の第6回TWARO執行委員会は、香港政府に対し、労働時間を必要最低限のレベルまで削減するための適切な措置を講じるよう要請する決議を採択した。後日、同決議は香港労働監督官に送られた。
- (d) 1981年6月開催の第7回TWARO大会は、アジアの自由貿易地域（FTZ）における労働条件及び労働組合を取り巻く状況に懸念を示す決議を採択し、多国籍企業及び社会政策に関する原則のILO三者宣言の実行を求めた。また、自由貿易地域における活動を強化することを決めた。
- (e) また同大会は、多国間繊維貿易取り決め（MFA）には、繊維の国際貿易に関わる諸国に対し、基本的人権、労働組合権を認め、ILO条約と結語を批准し、国際公正労働基準を確立する義務を課す社会的条項を盛り込むべきと主張した。
- (f) さらに同大会は、世界各国の政府に対し、児童労働と女性による夜業を廃止し、この問題に関連するILO第89号条約を履行するよう強く要請した。
- (g) 2008年10月7日始動の生活賃金に関するITGLWF世界キャンペーンを支持する立場において、第54回TWARO執行委員会（2008年9月）は、インドネシア、カンボジア、フィリピンを重点国に定め、将来的に賃金交渉の基盤となるべき繊維衣料産業労働者の生活賃金を特定する調査をこれらの国で実施することを決めた。

3. 連 帯 行 動

- (a) パン氏（香港CIWGUH）と、第4回TWARO執行委員会（1964年2月、インド・ニューデリー）に向かう途中で香港に立ち寄った滝田TWARO会長の報告を受け、執行委員会は1963年12月からストライキを続けていたチュンナム工場の労働者に対する全面的支援を決めた。執行委員会は香港労働監督官に対し労働者に有利な解決に向けた支援を求める電報を打ち、またITGWFには世界的な支援を訴えた。
- (b) 第3回TWARO大会（1965年4月）は、労働組合の連帯のテーマに関連し、加盟組合に重大な労働

争議が起きた場合には速やかに支援の処置が取れるような体制を整え、また協議・協力の基礎を提供することを加盟組合に求める決議が採択された。

- (c) 第6回TWARO執行委員会（1966年2月）は、香港C I W G U Hから報告があった East Asia Textile Mill 社のストライキについて討議した。本件について I T G W F 副会長及び書記長と協議・検討した結果、ストライキ労働者に対しあらゆる可能な国際支援を行うことをC I W G U Hに電報で伝えた。

4. TWARO加盟費の変化と連帯基金

- (a) 第7回TWARO執行委員会（1968年11月）は、TWAROの財政状況と活動計画を綿密に点検したうえで、TWARO加盟組織の組織化活動並びに教育訓練に対する支援を提供した I T G W F とスウェーデン繊維労働組合に感謝の意を表した。
- (b) さらに同執行委員会は、ますます高まるTWAROの組織化と教育訓練の取り組みのニーズに応えるため、加盟組織に対し定期的に加盟費を支払うよう努力し、また可能であれば任意の特別拠出を行うよう要請した。
- (c) TWAROの財政強化のため、第5回TWARO大会（1974年9月）において、年間1000人当たり1英ポンドから1000人当たり5米ドルの加盟費引き上げを決定した。
- (d) 第6回TWARO大会（1977年12月）で、年間1000人当たり5米ドルから7米ドルに引き上げることを決定した。
- (e) 第6回TWARO大会（1977年12月）の決定を受け、第18回TWARO執行委員会（1979年5月）は、活動の強化を目的とし、正式にTWARO連帯基金を設置した。
- (f) TWARO財政強化の関連では、1979年の会議において、財政力のある加盟組織に対し、I T G L W F 加盟費の5～10%程度の特別加盟費をTWAROに払うよう訴えた。
- (g) 第8回TWARO大会（1985年12月）において、1986年以降、年間1000人当たり7ドルから10ドルに加盟費を引き上げることが承認された。
- (h) 第33回TWARO執行委員会（1991年5月）で、以下の通り1991年より新加盟費制度及び金額を導入することが決まった。

カテゴリー(1)	1000人当たり年間24米ドル
カテゴリー(2)	1000人当たり年間20米ドル
カテゴリー(3)	1000人当たり年間18米ドル
カテゴリー(4)	1000人当たり年間14米ドル
カテゴリー(5)	1000人当たり年間12米ドル

加盟費支払に関して、TWARO加盟組織は次の通り5つのカテゴリーに分類されることになった。

カテゴリー(1)	日本
カテゴリー(2)	オーストラリア、イスラエル、ニュージーランド
カテゴリー(3)	中華民国（台湾）、香港、韓国、シンガポール
カテゴリー(4)	フィジー、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、パキスタン、タイ
カテゴリー(5)	バングラデシュ、スリランカ

5. 新加盟組合

1962年10月、第2回地域大会が東京で開催された時点では、以下の通り7カ国8組織がTWAROに加盟していた。

中華民国(台湾)	中華総工会(台湾紡織染整業産業工会連合会)
香港	香港棉糸産業職工総会
インド	インド全国繊維労組同盟(INTUC) インド労働組合連盟(HMS)
日本	全織同盟
韓国	全国繊維労働組合
パキスタン	全パキスタン労働組合同盟(APCOL)
フィリピン	フィリピン繊維同盟

- (a) 第8回TWARO執行委員会(1969年11月)において、(1) オーストラリア繊維労働組合、(2) インドネシアSERBITSI-GASBIINDO、(3) シンガポール・パイオニア産業従業員組合(PIEU)のTWARO加盟を承認した。
- (b) 第12回TWARO執行委員会(1974年9月17日)において、バングラデシュ繊維労働者連盟(45,000名)のTWARO加盟を承認した。
- (c) タイ繊維労働者組合やマレーシア・ジョホール州繊維労働組合などの友誼組合は、当初第5回TWARO地域大会(1974年9月18~20日)に来賓オブザーバーとして招待された。その後、2組織はTWAROに正式に加盟した。
- (d) 第14回TWARO執行委員会(1976年2月)において、TWAROはニュージーランド製靴労働組合(4,200名)及びニュージーランド衣料従業員組合(16,162名)のTWARO加盟を歓迎した。
- (e) 第15回TWARO執行委員会(1977年12月)において、(1) オーストラリア衣料一般労働組合連合、(2) マレーシアBATA製靴従業員組合、(3) ニュージーランド・ウール・カーペット・靴下工場従業員組合連合、(4) インド全国労働組合のTWARO加盟を承認した。
- (f) 1981~1986年、(1) オーストラリア・ブーツ従業員連盟、(2) タイ繊維衣料皮革労働者連盟(TWFT)、(3) パキスタン全国繊維皮革被服労働組合(PNTLGWF)、(4) パキスタン繊維皮革被服労働組合(PTLGWF)、(5) 全パキスタン労働組合連盟(APFTU)、(6) イスラエル全国繊維被服皮革労働組合、(7) スリランカ・セイロン商業労組、マレーシアの(8) ジョホール、(9) セランゴール、(10) ペラク、(11) ペナンの各州レベルの繊維被服労組4組織のTWARO加盟が承認された。ニュージーランド製靴産業労働組合はTWAROからの脱退を求めた。
- (g) 1986~1990年、(1) フィリピン一般労働組合(ALU-TUCP)、(2) フィリピンALAB-TUCP、(3) 香港衣料一般労働組合のTWARO加盟が承認された。
- (h) 1990~1994年、(1) フィジー衣料労働組合、(2) マレーシア繊維被服労働組合、(3) インド自営女性労働者協会(SEWA)、(4) フィリピン一般社会サービス労働者連合(CLASS-TUCP)、(5) フィリピン労働者組合(UFW)、(6) フィリピン労働者同盟(CFW)、(7) フィリピン運輸一般労組(PTGWO)、(8) フィリピン独立労働組合(AIU)、(9) バングラデシュ女性家内労働者協会(BHWA)のTWARO加盟が承認された。オーストラリア合同製靴繊維労組(FATWU)とオーストラリア被服関連労組(CATU)は1992年7月に合併し、オーストラリア繊維衣料靴労組

(TCFUA)を結成した。ニュージーランド食品繊維労組は1993年12月、全国流通労組と合併した。ニュージーランド衣料従業員組合に代わり、ノースアイランド衣料関連労組(NICAWU)が加盟することが承認された。

- (i) 1994～1998年、(1) バングラデシュ衣料労働者合同連盟、(2) バングラデシュ独立衣料労組連盟(BIGUF)、(3) バングラデシュ・ジュート繊維労働者連盟(BJTWF)、(4) バングラデシュ衣料労働者連盟、(5) バングラデシュ衣料労働者同盟、(6) インドネシア繊維衣料皮革労働組合(SPTSK-FFSPSI)、(7) ヨルダン繊維衣料縫製労働者一般組合、(8) モンゴル産業労働組合連盟、(9) パキスタン繊維衣料皮革労働者連盟、(10) パキスタン繊維衣料皮革労働者連盟、(11) フィリピンPIGLAS-KAMA O、(12) フィリピン・パンバンサン・ディワ・ン・マンガガワン・フィリピノ(PDMP)、(13) フィリピン統一労働者組織(ILO-PHILS)のTWARO加盟が承認された。
- (j) 1998～2002年、(1) ネパール・カーペット労働組合、(2) ネパール工場労働組合、(3) ネパール衣料労働者組合、(4) ネパール皮革製靴工場労働組合、(5) パキスタン・イテハド・カーペット労働組合、(6) フィリピン全労働者同盟労組、(7) スリランカ・ニダハス・セワカ・サンガマヤ、(8) フィジー工場商業労働者全国組合のTWARO加盟が承認された。
- (k) 2002～2006年、(1) バングラデシュ衣料繊維皮革労働者連盟、(2) バングラデシュ・シャディン・バングラ・ガーマンツ・スラミック・カラマチャリ連盟、(3) バングラデシュ全国衣料労働者連盟、(4) バングラデシュ・ジャティヨ・スラミック・カラマチャリ連盟、(5) バングラデシュ靴皮革労働者連盟、(6) SEWA(自営女性協会)手工芸労働者連盟、(7) インド全国衣料皮革労働者連盟、(8) レバノン縫製紡績繊維労働者組合、(9) ネパール独立繊維衣料労働組合、(10) ネパール独立労働組合、(11) ネパール独立カーペット労働組合、(12) フィリピン社会保障労組(PSSLU)、(13) スリランカ自由貿易地区一般サービス従業員労組のTWARO加盟が承認された。
- (l) 2006～2011年、(1) カンボジア労働者組合連合(CWLFU)、(2) カンボジア進歩民主労働組合労働者連盟、(3) ネパール刺繍手工芸縫製編物労働者組合、(4) パキスタン繊維労働者連盟(PTWF)、(5) パレスチナ繊維労働者一般組合、(6) フィリピン自由労働組合協会のTWARO加盟が承認された。バングラデシュ繊維衣料皮革労働者連盟、バングラデシュ家内労働女性協会、中華民国(台湾)繊維労働者委員会、マレーシア・ジョホール繊維衣料製造従業員組合、マレーシア・ペラク繊維衣料製造従業員組合、マレーシア・セランゴール連邦繊維衣料産業労働者組合が除名された。ニュージーランドについては、全国流通労組(NDU)との合併により、アオテアロア衣料ランドリー関連労組(CLAW)の加盟はNDUに引き継がれた。香港棉糸産業職工総会は、組織名を小売商業衣料産業一般労組(RCCIGU)に変更した。ネパール工場労働会議は組織名をネパール工場労働組合に変更した。
- (m) 第39回TWARO執行委員会(1996年4月)は、ヨルダン繊維衣料縫製労働者一般組合のTWARO加盟を承認した。
- (n) 第50回TWARO執行委員会(2005年9月開催)はカンボジア4組合(CFITU、CLUF、CUF、NIFTUC)のTWARO準加盟を承認した。
- (o) 第54回TWARO執行委員会(2008年9月開催)は、ITGLWFとWCLに加盟していた国際繊維衣料労連との統合に伴い下記組織の加盟を支持した。

バングラデシュ

- ・バングラデシュ・サンジュクタ・ガーマンツ・スラミック連盟 (BSGSF)
- ・バングラデシュ・サンジュクタ・チャット・スタ・オ・バストラカル・スラミック連盟
(BSCSB SF)
- ・バングラデシュ・サンジュクタ・タンティアー・サミティ (BSTS)

カンボジア

- ・カンボジア・アパレル労働者民主組合連盟 (C. CAW DU)

インド

- ・インド自由労働組合同盟 (CFTUI)
- ・インド・ジュート綿繊維労働者連盟 (IJCTWF-ICL)

インドネシア

- ・衣料手工芸繊維皮革靴連盟 (GARTEKS)

フィリピン

- ・衣料繊維プラスチック皮革ゴム関連産業連盟 (TF 2 / Kilos-Damit)

スリランカ

- ・繊維衣料産業連盟 (TGCTF)

6. TWARO執行委員会構成の変化と拡大

- 第4回TWARO大会（1971年2月）において、執行委員の構成について執行委員4名及び書記長2名から、執行委員5名及び書記長1名とするよう規約の改正を承認した。
- 第9回TWARO大会（1990年5月）において、執行委員を6名（大会で選出された5名及びTWARO書記長1名）から、8名（ASEAN地域からの1議席を含む6名、新たに設置が提案されているTWARO女性委員会が推薦する女性委員1名、及びTWARO書記長1名）へ拡大するよう規約の変更を決定した。ASEAN地域のTWARO加盟国が結成時の2カ国から5カ国へ増加したため、同地域からの1議席に関する条項を追加する必要が生じた。
- 第10回TWARO大会（1994年7月）において、執行委員を8名（大会で選出された6名、TWARO書記長、TWARO女性委員会委員長、）から10名（大会で選出された8名、TWARO書記長、TWARO女性委員会委員長）へ拡大するよう規約の改正を承認した。
- TWARO特別大会（2002年11月14日、第12回TWARO大会前日）において、執行委員を10名から、女性委員会委員長・発展途上国を代表する女性執行委員1名・先進国を代表する女性執行委員1名からなる女性執行委員3議席、中東小地域を代表する執行委員1議席を含む13名へ拡大するよう規約の変更を承認した。

7. TWARO役員の退任と交代、退任役員への感謝

- (a) 第4回TWARO大会（1971年2月）において、滝田会長はTWARO会長職に再立候補しなかったためTWARO会長が交代した。日本・全織同盟の宇佐美忠信氏がTWARO新会長に選出された。
- (b) 同大会は1960年のTWARO結成以来の滝田氏の多大な貢献に対し、感謝・尊敬の決議を採択し、滝田氏にTWARO名誉会長の職を授与した。
- (c) 第12回TWARO執行委員会（1974年9月）において、アジア全体で加盟組合の組織化を支援するために、レオン氏をTWARO副書記長に任命した。同氏は、TWAROオルガナイザーとして、香港加盟組合を支援する国際的な特別プロジェクトに従事していた。
- (d) 今後2年間の教育及び組織化におけるTWAROの今後の活動を協議、承認した後、第14回TWARO執行委員会（1976年2月）は、活動を強化するためレオンTWARO副書記長を香港事務所から東京本部に異動させることを決定した。
- (e) 長引く病気のため、1961年9月より初代TWARO書記長を務めた伊賀崎氏が退任した。長年にわたる貢献に敬意を表し、第19回TWARO執行委員会（1980年10月）は伊賀崎氏をTWARO顧問に任命することを決定した。
- (f) 伊賀崎TWARO書記長の退任を受け、第19回TWARO執行委員会（1980年10月）はレオン副書記長をTWARO書記長代行とすることを決定した。
- (g) 第21回TWARO執行委員会（1981年6月）において、日本・ゼンセン同盟和泉氏を新書記長に任命し、レオン氏を副書記長とすることを確認した。
- (h) レオン副書記長の家庭の事情による退任を受け、第22回TWARO執行委員会（1982年5月）において、レオン氏への長年にわたる勤続と貢献への感謝を記録した。また、K. R. ラジャゴパル氏（マレーシア）のTWARO東京事務所での雇用を承認した。
- (i) 第8回TWARO大会（1985年12月）において、宇佐美会長はTWARO会長職に再立候補しなかったため会長が交代した。宇佐美会長は1971～1985年の間、TWARO会長を務めた。日本・ゼンセン同盟の芦田書記長がTWARO新会長に選出された。
- (j) 第30回TWARO執行委員会（1989年7月）の焦点は、TWARO書記長の交代だった。和泉書記長はICFTU-APRO書記長の任にあたるため、TWARO書記長を退任した。同執行委員会で1981～1989年の間、書記長を務めた和泉氏に対する感謝を記録した。
- (k) 第30回TWARO執行委員会（1989年7月）において、高木君代ゼンセン同盟国際局副部長をTWARO書記長に任命した。
- (l) 高木書記長のILO入職によるTWARO退職を受け、第35回TWARO執行委員会（1993年12月）において、鈴木則之ゼンセン同盟国際局長をTWARO書記長代行に任命した。
- (m) 第35回TWARO執行委員会で、1989年9月から1993年12月までTWARO書記長を務めた高木氏の貢献への感謝を記録した。
- (n) 第10回TWARO大会（1994年7月）において、1985年から1994年までTWARO会長を務めた芦田会長が退任し、後任としてゼンセン同盟の高木剛氏が新会長に選出された。
- (o) 第11回TWARO大会（1998年11月）において、1993年から1998年までTWARO書記長を務めた鈴木氏が退任した。後に鈴木氏はICFTU-APRO（現ITUC-AP）書記長に選出された。
- (p) 鈴木書記長の退任を受け、TWARO執行委員会は郷野晶子ゼンセン国際局部長を新TWARO書記長に任命し、第11回TWARO大会で承認された。

- (q) 連合会長就任による高木氏のTWARO会長退任を受け、第50回TWARO執行委員会（2005年9月）は、島田尚信UIゼンセン同盟書記長を新TWARO会長に正式に選出した。
- (r) 第13回TWARO大会（2006年12月）において、1994年7月から2005年9月まで会長を務めた高木氏が正式に退任した。
- (s) 第13回TWARO大会後、35年間TWAROに勤務したレオン副書記長は退職した。同氏は最初香港事務所でオルガナイザーとして勤務し、その後副書記長として東京本部に勤務した。

8. 名称と管轄地域の変更

- (a) 第6回TWARO大会（1977年12月）において、本部であるITGLWFとの関係を適切に反映させるため、正式組織名称を「ITGLWFアジア地域組織（TWARO）」に変更することを決定した。
- (b) TWAROが太平洋地域の当該産業の組合に対応できるようにするため、第9回TWARO大会（1990年5月）は、TWARO管轄地域を拡大するため、アジアの後に「太平洋」を追加するようTWARO規約の改正を承認した。

9. 大会開催頻度

- (a) 第6回TWARO大会（1977年12月）において、大会の開催頻度を3年に1度から4年に1度に変更することを決定した。
- (b) 第13回TWARO大会（2006年12月）において、ITGLWFの規約に準じて、大会の開催頻度を4年に1度から5年に1度に変更するよう規約の改正を承認した。

10. 教育訓練と組織化

- (a) 1969年、TWARO加盟組合を援助するため、全織同盟は組合員からの定期的な拠出により国際連帯資金を設立した。TWAROはこの資金からの援助を得て、1969年、日本において第1回リーダー研修を実施することができた。以降、TWARO解散直前の2012年5月まで同様の訓練が継続して実施された。訓練は、類似の文化、社会、経済、労働組合の背景を共有する加盟組合間の経験交流を通じてより深い理解をもたらすことを狙いとした。2004年以降は「若手リーダー研修」として、35歳以下の若手リーダーを対象に、労働組合リーダーになるために必要な基本的知識の習得、他の労働組合との情報交換、アジア地域内の若手組合リーダーの連帯とネットワーク構築の促進を目的に実施された。
- (b) 第17回TWARO（特別）執行委員会（1978年5月）は、加盟組織や友誼組織のニーズにそった当地域でのフォローアッププログラムを検討する観点から、TWARO調査団の報告と勧告を評価するため開催された。
- (c) 議論の主要点は2つの調査団の報告であった。調査団の一つは日本・ゼンセン同盟大本氏及び伊賀崎TWARO書記長、もう一つの団はインド・TLAのA. N. ブーチ氏及びレオンTWARO副書記長からなる団であった。調査団によって、インド、韓国、シンガポールを除き、その他訪問した国では非常に困難な環境の下での運営が続いており、特に各組織強化のための教育と組織化に支援ニーズがあることが明らかとなった。議論を受けて、同会議では今後3年間の活動に関する調査団の主要な勧告の実施については、TWARO会長に一任することを決定した。

- (d) 第18回TWARO執行委員会（1979年5月）において、TWAROは加盟組合の協力を得て、各小地域の加盟組合に研修を提供することを目的として、インド、シンガポール、日本に研修センターを設置することを決定した。
- (e) また、日本の加盟組合ゼンセン同盟から中央教育センターをTWAROアジア労働大学とする申し出について承認した。
- (f) 第22回TWARO執行委員会（1982年5月）において、アジアの自由貿易地域における労働組合の組織化と組織強化を支援するため、4フェーズのプロジェクトを行うことを承認した。
- (g) 製靴・皮革部門の加盟組合を強化するため、第23回TWARO執行委員会（1983年5月）は、1983年11月に、オーストラリア・ブーツ労働者連盟主催でオーストラリアのトップリーダーを対象に2週間の訓練を実施することを決定した。
- (h) 第24回TWARO執行委員会（1984年3月）は、第5回及び第6回OJT訓練プログラム（1984-85年）の実施を決定した。1984年のテーマは女性プログラム、1985年のテーマは調査・情報職員プログラムだった。
- (i) 同執行委員会では、シンガポールで実施されているOJT訓練プログラムを評価するため、1984年12月に同地で会議を開催することを決定した。
- (j) また、様々なプロジェクトや活動を行うために、ドナー団体への支援申請をTWARO書記局からITGLWFに提出することが承認された。

11. TWARO女性委員会

- (a) 我々の産業の労働者の大半が女性であり、女性が労働組合の意思決定機関においてほとんど参画できていない状況が継続していることを認識し、第9回TWARO大会（1990年5月）において、TWARO女性委員会を設置するために規約の改正を承認した。
- (b) 第33回TWARO執行委員会（1991年5月）において、TWARO女性委員会設置にあたり構成及び規則を承認した。
- (c) 第48回TWARO執行委員会（2003年9月）において、発展途上国及び先進国を代表する女性執行委員2名を準女性委員とするTWARO女性委員会の規則修正案を承認した。準女性委員は、今後の女性委員会に参加し、女性委員会委員長の選出に関する議題を除く全ての議題に対する発言権、投票権を有する。
- (d) 特定のTWARO女性委員の女性委員会への欠席が続いていることに留意し、またTWARO女性委員会の勧告により、第54回TWARO執行委員会（2008年9月）は各正委員に代理委員を設置するよう委員会規則の改正を決定した。
- (e) ヨルダン加盟組合の要請及びTWARO女性委員会からの勧告を受け、第56回TWARO執行委員会（2010年10月）は、女性委員会準委員として、中東のため1議席を設置することを承認した。

12. TWARO執行委員会における女性参加の拡大

- (a) オーストラリアTCFUAによるTWARO執行委員会の女性参加の拡大の提案について、第44回TWARO執行委員会（2000年7月）は、女性の執行委員人数を1名から3名に拡大することを決定し、TWARO書記局に次回2001年の執行委員会で検討し、第12回TWARO大会で採択できるよう、次回

執行委員会までに規約の当該個所の改正を起案するよう指示した。

- (b) 第12回TWARO大会（2002年11月）は、TWARO執行委員会における女性代表を1名から3名に拡大するようTWARO規約の改正を承認した。

13. 加盟組合のTWARO大会への参加

時代と共に加盟組合の組合員や加盟組合の構成が急速に変化する一方で、規約で定められたTWARO大会の代表は変更されていなかった。TWARO大会において、大半の加盟組合の組合員構成の変化を正しく反映するために、第13回TWARO大会（2006年12月）において、規約の改正が承認、施行された。

14. そ の 他

- (a) 第8回TWARO大会（1985年12月）において、TWARO加盟組合が今後目指すべき目標水準を含むTWARO活動計画の詳細を策定する草案委員会の設置を決定した。TWARO活動計画は1987年の執行委員会までに完成、承認することを合意した。
- (b) 同大会は、TWAROの基本的立場を表した19項目にわたる政策声明を採択した。主な項目は次の通り。(1) 第3次MFAの更新を含む国際繊維貿易、(2) 基本的な労働権・人権、(3) 多国籍企業、(4) 教育・組織化活動の強化、(5) WFTU及びWCLとの関係
- (c) 第28回TWARO執行委員会（1987年12月）において、下記の主要項目および加盟組合が今後目指すべき目標水準を含むTWARO活動計画を承認した。(1) 社会・経済正義の保障、(2) TWAROの役割、(3) 加盟組合の役割、(4) TWAROの産業政策、(5) 先進国の組合との関係、(6) 多国籍企業と自由貿易地域、(7) TWAROが任命する国内オルガナイザーの役割、(8) 労働組合権、出来高払い制度、労働時間、児童労働、時間外労働、非社会的労働時間、年次休暇と公的祝日、忌引休暇、社会保障、技術変化、教育・訓練、女性従業員、家内労働、安全衛生、WFTU及びWCL、広報・情報活動等に関する基本的要求
- (d) 第40回TWARO執行委員会（1997年2月）において、香港と中国に関する決議を採択した。この中で、香港における労働組合権及び人権の保護のために闘う香港加盟組合に連帯を表し、中国政府に対し、人権及び労働組合権に関する国際基準を尊重し、1997年7月1日の香港の中国返還以降も、香港の人々がようやく実現した民主主義の利益が損なわれないよう保証することを求めた。
- (e) 日本のUIゼンセン同盟が51年前マニラでTWARO結成を推進しただけでなく、TWAROを通じて、長年にわたる多大な人的・財政的貢献によりアジア太平洋地域の労働組合主義を促進・強化という重要な役割を果たしたことに對し、第14回TWARO大会（2011年11月）において、UIゼンセン同盟に対し、連帯と半世紀以上にわたる貴重な支援への感謝決議を全会一致で採択した。
- (f) 世界経済のグローバル化と多国籍企業の力の増大によって、さらに複雑で困難になった問題に対処するため、国際労働運動の強化をねらいとしたIMF、ICEM及びITGLWFによる新たな製造業GUFの結成を受け、またアジアの多くの国で繊維衣料産業は労働者の大多数を雇用する主要産業であり、我々の活動は組合員でなく、当地域での社会全体にとって重要であることを深く認識し、第14回TWARO大会（2011年11月）において、TWARO加盟組合は新たなGUFの発展と成功のためIMF及びICEM加盟組合と連携し、組合員の利益の促進を継続、強化するため活動に積極的に関与することを誓約する決議を全会一致で採択した。

15. TWAROの解散

第14回TWARO大会（2011年11月）は、ITGLWFの解散に伴いTWAROを解散するよう組織の「解散」について規約の改正を承認した。

主な活動重点分野

IMF及びICEMとの統合に鑑み、第14回TWARO大会（2011年11月10-11日、フィリピン・マニラ）では、統合後いかにTWAROの活動を維持するかという議論に焦点を当てた。大会は、以下の通り、ICEMとIMFとの協調的アクションプランとTWAROの産業に特化したアクションプランの2点の広範な活動計画を承認した。

(1) ICEMとIMFとの協調的アクションプラン

当地域でICEM、IMFと連携し行う主要な活動重点分野は下記の通りである。

- ・組織化
- ・人権・基本的労働組合権の確定と促進
- ・団体交渉と雇用確保
- ・女性労働者
- ・不安定労働者（移住・契約・派遣労働者）
- ・児童労働
- ・サンド・ブラスティング禁止を含む安全衛生
- ・教育・研修（特に若手リーダー）
- ・国際貿易と中核労働基準
- ・情報、広報、調査
- ・自由貿易地域（FTZ）・輸出加工区（EPZ）
- ・ITUC-AP及びアジア太平洋地域におけるその他GUFとの協力・促進

(2) TWAROの産業に特化したアクションプラン

TWAROの産業に特化した重点分野は以下の通りである。

- ・生活賃金キャンペーン
- ・サプライチェーンと組織化を通じた労働条件向上のため、ブランドとの社会対話およびグローバル枠組み協定（IFA）
- ・衣料産業におけるサンド・ブラスティング使用禁止のためのキャンペーン
- ・TWAROの支援ガイドラインに基づく、産業特有のニーズに対応する活動を行う繊維産業の加盟組合に支援を提供する取組み

財 政

TWARO外部の人々が常に質問するのは、TWAROが幅広い運営のためどのように資金調達しているか、という点である。

TWAROは、加盟組合からの年会費（1000名あたり年間12~24米ドル）により運営されている。会費は

各加盟国の一般的な賃金レベルによって異なる。加えて、財政的に良い状況にある加盟組合は、TWARO一般財政を補助するため、ITGLWF加盟費の5～20%あるいは1000名あたり12～48米ドルを特別会費として拠出するよう要請されている。加盟費及び特別会費による収入では運営費を充分まかなうことができないため、ITGLWFは毎年TWAROに交付金を拠出している。

TWAROの特別プロジェクトについては、特に40年間にわたりTWARO連帯基金に多大な貢献を行ってきた日本のUIゼンセン同盟などの加盟組合の任意拠出や、FES、スウェーデンLO/TCOなどの外部支援団体より財政的な支援を受けてきた。

Ⅲ. インダストリアル結成と アジア太平洋地域の繊維衣料労組について

TWARO（アジア繊維）はその歴史と役割を2012年6月に終了した。だが、それはTWARO加盟組合が行ってきた活動の終わりではない。むしろ、これらの活動は、IMFやICEMの新たな仲間が加わり管轄の広がったインダストリアルに引き継がれることにより、前進し、強化されなければならない。そうなるのか、活動が徐々に停滞するかは、インダストリアルではなく、TWAROの加盟組合の決意と意思如何による。TWARO加盟組合は、インダストリアルが十分に活動を支援してくれないと不平を言うのではなく、前向きにインダストリアルに連帯活動を要請し、その活動に参加すべきである。

TWAROが1960年に結成された時と比べ、経済のグローバル化と多国籍企業の活動の増加により、不安定雇用、安全衛生、さらにより国際的な対応と協力が必要な労使紛争等、多くの課題が出てきている。その一方で、多国籍企業は多角化を進め、繊維・衣料製品だけでなく他の産業部門の製品も生産している。インダストリアルの創設により、より多くの産業部門を代表するようになり、多国籍企業に対し、より効果的に対抗できるようになった。

しかし、それでも、低賃金や不十分な安全衛生の状況等、繊維・衣料産業特有の課題がある。その典型的事例が2013年4月24日にバングラデシュで起きたラナ・プラザビルの崩壊である。バングラデシュの安全衛生対策を向上させるべきとの多くの要請にもかかわらず、悲劇は起き、1,100名以上の衣料労働者の生命が失われた。残念ながら、これは初めての事故ではなく、これまでに起きた多くの事故の一つである。これ以前の10年間で工場火災やビル崩壊で700名以上が死亡している。この状況に対応するため、ITGLWF（国際繊維）故ニール・ケアニー元書記長が、労働及び安全衛生状況の向上のために多大な努力をしてきたのは周知の事実である。しかし、それでも悲劇は起き、建物の亀裂が見つかった時に、適切な措置が取られていれば救うことができたであろう命が、失われた。同様に、他の国においても火災や建物の崩壊が繊維・衣料産業で起きている。明らかに、安全衛生は、我々の産業分野において組合が率先して対応すべき多くの問題のうちのひとつである。

故滝田実初代TWARO会長が打ち出した精神、「我々の産業の労働者を守り労働条件を向上させるために独立した繊維・衣料の組織をアジアで結成すべき。」はインダストリアルにおいて違った形で永久に引き継がれなければならない。その精神を引き継ぎ、運動をより活発なものするために活動の範囲を広げていかなければならない。TWAROの存在は無くなるが、それは終わりではなく新たな時代の幕開けなのだ。

2018年3月31日

TWARO前書記長 郷野晶子



第8回TWARO執行委員会
(1969年11月、シンガポール)



ゼンセン同盟第7期中央労働大学 1977.2.1 友愛の丘

ゼンセン同盟中央労働大学に
TWARO加盟組合役員が参加



TWARO研修 (日本)



TWAROワークショップ (ヨルダン)



TWAROワークショップ (2002年、カンボジア)



南アジア若手リーダー研修
(2011年、シンガポール)



第14回TWARO大会
(2011年11月10～11日、フィリピン・マニラ)



第14回TWARO女性委員会
(2011年10月3～4日、カンボジア・プノンペン)



インダストリオール結成大会
(2012年6月19～20日、デンマーク・コペンハーゲン)

略 称 一 覧

A P C O L	All Pakistan Confederation of Labour 全パキスタン労働総同盟
C I W G U H	Cotton Industry Workers General Union Hongkong 香港綿工業一般労働組合
E C A F E	Economic Commission for Asia and the Far East 国際連合アジア極東経済委員会
E E C	European Economic Community 欧州経済共同体
F E S	Friedrich-Ebert-Stiftung フリードリッヒ・エーベルト財団
F T Z	Free Trade Zone 自由貿易地域
G A T T	The General Agreement on Tariffs and Trade; Predecessor of WTO 関税及び貿易に関する一般協定（W T O（世界貿易機関）の前身）
I C E M	International Federation of Chemical, Energy, Mine and General Workers' Unions 国際化学エネルギー鉱山一般労連
I C F T U	International Confederation of Free Trade Unions 国際自由労連
I C F T U - A P R O	ICFTU Asian and Pacific Regional Organization 国際自由労連アジア太平洋地域組織
I C F T U - A R O	ICFTU Asian Regional Organisation 国際自由労連アジア地域組織
I F T W A	International Federation of Textile Workers' Associations 国際繊維労組同盟
I L O	International Labour Organisation 国際労働機関
I M F	International Metalworkers' Federation 国際金属労連
I N S L W F	International Shoe and Leather Workers Federation 国際製靴皮革労組連盟
I N T U C	Indian National Textile Workers Federation インド全国労働組合会議
I T G L W F	International Textile, Garment and Leather Workers' Federation 国際繊維被服皮革労組同盟

I T G W F	International Textile and Garment Workers Federation; Predecessor of ITGLWF 国際繊維被服労組同盟（ITGLWFの前身）
I T U C - A P	Regional Organisation of the International Trade Union Confederation for the Asia and the Pacific 国際労働組合総連合アジア太平洋地域組織
K N T W U	Korean National Textile Workers' Union 韓国全国繊維労働組合
L O / T C O	Secretariat of International Trade Union Development Co-operation established by Swedish Trade Union Confederation (LO) and Swedish Confederation of Professional Employees (TCO) スウェーデン労働組合総同盟（LO）とスウェーデン労働組合連合（TCO） が合同で設立した国際労働組合開発協力事務局（連帯資金援助団体）
M F A	Multi Fibre Arrangement 多国間繊維貿易取り決め
U N C T A D	United Nations Conference on Trade and Development 国連貿易開発会議
U N / U N O	United Nations (Organization) 国際連合
O E C D	Organization for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構
W C L	World Confederation of Labour 国際労連
W F T U	World Federation of Trade Unions 世界労連
Z E N S E N D O M E I	Japan Federation of Textile Workers' Unions 全織同盟（全国繊維産業労働組合同盟） <i>Note: ZENSEN DOMEI (1946-1974) evolved with increasing membership in other industrial sectors, to ZENSEN (1974-2002), UI ZENSEN (2002-2012), later UA ZENSEN(2012-).</i> 注：全織同盟は、繊維産業だけでなくその他の産業における組合員の増加に伴い、ゼンセン同盟（1974-2002）、UIゼンセン同盟（2002-2012）、UAゼンセン（2012年～）と名称を変化し発展をとげた。
Z E N S E N	Japanese Federation of Textile, Garment, Chemical, Commercial, Food and Allied Industries Workers' Unions; Predecessor of UI ZENSEN ゼンセン同盟（全国繊維産業労働組合同盟）
U I Z E N S E N	Japanese Federation of Textile, Chemical, Food, Commercial, Service and General Workers' Unions UIゼンセン同盟（全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟）

付属資料 1

第14回大会で報告されたTWARO加盟組合

国		加 盟 組 合
オーストラリア	1	オーストラリア繊維衣料靴労組 (TCFUA)
バングラデシュ	2	バングラデシュ繊維衣料労働者連盟 (BTGWL)
	3	衣料労働者合同連盟 (UFGW)
	4	バングラデシュ独立衣料労組連盟 (BIGUF)
	5	バングラデシュ・ジュート繊維労働者連盟 (BJTWF)
	6	衣料労働者連盟 (FGW)
	7	衣料仕立て労働者連盟 (GTWL)
	8	バングラデシュ衣料繊維皮革労働者連盟 (BGTLF)
	9	シャディン・バンガラ・ガーマンツ・スラミック・カラマチャリ連盟 (SBGSKF)
	10	全国衣料労働者連盟 (NGWF)
	11	バングラデシュ・ジャティヨ・スラミック・カラマチャリ連盟 (BJSKP)
	12	バングラデシュ靴皮革労働者連盟 (BSLWF)
	13	SEWA (自営女性協会) 手工芸労働者連盟
	14	バングラデシュ・サンジュクタ・ガーマンツ・スラミック連盟 (BSGSF) ¹
	15	バングラデシュ・サンジュクタ・チャット・スタ・オ・パストラカル・スラミック連盟 (BSCSBSF) ¹
	16	バングラデシュ・サンジュクタ・タンティイー・サミティー (BSTS) *1
	カンボジア	17
18		カンボジア労働組合連盟 (CUF)
19		カンボジア全国独立繊維労働組合連盟 (NIFTUC)
20		カンボジア独立組合連盟 (CFITU)
21		カンボジア労働者組合連合 (CWL FU)
22		進歩民主労働組合労働者連盟 (TUWFPD)
23		カンボジア・アパレル労働者民主組合連盟 (C.CAWDU)
フ ィ ジ ー	24	工場商業労働者全国組合 (NUFCW)
香 港	25	小売商業衣料産業一般労組 (RCCIGU)
イ ン ド	26	インド全国繊維労働者連盟 (INTWF)
	27	インド繊維労働者連盟 (TWF I (HMS))
	28	全国繊維衣料皮革労働者連盟 (NTGLWF)
	29	自営女性労働者協会 (SEWA)
	30	インド全国衣料皮革労働者連盟 (INGLWF)
	31	インド自由労働組合同盟 (CFTUI)
	32	インド・ジュート綿繊維労働者連盟 (IJCTWF-ICL)
	インドネシア	33
34		衣料手工芸繊維皮革靴連盟 (GARTEKS)
イスラエル	35	繊維衣料皮革労働者全国労組
日 本	36	UIゼンセン同盟
ヨ ル ダ ン	37	繊維衣料縫製労働者一般組合
韓 国	38	韓国繊維流通労組連盟
レバノン	39	レバノン縫製紡績繊維労働者組合

¹ TWARO活動参加資格停止中

国		加 盟 組 合
マレーシア	40	靴製造労働者全国労組 (NUWSMI)
	41	ペナン繊維衣料労働組合
	42	ネグリセンビラン・マラッカ繊維衣料労働組合
モンゴル	43	モンゴル工業労組連盟 (MITUF)
ネパール	44	ネパール・カーペット労働組合 (NCWU)
	45	ネパール工場労働組合 (NFLU)
	46	ネパール衣料労働者組合 (NGWU)
	47	ネパール独立繊維衣料労働組合 (ITGWUN)
	48	ネパール独立労働組合 (NIWU)
	49	ネパール独立カーペット労働組合 (NICWU)
	50	ネパール刺繍手工芸縫製編物労働者組合 (NEHSKWU)
	51	全国流通労組 (NDU)
パキスタン	52	パキスタン全国繊維皮革衣料一般労働者連盟 (PNTLGWF)
	53	パキスタン繊維衣料皮革労働者連盟 (PTGLWF)
	54	パキスタン・イテハド・カーペット労働組合 (ILUCIP)
	55	パキスタン繊維労働者連盟 (PTWF)
パレスチナ	56	繊維労働者一般組合
フィリピン	57	一般労働組合 (ALU)
	58	一般社会サービス労働者連合 (CLASS)
	59	フィリピン労働者組合 (UFW)
	60	フィリピン労働者同盟 (CFW)
	61	フィリピン運輸一般労組 (PTGWO)
	62	PIGLAS-KAMAO
	63	パンバンサン・ディワ・ン・マンガガワン・フィリピノ (PDMP)
	64	統一労働者組織 (ILO-PHILS)
	65	全労働者同盟労組 (AWATU)
	66	フィリピン社会保障労組 (PSSLU)
	67	衣料繊維プラスチック皮革ゴム関連産業連盟 (TF2 / Kilos-Damit)
	68	フィリピン自由労働組合協会 (PAFLU)
シンガポール	69	シンガポール工業サービス従業員労組 (SISEU)
スリランカ	70	セイロン商業工業一般労組 (CMU)
	71	スリランカ・ニダハス・セワカ・サンガマヤ (SLNSS)
	72	自由貿易地域一般サービス従業員労組 (FTZ&GSEU)
	73	繊維衣料産業連盟 (TGCTF)
タイ	74	タイ繊維衣料皮革労働者連盟 (TWFT)

第 1 次執行委員会構成員
(1960年結成大会選出役員)

会 長：滝田 実 (日本)

執行委員：パン・チャンホイ (香港)

A. N. ブッチ (インド)

J. H. シラジ (パキスタン)

共同書記長：伊賀崎栄子 (東京本部常駐)

M. ジャイン (ニューデリー事務所常駐)

1958年第1回アジア繊維労働者大会で採択された 恒久的な地域組織設立に関する決議

1958年11月10日～12日、東京で開催されたアジア繊維労働者大会は、アジア諸国の供給者市場及び繊維産業の復興と拡張の行われた戦後の時期において、経営者は繊維労働者の真の必要に対して多くの場合、何らの考慮を払わず、またはわずかな考慮しか払わず、膨大な利潤が上がっているにもかかわらず、特に1950年代の初期には投資された資本に対して1年または1年半の間に100%の利潤をあげているにもかかわらず、労働者の生活水準はほとんど改善されなかった事実に注目し、価格競争によって繊維労働者の生活水準が脅かされている事実についてアジア繊維労働者の組合の注意を喚起し、国際的に孤立してはこれらの問題に対処することができないと考える。

故にここに参集したアジア繊維労働者の組合は、労働者の生活水準の保障と改善を確保するため、しばしば協議して統一行動が取れるように何らかの地域機関を設けるべきである。その地域機関は国際繊維労働同盟と関係をもち、ICFTU-APROと緊密な協力のもとに活動すべきである。

そのために、各国1名の代表をあげ、滝田氏を議長に、マバラ氏を書記長とする準備委員会を設立するものとする。

1960年設立時 TWARO規約

この規約は、1960年11月にマニラ（フィリピン）で開催されたTWARO準備委員会で採択された。

アジア繊維労働者地域組織 規約

第1条：構成

繊維労働者のアジア地域組織はアジア諸国の繊維労働者の労働組合組織であって、これに加盟し、その規約の中で国際繊維被服労働者同盟（ITGLWF）および国際自由労連（ICFTU）の目的と理想とを承認するものによって、これを構成するものとする。

第2条：本部

繊維労働者アジア地域組織（以下TWAROと言う）の本部は、後に定める執行委員会が指定する地に、これを設置するものとする。

第3条：目的

TWAROの目的は左の通りとする。

1. アジアにおける繊維労働組合間の協力を確保し、および、国籍、民族あるいは宗教、信条、宗派の別を問わず、この産業における全労働者間の友好意識を助成すること。
2. 繊維労働者の実質上の経済的、社会的および文化的利益を維持し、および増進すること。
3. 労働時間の短縮を確保し、および、賃金、作業および雇用の条件を改良すること。

第4条：業務

前条の目的を達成するため、TWAROは左の業務を行うものとする。

1. この組織への加盟を獲得するに努力すること。
2. 地域内に存在する繊維労働者の組合組織を支援し、および、そのいまだ存在しない所においては、新組織の設立にあたり、これを促進し援助すること。
3. 労働条件、賃金、生産、輸出および、その他の関連ある事項につきアジアにおける繊維産業に関する調査、報道および情報交換を実施すること。
4. 地域内における繊維労働者の自由な労働組合活動を調整し、および繊維労働者に影響ある問題に関する国際会議に代表を出席せしめること。
5. この組織の目的を達成するため広報を行う。

第5条：領域

TWAROはアジアの全ての国において、その管轄権を行使するものとする。

第6条：加 盟

1. この地域の繊維労働者の組織で全て真に自由で民主的なものは、この地域組織の基本規約を承認し、これに従うことを条件として、この地域組織の加盟体となることができる。TWAROに加盟するものは全てこれをITGLWFの加盟組織と見なすものとする。
2. 後に定める執行委員会は、いずれかの加盟組合に、この地域組織の利益に反する行為があると判断したとき、あるいは、これが八、四半期におよび会費を滞納したとき、その加盟者たるの資格を停止する権限を持つものとする。
3. 資格停止の措置を受けた加盟組合は地域大会に訴願することができる。地域大会の決定は最終的なものとする。

第7条：義 務

加盟団体の責任は左記の通りとする。

1. TWAROに加盟しているすべての繊維の中央組織相互間に最大限の協力を促進すること。
2. その加盟団体を構成する者に対し、TWAROの仕事および動向を常に周知させること。
3. それぞれ自国の繊維産業の動静に関し常にTWAROに十分な情報を提供すること。
4. その年次大会の日時、同大会の決定および執行委員会の構成について定例的にTWAROに通報すること。
5. TWAROの決定事項について執行書記から通信を受領したとき、右決定に応じて実施した措置につき、あるいは、当該団体においては実施不可能なる場合には、その理由につき3ヶ月以内にTWAROに報告すること。

第8条：財 政

1. この地域組織の運営費は、四半期毎に前払いされる年額千名につき1ポンド加盟会費によってこれを支弁し、加盟会費の額は、地域大会がこれを定めるものとする。
2. 地域大会は特別の支出に当てるため追加拠出金を課することができる。追加拠出金を課する旨の決定はこの地域組織に加盟している団体の3分の2を下らない賛成票によらなければならない。ただし、払込みを随意のものとするときはこの限りでない。
3. この地域組織は時により、その目的を達成するため、ITGWF及びICFTUから寄付金その他の財政的援助を受けることができる。
4. 執行書記は、執行委員会に提出して、その承認を求め、年次予算を作成しなければならない。

第9条：会 計 監 査

地域執行委員会は、この地域組織の会計を監査するため執行委員会構成員以外から2名の部内監査役を任命し、これを地域大会に文書として報告しなければならない。ICFTU及びITGWFは合同して部外監査役(複数)を任命するものとする。監査報告は、文書として、これを地域大会に提出しなければならない。

第10条：管 理

この地域組織の事務の管理は、地域大会、執行委員会および執行書記の手によってこれを行い、その権限は下の列記の順によるものとする。

第11条：地域大会

1. この地域組織の加盟団体は、大会期日の属する四半期までの加盟会費払い込み済み組合員数に基づき発言権および投票権を持つ代議員を地域大会に出席せしめる権限を有する。代議員の数は次の通りとする。

組合員10,000名までの団体	1名
10,001名～25,000名	2名
25,001名～50,000名	3名
50,000名～100,000名	4名

100,001名以上は、100,000名までを増すごとに1名を追加する。但し6名を限度とする。

2. 加盟会費の滞納期間四. 四半期を超えない加盟団体は、発言権を有するも投票権を持たない代表を出席せしめる権限を有する。
3. 地域大会は、通常、3年に1回、執行委員会がその都度定める期日及び場所において、これを開催するものとする。
4. ITGWL FおよびICFTUの加盟団体及び書記長は、大会の開催通知、議題及び関係資料を、開会1か月前までに受領するものとする。
5. ITGLWF、ICFTUおよびICFTU、ARO（国際自由労連アジア地域組織）は地域大会に代表を出席させるよう招請され、この代表は大会の討議に積極的に参加する権限を有するものとする。
6. 地域大会の特別会は執行委員会の判断に基づいてこれを招集することができる。全加盟組合員数の3分の1以上を代表する異なる四加盟団体以上の文書による要請があるときは、特別会を招集するものとする。
7. 地域大会に出席する代議員の費用は、代議員の属する派遣元団体においてこれを負担するものとする。
8. 地域大会は、多数により議事を決するより、 possible の限り最大数の同意を得るに努めるものとする。採決は通常挙手によるものとするが、大会に代議員を出席せしめている二以上の加盟団体は組織人数に基づく表決を要求することができる。この場合にあつては、この地域組織を構成する加盟会費払い込み済み団体の過半によるにあらざれば議事を決することはできないものとする。
9. 地域大会は左記を行う。
 - a) 資格審査委員会および議題の諸案件の処理に必要と認められる諸委員会を選出すること。
 - b) 執行委員会の正副委員を選出すること。
 - c) この地域組織の活動に関する報告、その将来の活動に対する提案、この地域組織の諸規約もしくは議事規則の改正に関する提案、会計報告及び会計監査報告、及び右の外執行委員会が大会に付議するものと定めた事項。

第12条：執行委員会

1. 地域大会から次の地域大会までの期間、この地域組織の最高権は、地域大会およびITGWF大会の決定による一般の方針の下に、地域大会の任命にかかる執行委員会がこれを行行使するものとし、執行委員会は通常、年1回会議を開くものとする。
2. 執行委員会は、地域大会で正規に選出された議長と2名の書記を含む6名の委員をもってこれを

構成するものとする。書記は職務上の委員とする。1国から1名を超える委員を執行委員会に加えることはできない。この地域組織に加盟している繊維の組合が1団体を超えるところでは、共同して代表1名を任命するものとする。かかる国からの代表の選出問題について紛議ある場合には、その最終決定はこれを地域大会にゆだねるものとする。ICFTUのアジア地域組織は執行委員会の会合に代表を出席させるよう招請を受けることになる。

3. 執行委員会は、地域大会の直後、互選により議長及び副議長を選出する。会長は、その不在中は副会長が、執行委員会および地域大会の全ての会議を統裁するものとする。
4. 執行委員会に空席が発生したときは、それらの人が所属していた団体が、これを埋めるものとする。議長および副議長の空席は執行委員会がこれを埋めるものとする。
5. 執行委員会委員がその委員会の会議に出席できないときはその補欠委員が委員としてその席に着くものとする。正委員が出席できないときは、その旨、遅滞なく補欠委員および書記に通報することは、当該正委員の義務であるものとする。
6. 執行委員会委員がその任を遂行するに要する費用は、財政の許す限り、TWAROにおいてこれを負担するものとする。
7. 書記は執行委員会に対してこの地域組織の重要な活動全てについて完全に通報し、執行委員が要求する事項については、これに関する活動の報告を各委員に提供しなければならない。
8. 執行委員会の任務は、書記の助言を与え、この地域組織の活動を監督し、その活動に関係ある全ての事項について地域大会に勧告を行うにある。さらに執行委員会はこの地域における緊急を要する社会経済、政治および労働組合の問題について検討し、これについて適切なる措置を勧告するものとする。
9. 執行委員会は地域大会およびこの地域組織が開催する他の地域的会議の日時、開催場所を決め、加盟団体から受け取った提案に基づいて議題を決めるものとする。
10. 執行委員会はこの組織の年次予算を承認する。
11. 執行委員会の定足数はこれを4名とする。

第13条：書記及び職員

1. 二名の書記は、ITGWFおよびICFTUと協議の上執行委員会がこれを任命する。その俸給および諸手当はこの組織の資金によりこれを支弁するものとする。同職は、TWARO執行委員会および／もしくは大会がその事務処理を満足と認めている限り、その地位にとどまるものとする。
2. 書記は、執行委員会と協議の上、この組織が必要とする全ての職員を任命するものとする。
3. 書記は執行委員会の助言の下に行動するものとする。同職はITGWFの大会および諸会議、この地域組織の大会および部分的会議、および執行委員会の諸会議に出席するものとする。同職は、右諸会議に出席し発言しおよび投票することができるものとする。
4. 地域大会および執行委員会が委託する任務の外、ITGWF、ICFTUおよびそのAROの書記局に対して全て重要な決定および他の関係ある情報を定例的に送付することは書記の義務たるものとする。

第14条：地域組織の決定の性格

地域大会、部分的会議あるいは、その他の会議が採決した主要な決定もしくは政策に影響すべき決定は、すべてこれを、この地域組織からITGWFに対する提案と認めるものとする。

第15条：広 報

地域組織が実施する広報活動は、すべて、執行委員会の指導の下に、これを行うものとする。

第16条：規約の改正

この地域組織の諸規定およびその改正規定は、地域大会の決定により、その効力を生ずるものとする。
基本規約の条項を改正するときは、予告期間30日を必要とする。

第17条：解 散

地域大会において3分の2の多数をもって決議したときは、この地域組織を解散することができる。

第18条：財産の処分

この地域組織を解散するときは、ITGWFおよびICTFUの属する財産は全てそれぞれ当該組織にこれを返還し、その他の財産の処分は、解散直前に開かれる大会の決定によるものとする。

T W A R O
(国際繊維被服皮革労組同盟アジア太平洋地域組織)
規 約

1960年11月3日、マニラにおけるTWARO準備大会に於て採択

1962年10月23-24日、東京におけるTWARO第2回大会に於て改正

1974年9月18-20日、シンガポールにおけるTWARO第5回大会に於て改正

1977年12月12-13日、ボンベイにおけるTWARO第6回大会に於て改正

1981年6月15-16日、東京におけるTWARO第7回大会に於て改正

1985年12月16-17日、香港におけるTWARO第8回大会に於て改正

1990年5月14-15日、台北におけるTWARO第9回大会に於て改正

1994年7月7-8日、シンガポールにおけるTWARO第10回大会に於て改正

2002年11月15-16日、岡山におけるTWARO第12回大会に於て改正

2006年12月7-8日、バンコクにおけるTWARO第13回大会に於て改正

2011年11月10-11日、マニラにおけるTWARO第14回大会に於て改正

第1条 構 成

ITGLWFアジア太平洋地域組織（以下TWAROと言う）は、アジア太平洋諸国の繊維、被服、製靴、皮革及びその他適切と見なされる軽工業労働者の労働組合組織であって、これに加盟し、各々その規約の中で国際繊維被服皮革労組同盟（ITGLWF）および国際労働組合総連合（ITUC）の目的を承認するものによって、これを構成するものとする。

第2条 本 部

TWAROの本部は、後に定める執行委員会が指定する地に、これを設置するものとする。

第3条 目 的

TWAROの目的は次の通りとする。

1. アジア太平洋における繊維被服製靴皮革及びその他適切と見なされる軽工業の労働組合間の協力を確保し、国籍、人種、性、あるいは宗教、信条、宗派の別を問わず、これらの産業における全労働者間の友好意識を助成すること。
2. 繊維被服製靴皮革及びその他適切と見なされる軽工業労働者の経済的、社会的および文化的利益を維持し、増進すること。
3. 労働時間の短縮を確保し、賃金、労働および雇用の条件を改善し、且つ労働者に最大限の保護を獲得し、且つ人種、性、国籍、信条を理由とする不当な差別を排除すること。
4. 労働組合組織への女性の統合を確保し、すべてのレベルにおいて、その活動と決議機関への女性の参加を促進すること。

第4条 任 務

前条の目的を達成するため、TWAROは次の任務を果たすものとする。

1. ITGLWFへの加盟を促進するため努力すること。
2. 地域内における既存の繊維被服製靴皮革及びその他適切と見なされる軽工業労働者の組合組織を支援し、未組織地域においては、新組織の結成を促進し援助すること。
3. 労働条件、賃金、生産、輸出入およびその他関連ある事項につき、アジアおよび太平洋における繊維被服製靴皮革及びその他適切と見なされる軽工業産業に関する調査を行ない、その情報を流布し交換する。
4. 地域内における繊維被服製靴皮革及びその他適切と見なされる軽工業労働者の自由な労働組合活動を調整し、これらの労働者に影響ある問題に関して開かれる国際会議に代表を派遣すること。
5. ITGLWFおよびTWAROの目的を達成するために広報活動を行う。

第5条 管 轄

ITGLWFアジア太平洋地域組織はアジア太平洋のすべての国に於て、その管轄権を行使するものとする。

第6条 加 盟

1. この地域内のITGLWFに加盟する組織のみが、TWAROの規約を承認しこれに従う場合、TWAROの加盟組合となることができる。

2. TWARO執行委員会は、何れかの加盟組合にTWAROの利益に反する行為があると判断したとき、あるいはこれが督促状の送付にもかかわらず2年以上におよび会費を滞納したとき、その地域組織における加盟資格を停止する権限を持つものとする。採られた措置及びその理由は、直ちにITGLWFに報告されるものとする。
3. 資格停止の措置を受けた加盟組合はITGLWFの執行委員会に申し立てをすることができる。執行委員会の決定は最終的なものとする。
4. 加盟組織に対するITGLWFによる制裁措置は自動的にTWAROにも適用される。

第7条 義 務

加盟組合の責任は次の通りとする。

1. ITGLWFおよびTWAROに加盟しているすべての繊維被服製靴皮革及びその他適切と見なされる軽工業の組合相互間において最大限の協力を促進すること。
2. 加盟組合はそれを構成する下部組織に対し、TWAROの活動およびその進捗状況を周知徹底させること。
3. それぞれ自国の繊維被服製靴皮革及びその他適切と見なされる軽工業産業の情勢に関し、常にTWAROに十分な情報を提供すること。
4. 加盟組合は、その年次大会の日時、そこでの決定事項および執行委員会の構成について定期的にTWAROに報告すること。

第8条 財 政

- 1 (a) TWAROの運営費は、加盟組合が毎年3月31日またはそれ以前に支払う年間加盟費によって賄われるものとする。
- (b) 加盟費の額は地域大会がこれを決定するものとする。
- (c) 執行委員会は、特別な事情により、加盟費を全額支払うことができない加盟組合に対して、別途、加盟費の額を決定する権限を有するものとする。
2. 地域大会は特別の支出に当てるため追加拠出金を課することができる。追加拠出金を課する旨の決定は、TWAROの会費納入組合員の3分の2を下回らない賛成票によらなければならない。但し、払い込みを随意のものとするときはこの限りでない。
3. TWAROはその目的を達成するため、随時寄付金その他の財政的援助を受けることができる。
4. 書記長（後に規定する）は、年次予算を作成し、執行委員会に提出して、その承認を求めるものとする。

第9条 会 計 監 査

地域大会は、TWAROの会計を監査し、それを文書で地域大会に報告するための内部監査役2名を執行委員会構成員以外から任命する。

第10条 管 理

TWARO職務の管理は、地域大会、執行委員会および書記長の手によってこれを行ない、その権限は上記の順によるものとする。

第11条 地域大会

1. 加盟組合は、大会が開かれる年度までの加盟費納入組合員数に基づいて発言権および投票権を持つ代議員を地域大会に出席せしめる権限を有する。

代議員の数は次の通りとする。

組合員10,000名までの組合	1票
組合員10,001名－20,000名	2票
組合員20,001名－35,000名	3票

35,000名以上で、20,000名増すごとに、またはその端数で1票追加

加盟組合は、代議員の選出に当たっては、その組合員構成を考慮に入れるものとする。女性組合員を有し、その数が全組合員の3分の1以上を占めているいかなる加盟組合も、少なくとも1名の女性を代議員として指名する。

代理投票権は、加盟組合の最大投票権まで有効とする。

2. 加盟費の滞納期間が1年を越えないすべての加盟組合は、発言権を有するも投票権を持たない代表を出席せしめる権限を有する。
3. 地域大会は、通常、5年に1回これを開催するものとする。日時および場所については、執行委員会がその都度定める。
4. 加盟組合およびITGLWF書記長は、大会の開催通知、議題および関係資料を開会3か月前までに受領するものとする。
5. 地域大会の臨時大会は、執行委員会の判断に基づいてこれを召集することができる。あるいは異なる国から過半数を超える組合が文書にて要求した場合、かつこれが加盟費納入人員の3分の1以上に相当するとき、臨時大会は召集されるものとする。
6. 地域大会に出席する代議員の費用は通常、代議員の属する派遣組合がこれを負担するものとする。
7. 地域大会は、多数により議事を決するより、可能な限り最大数の同意を得ることに努めるものとする。採決は通常挙手によるものとするが、大会に代議員を出席せしめている2以上の加盟組合から要求があった場合、投票による表決を行なうことができる。但しこの場合、賛成投票が加盟組合の会費納入人員の過半数に達しないとき、この動議を決することはできない。
8. 地域大会は下記を行なう。
 - (a) 資格審査委員会および議題の諸案件の処理に必要と認められる諸委員会を選出すること。
 - (b) 執行委員および委員代理を選出し、書記長の任命を確認する。
 - (c) TWAR Oの活動に関する報告、将来の活動に対する提案、規約もしくは規則の改正に関する提案、会計報告および会計監査報告、およびその他の執行委員会が大会に付議すると定めた事項について討議を行う。
9. 地域大会における執行委員選挙の方法
 - a) 直近2年間の加盟費を納入済みの加盟組織のみ、執行委員選挙の候補者を推薦する資格がある。
 - b) 少なくとも直近2年間および大会開催時までの加盟実績があり、その2年間の会費納入が済んでいる加盟組織のみ、執行員選挙の候補者を推薦する資格がある。
 - c) 執行委員に立候補している全ての候補者は出身組織において活動的な組合員であり、組織の責任ある役職についているものでなければならない。
 - d) 加盟組織からの候補者推薦に際しては、第12条 執行委員会、第3項に従った執行委員の地理

- 的構成および第12条第2項に述べられているジェンダーの構成を考慮に入れるものとする。
- e) 第12条新第3項に述べられている地理的構成に基づいた9名の執行委員の選挙については、1つの小地域からの候補者は、異なる小地域の候補となることが出来ない。
 - f) 第12条新第2項に述べられている女性枠の執行委員の2名のうち、1名は途上国の加盟組織の推薦とし、もう1名は先進国の加盟組織の推薦にもとづき選出されるものとする。
 - g) 加盟組織からの推薦は、遅くとも地域大会の開催6週間前までにTWARO事務局に提出されなければならない。

第12条 執行委員会

1. 地域大会から次の地域大会までの期間、TWARO内における最高執行権は、地域大会及びITGLWFが定めた一般方針の下に、地域大会の選出した執行委員会がこれを行行使するものとし、執行委員会は通常、年1回会議を開くものとする。
2. 執行委員会の構成は以下の通りとする。(a) 地域大会で選出された9名、(b) 地域大会で選出された女性枠としての2名（うち1名は途上国、もう1名は先進国からとする）、(c) 選挙で選ばれたTWARO女性委員長、(d) 書記長。選出された12名の委員の中には会長及び副会長が含まれる。
書記長、TWARO女性委員長および女性枠の2名の執行委員を除いた執行委員については、どの国も1カ国から1名を超える委員を執行委員会に加えることは出来ない。TWAROに加盟する繊維衣料製靴皮革および適切と思われる軽工業の組合が一国に複数存在する場合、これらの組合は共同して1名の候補者を選出するものとする。かかる国からの代表の選出問題に関し紛議がある場合には、その最終決定は地域大会に委ねられるものとする。
3. 第12条第2項に従い、地域大会で選出される一般枠の9名の執行委員の構成は以下の通りとする。

東アジア	3名
南東アジア	2名
南アジア	2名
オセアニア	1名
中東	1名

- 上記の小地域からの各TWARO執行委員は、希望に応じて、同一の小地域内の異なる国の加盟組織間で分担することができる。しかし、どの国も、このような調整を経て1名を超える執行委員を有することは出来ない。
4. 執行委員会は、地域大会の直後、互選により会長及び副会長を選出する。会長は、その不在中は副会長が執行委員会及び地域大会のすべての会議を主催するものとする。
 5. 執行委員会に空席が生じたときは、その委員が所属していた組合が補充するものとする。会長及び副会長の空席は執行委員会がこれを補充するものとする。
 6. 執行委員が委員会に出席できないときは、その代理委員が委員を代行する。正委員が出席できないときは、その旨、遅滞なく代理委員及び書記長に通告することは、当該正委員の義務である。
 7. 執行委員がその任を遂行するに必要な費用は、財政の許すかぎり、TWAROがこれを負担するものとする。
 8. 書記長は執行委員会に対してTWAROの重要な活動すべてについて十分な報告を行い、また執行委員から要求のあった活動報告については、すべての情報を各委員に提供しなければならない。

9. 執行委員会の任務は、書記長に助言を与え、TWAROの活動を監督し、執行委員会が妥当と考
える事項すべてについて地域大会に勧告を行うことである。
10. 執行委員会は地域大会及びTWAROが開催するほかの会議の日時、開催場所を定め、又加盟組
合から受け取った提案に基づいてこれらの会議の議題を決定するものとする。
11. 執行委員会はTWAROの年次予算を承認する。
12. 執行委員会の定足数はこれを7名とする。

第13条 書記及び職員

1. 書記長は、ITGLWFと協議の上、執行委員会がこれを任命する。同職は、TWARO執行委
員会及び／もしくは大会がその事務処理を満足と認めているかぎり、その地位にとどまるものとする。
2. 書記長は、執行委員会と協議の上、TWAROが必要とする全ての職員を任命するものとする。
3. 書記長は執行委員会の助言の下に行動するものとする。同職はITGLWFの大会及び諸会議、
TWAROの大会及び諸会議、そして執行委員会の諸会議の全てに出席するものとする。
4. 地域大会及び執行委員会が支持する任務の外に、ITGLWFの書記局に対してすべての重要な
決定事項及び他の関係ある情報を定期的に送付することは書記長の義務たるものとする。

第14条 特別委員会

TWARO女性委員会を設置する。女性委員会の構成と権限は執行委員会がこれを決定するものとする。

第15条 規約の改正

TWAROの規約およびその改正規約は、地域大会の決定により効力を生じるものとする。規約の条
項を改正するときは、予告期間30日を必要とする。

第16条 解 散

ITGLWFの解散と同時に、TWAROを解散する。

第17条 財産の処分

ITGLWFが他の組織と合併することによりTWAROが解散する場合、TWAROの資産は2013
年1月1日をもってITGLWFまたは新組織ⁱに委譲される。

ⁱ 新組織とは、ITGLWFが国際化学エネルギー鉱山一般労連（ICEM）および国際金属労連（IMF）と合
併することにより2012年6月に結成が予定されている組織のこと。

T W A R O 決 議

第 1 回アジア繊維労働者大会（1958年11月10～12日、東京（日本））

- ◆ 不況について
- ◆ 合理化並びに技術革新に関する決議
- ◆ 住宅ならびに福祉方策に関する決議
- ◆ 組織強化に関する決議

第 2 回 T W A R O 大会（1962年10月23～24日、東京（日本））

- ◆ 被服労働者の組織化についての決議
- ◆ 生産性向上の成果配分についての決議
- ◆ E E C（欧州経済共同体）に対する決議
- ◆ 福利厚生についての決議
- ◆ 教育問題についての決議

第 3 回 T W A R O 大会（1965年 4 月 8 ～ 9 日、デリー（インド））

- ◆ 調査教育センター設立について
- ◆ 国際貿易について
- ◆ 教育計画について
- ◆ インドのボーナス闘争について
- ◆ 連帯責任について
- ◆ シンガポールの繊維労働者支援について

第 4 回 T W A R O 大会（1971年 2 月 22 ～ 23 日、東京（日本））

- ◆ 国際繊維被服貿易に関する決議

第 5 回 T W A R O 大会（1974年 9 月 18 ～ 20 日、シンガポール）

- ◆ 世界的なインフレが繊維産業に与える影響に関する決議
- ◆ 多国籍企業に関する決議
- ◆ 訓練と教育
- ◆ バングラデシュ洪水救済資金

第 6 回 T W A R O 大会（1977年12月12～13日、ボンベイ（インド））

- ◆ J. P. スチーブンス社製品のボイコットに関する決議

第7回TWARO大会（1981年6月15～16日、東京（日本））

- ◆ アジアの自由貿易地域（FTZ）についての決議
- ◆ 難民に関する決議
- ◆ 婦人の深夜労働に関する決議
- ◆ 児童の雇用に関する決議
- ◆ 労働組合権の制限に関する決議

第8回TWARO大会（1985年12月16～17日、香港）

- ◆ スリランカに関する決議
- ◆ 国際貿易に関する決議
- ◆ MFA（国際繊維協定）に関する決議
- ◆ 技術革新に関する決議

第9回TWARO大会（1990年5月14～15日、台北（中華民国（台湾）））

- ◆ TWARO新加盟費制度に関する決議
- ◆ 女性の労働組合への統合に関する決議
- ◆ 雇用における平等の促進に関する決議
- ◆ 南アフリカに関する決議
- ◆ 中国に関する決議
- ◆ GATTの社会条項
- ◆ アジア太平洋地域における人権労働組合権

第10回TWARO大会（1994年7月7～8日、シンガポール）

- ◆ 貿易と労働基準の連関
- ◆ 香港に関する決議
- ◆ 中国に関する決議
- ◆ 家内労働者に関する決議
- ◆ 労働者の利益保護に関する決議
- ◆ 労働組合の自由と民主主義に関する決議
- ◆ 自由貿易地域における多国籍企業による労働者の虐待と搾取の排除に関する決議

第11回TWARO大会（1998年11月12～13日、コロンボ（スリランカ））

- ◆ アジア経済金融危機に関する決議
- ◆ 家内労働に関する決議
- ◆ 児童労働廃絶に関する決議
- ◆ バングラデシュの洪水被害に関する決議
- ◆ 香港に関する決議
- ◆ 女性労働者に関する決議

第12回TWARO大会（2002年11月15～16日、岡山（日本））

- ◆ ビルマの民主化支援決議
- ◆ インフォーマル労働者に関する決議
- ◆ 母性保護に関するILO第183号条約に関する決議
- ◆ 繊維衣料及び履物産業労働者の将来の安定を図る決議

第13回TWARO大会（2006年12月7～8日、バンコク（タイ））

- ◆ ビルマ決議
- ◆ 中国に関する決議
- ◆ 青年の更なる参加に関する決議
- ◆ フィジーに関する決議
- ◆ タイに関する緊急決議

第14回TWARO大会（2011年11月10～11日、マニラ（フィリピン））

- ◆ 新たなGUF（国際産別組織）創設とアジア太平洋の我々の産業部門における組合活動の維持・強化に関する決議
- ◆ 短期雇用契約に関する決議

第1回アジア繊維労働者大会（1958年11月10～12日、東京（日本））

不況について

国際自由労連アジア地域組織及び国際繊維労組同盟の主催で1958年11月10日～12日東京で開催されたこのアジア繊維労働者大会は、アジアにおける繊維産業の継続的不況ならびにその結果としてさらに激化している余剰生産力について深い関心を持ち、労働者の生活水準及び雇用の安定に不可避の影響を与える過当競争について大きな懸念をいだいている。故に国際自由労連に対してエカフエ（国際連合アジア極東経済委員会 ※WTO（世界貿易機関）の前身）に次のことを要求することを要請する。

すなわち、特にアジアについて繊維産業の経済的諸問題を徹底的に調査し、何らかの救済の手段を見出すこと。また世界の繊維品に対する需要と生産の間にバランスを見出す努力を払うこと。

右については特に社会的経済的的政治的分野における悪影響を避けるために、人的資源ならびに物質的資源の完全な利用をはかるようにすること。

合理化並びに技術革新に関する決議

1958年11月10日～12日、東京で開催された大会は、余剰人的資源、それに伴う巨大な潜在失業者を抱えたアジアの社会的ならびに経済的状态を検討した。

又さらに、経営者が生産性向上ならびに生産コストの引き下げという名目の下に、疲労、緊張、雇用の縮小という人的な面に対しての考慮を払わず、合理化並びにオートメーションを導入し始めた事実注目する。

労力制限の方法によってもたらされた利潤の増大が、労働者に適当に配分されず、消費者に対し価格の低下が行われていない事を見出す。

以上により、次の宣言を行う。

繊維産業における技術的改善が不可避のものであるとすれば、現在の雇用を維持し、さらに賃金の増大、ならびに労働条件の改善を確保し、適正な保健、安全福祉措置を講ずることを目的として、労働者側と協議し、その同意を得て、その都度計画を行った上でのみ、それらの技術的改善を導入すべきであることを主張する。

さらに、現在のごとき失業の問題を抱えた時代においては、労働者は労働強化ならびに労働者の犠牲による合理化には反対せざるを得ない。

住宅ならびに福祉方策に関する決議

国際自由労連アジア地域組織及び国際繊維労組同盟の主催で1958年11月10日～12日東京で開催されたこのアジア繊維労働者大会は、

1. 一部のアジア諸国における繊維労働者の驚くべき生活状態ならびに住宅施設の不足を考え、
2. アジアの繊維産業が著しく高率の配当を産業家に支払っている事実に特別の注意を払った結果、各経営者ならびに各国政府に対し、十分な住宅施設を準備し、総合的な福利施設を導入するよう要請する。

このようなことが行われるならば、その結果として、アジア繊維労働者の能率や生産性の上昇となり、アジアにおける社会進歩と経営の安定となってかえってくることは必定である。

組織強化に関する決議

この組織強化の決議の中で、何らかの恒久的な地域機関を設けるべきことが決定され、そのための準備委員会が設けられ、委員長に全織の滝田会長、書記長に I C F T U - A R O のマバラ書記長が当たり、常設機関設置への準備に取りかかった。

1958年11月10日～12日、東京で開催されたアジア繊維労働者大会は、アジア諸国の供給者市場及び繊維産業の復興と拡張の行われた戦後の時期において、経営者は繊維労働者の真の必要に対して多くの場合、何らの考慮を払わず、またはわずかな考慮しか払わず、膨大な利潤が上がっているにもかかわらず、特に1950年代の初期には投資された資本に対して1年または1年半の間に100%の利潤をあげているにもかかわらず、労働者の生活水準はほとんど改善されなかった事実に注目し、価格競争によって繊維労働者の生活水準が脅かされている事実についてアジア繊維労働者の組合の注意を喚起し、国際的に孤立してはこれらの問題に対処することができないと考える。

故にここに参集したアジア繊維労働者の組合は、労働者の生活水準の保障と改善を確保するため、しばしば協議して統一行動が取れるように何らかの地域機関を設けるべきである。その地域機関は国際繊維労組同盟と関係をもち、I C F T U - A P R O と緊密な協力のもとに活動すべきである。

そのために、各国1名の代表をあげ、滝田氏を議長に、マバラ氏を書記長とする準備委員会を設立するものとする。

第2回 T W A R O 大会（1962年10月23～24日、東京）

被服労働者の組織化についての決議

アジア諸国における被服産業は、急速に発展している。この産業に雇用される労働者の生活状態は、労働者の組織化により最もよく達成される。T W A R O 加盟諸国はこれらの国々の被服労働者の組織化に強い関心を抱くように要請する。

生産性向上の成果配分についての決議

繊維産業では絶えず近代化がすすめられ、その結果として生産性が向上している。繊維産業に雇用される労働者は産業再編成に重要な役割を果たしている。近代化の進んでいない繊維労働者は、生活賃金水準すら確保されていない。これは達成されねばならぬことであり、オートメーションや合理化により得た生産性向上の適切な分配を獲得しなければならない。労働者の生活水準の向上を伴い、産業の近代化はより高い生産性への能率、熱意及び目的に不利な影響を与える。会議は、関係諸国の労働組合がこれを検討し続けるとともに、賃金問題の解決を望む。また I T G L W F に対し、各国の繊維労働者がこの目的を達成するための援助を与えることを要請する。また、各国の政府は繊維産業の正しい近代化、合理化を成功裏に実施するために賃金政策を実施することを勧告すべきである。

E E C（欧州経済共同体）に対する決議

E E C を支持しようとする西欧諸国の決定は、目下交渉の途上にある。いかなる決定が各国政府によりなされようとも、会議は E E C に加盟することにより、アジア諸国の繊維労働者の生産、レイオフ（一時解雇）、工場閉鎖等をもたらし、その結果、労働者を不幸に陥れるべきではないという重要な事実を考慮に入れることを各国政府に要請する。会議は政府に対し、E E C 加盟のための交渉の各段階に

において、労働者代表の意見の連絡調整を図るよう要請する。本会議は、ITGLWFがアジアの問題のこの様相を考慮して、EEC加盟統合による悪影響を防ぐよう、その国際間影響力を発揮するように希望する。

福利厚生についての決議

アジアの多くの国において繊維労働者が低賃金であったことを考慮し、またアジアの発展途上にある国々の繊維産業が政府により特別の保護を与えられてきているということ、またそのことが使用者に対して適正な利潤をもたらしている事実特に留意し、さらに発展途上にあるすべての国においてはインフレーションの脅威が高まり、その結果繊維労働者の賃上げを阻むほどになっていることを考慮し、TWARO第2回会議はアジア繊維労働者の使用者に対して食費支給、無料居住施設または住宅手当、交通費、その他の付加給付をその労働者達に支給し、それによって労働者の生活水準の向上の一助とすることを強く要請する。

教育問題についての決議

繊維産業が比較的最近起り、そしてごく最近に組織化され、その結果として訓練された組合指導も適切に培われていないことを考慮し、また繊維産業がプロセス・オートメーションや合理化により非常に進んでいるアジア諸国においては、繊維労働者にとって日々複雑な問題を提起していることにさらに教育訓練ということは生涯かかって達成することであるけれども、特にこのように変革の激しい時には重要であることを信じ、TWARO第2回大会はアジアの繊維労働者の組合大衆の中からリーダーを養成するための特別の課程をつくり、未組織のところを組織化するための運動を強化するように、ICFTU及びITGWFに強く要請する。

第3回TWARO大会（1965年4月8～9日、デリー（インド））

調査教育センター設立について

世界の繊維産業における技術革新の進歩は目覚ましく、今やアジア地域の繊維産業にもその影響が現れてきている。従って、アジア地域の繊維労働組合は、近代技術の進歩におくれをとらないためには、賃金、労働条件、仕事量、その他近代化に伴う種々の問題について、適切な指導が与えられるような調査教育センターが、アジアの適切な地点に設置されることを望み、国際繊維被服労組同盟が、アジア繊維加盟組合に有益な情報や適切な指導を提供する調査教育センターの設立を援助されるよう要請する。

国際貿易について

アジアの大半の国々では、資本の不足と労働力の過剰という工業先進国がその繊維工業発展の初期段階に経験したと同じ困難に直面している。一方、工業先進国は新興国からの繊維製品の輸入が自国の経済をかく乱し、失業の原因となることを口実に輸入制限するきらいがある。しかし後進国の発展をはかることが世界の主要な課題であることが確認されている現在、先進国が輸入制限をすることは、新興国の経済発展を阻むことになる。

繊維製品に対する総需要が増加するのは、世界各国の経済成長を通じてのみ達成できるのであり、それはまた、世界中の繊維産業の発展を促進するものである。故に先進国に対し、後進国の経済発展のために協力の手を差し伸べるよう訴える。

教育計画について

アジア地域における繊維労組の近年の発展は注目に値するが、しかしなすべきことは未だ多い。一般組合員の組合意識を高めなければ、労働組合は真に強いものとはならない。そしてそれは、教育活動を通じてのみ達成される。アジアの労働運動は、適正な賃金と、労働条件の改善を通じて、労働者の生活水準上げを図るために強化されなければならない。そのために、アジア繊維加盟組合は、教育活動強化の計画を立案するとともに、アジア繊維及び国際繊維被服労組同盟がその実現に物心両面の援助をされるよう希望する。

インドのボーナス闘争について

インド政府が任命したボーナス委員会が満場一致で決定した勧告を会社側が実施しないことに対し、インド国内に不満が高まっていることを憂慮するとともに、最低ボーナスの義務付けを勧告したことを歓迎し、インド繊維労働者が現在正当な要求を掲げて平和的かつ民主的に行っている闘争を全面的に支持する。

連帯責任について

繊維労働者の交流計画、情報交換、討議の機会を通じ、アジア繊維に加盟している各国の繊維産業やその労働組合が直面している問題を理解することによって、アジアの繊維労働組合間の連帯責任の強化をはかる。

そのためには、UNESCO（ユネスコ）やILOの労働者訓練計画を大いに利用する。そしてまた加盟組合の中で労働争議がおこったような場合には、速やかに支援の処置が取れるような体制を整える。

シンガポールの繊維労働者支援について

アジア諸国は工業化のために積極的な努力を行い雇用の拡大のための道を求めている。にもかかわらず、先進国のなかには輸出入の均衡を図ることを理由にアジアの繊維産業国からの輸入を制限している国がある。

シンガポールにおいては、そのために数千の繊維労働者が雇用から締め出されたことは遺憾である。シンガポールは現在TWAROに加盟していないが将来は加盟するものと思われる。

我々は先進各国に対し、後進国からの輸入制限を止め、後進国の経済発展に援助を与えるよう訴えることを決議する。

第4回TWARO大会（1971年2月22～23日、東京）

国際繊維被服貿易に関する決議

TWARO結成10周年を記念する第4回大会は1971年2月22・23日の2日間東京に於いて開催され、1969年11月8日シンガポールで開催された第8回TWARO執行委員会で採択された「繊維被服の国際貿易」に関する決議を再確認すると同時に、最近における繊維品輸入規制の動きは国際貿易の停滞、縮小の危機をはらんでいることを警告しなければならない。一方、ガット体制の無差別、互惠平等を基調とする自由貿易の拡大が国際資源の適正配分を促進させ、且つ世界の平和と繁栄にとって不可欠であることを指摘するとともに、南北問題解決を目的としたUNCTAD主唱による開発途上国への特惠関税供与の実施を心から歓迎するものである。また、国際貿易拡大の成果は、自由な労働運動の一層の保障

と開発途上国の公正労働基準の確立を促進するものでなければならないことを強く主張し、併せてさらに多国籍企業の進出により当該国における労働運動の自由が阻害され、且つ労働条件の低下を招かないよう対策を強化していかなければならない。繊維被服の国際貿易問題の重要性にかんがみ、ITGLWFに対して、主要繊維輸出入国労組による国際会議を可及的速やかに開催するよう要請する。

第5回TWARO大会（1974年9月18～20日、シンガポール）

世界的なインフレが繊維産業に与える影響に関する決議

1974年9月18～20日、シンガポールで開催された第5回TWARO大会は、

アジア地域の繊維衣服皮革産業が苦しむ労働条件の悪化、不況を懸念する。また、この産業に従事する膨大な数の労働者の雇用確保に向けた政府最高レベルにおける持続的な取組みを求める。

我々は、繊維被服皮革産業は経済にとって重要かつ不可欠であり、他の産業が享受している利点と差があってはならないと考える。

同産業の合理化が発生した国においては、解雇された人は勤続年数に応じた退職金、再教育そして要望があれば転職支援を受けるべきである。

経費削減が避けられないことが明らかになった場合には、同産業にとどまる労働者の賃金水準は全国消費者物価指数の上方修正に合わせて改善し続けるべきである。労働者が低レベルの生活水準を受入れて、保守的な多国籍やその他の企業を助長させることがあってはならない。

我々は、ITGLWFとTWAROが最大限の努力をもって上記決議の広報・普及に努めることを求める。

多国籍企業に関する決議

(a) 1974年9月18～20日、シンガポールで開催された第5回TWARO大会は、最近「多国籍企業が発展プロセスおよび国際関係に及ぼす影響」という報告書を発行したアジア太平洋経済協力賢人会議による提案を歓迎する。

大会は特に、多国籍企業活動の分析・記録を行う国連管理の調査研究センターの早期設立を心待ちにしている。

大会は、同センター及びILO、OECDその他の国際機関が、いまだ大部分が手つかずのままの以下の課題に特に注意を払うよう強く求める：

多国籍企業活動が雇用、特に発展途上国の雇用にどのような影響を及ぼすか。多国籍企業と国内企業の生産性の関係はどのようになっているか。

優れた技術により多国籍企業が生産性の方が高い場合、利益水準にどのような影響を及ぼすか。

利益水準が高い場合、その成果分配を労働者が受け取れるよう、より高い賃金として反映されているか、または母国の株主に吸い上げられているか。

多国籍企業は、受入れ国政府に対して公正な所得税を支払っているか？

大会はまた、国連特別経済委員会のもとに多国籍企業に関する委員会を設置するよう求める国連専門家グループの提案を歓迎する。

大会は、上記および他の決議を実施するため、アジア太平洋経済賢人会議の報告書を早期に行動に移すべきだと強く求める。

国連専門家グループの提案のように労働組合主義を促進（または許可のみでも）するにふさわしい法制度は、組合が発展するのにふさわしい環境を提供するものの、政府および国際機関による活動は、労働者が自主的な組合組織を立ち上げることによる自助努力に代わるものではない。したがって、国内外の組合が多国籍企業労働者間の組織強化の努力を払うことは欠かせない。

- (b) 1974年9月18～20日シンガポールで開催された第5回TWARO大会は、加盟組合の団体交渉を支援するために、TWARO書記局が社会的・経済的側面に関する多国籍企業と国内企業の比較について情報収集のためのアンケートを作成し、上記の計画を支援するよう求める。

訓練と教育

1974年9月18～20日、シンガポールで開催された第5回TWARO大会は、TWAROとITGLWF書記局に対し、工場の現場レベルで組合の恩恵・利点に関する情報を知らせるためのセミナー、広報、視覚教材などの支援を様々な国際組織に対して求めていくよう要請する。

バングラデシュ洪水救済資金

1974年9月18～20日、シンガポールで開催された第5回TWARO大会は、TWARO加盟組合に対し、バングラデシュ洪水救済基金への寄付に全力で取り組むよう要請することを決議する。

第6回TWARO大会（1977年12月12～13日、ボンベイ（インド））

J. P. スチーブンス社製品のボイコットに関する決議

1977年9月1～2日、ワシントンにおいて、AFL・CIO（アメリカ労働総同盟・産業別組合会議）およびACTWUA（アメリカ合同繊維衣服労組）の共催のもとに、J. P. スチーブンス社の反労働組合態度と策略にいかに対処していくかについて討議するため、国際労働組合会議が開催された。

この会議には、同社が工場を有するカナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、日本の繊維被服労組指導者ならびにITGLWF（国際繊維被服皮革労組同盟）の書記長が出席し、アメリカの労働組合が展開している不買運動を支援することを決定した。全世界の60カ国以上、500万人強の労働者を代表するITGLWFもまた、1976年に開催した世界大会において、J. P. スチーブンス社に対処するための共同行動を国際的に推進していくことを固く誓った。

アメリカにおける繊維産業第2位にあるJ. P. スチーブンス社（従業員44,000人、85工場、主として南部に存在）は、労働組合の組織化に反対しており、組合を支持する多くの従業員を解雇したり、さもなくば差別したりしており、さらにまた、全国労働関係委員会によって100件以上もの労働法違反に対する有罪判決が下されている。我々は、同社のこのような恥ずべき弾圧を断じて黙認することはできない。

アメリカの繊維労組の同志たちは、今日まで14年間にわたり正義と団結権を含む基本的人権闘争を戦い抜いてきた。さらに最近になって、アメリカの労働組合は同社製品の全面的な不買運動を精力的に展開している。

我々、TWARO第6回大会出席のためボンベイに参集したアジア13カ国・160万組合員の代表は、我々のアメリカの同志の厳しい闘争を全面的に支援するとともに、J. P. スチーブンス社製品の国際的な不買運動を強化するため可能な限りあらゆる努力をすることをここに誓う。

第7回TWARO大会（1981年6月15～16日、東京）

アジアの自由貿易地域（FTZ）についての決議

自由貿易地域（注1）を通して、各政府は輸出を伸ばし、豊富な労働力に仕事を提供しようとしていることは認めることができる。これらの目的は望ましいものではあるが、実際には自由貿易地域があるために、労働条件の悪い工場ができ、人間の尊厳が侵害され、多国籍企業の搾取が促進されている。自由貿易地域を設けた国は、多くの利権を、投資企業に対し与えているが、見返りは少ない。このため、その国に残されている唯一の付加価値は、主に低賃金という形に頼らざるを得ないのが現状となっている。

したがって、大会は、自由貿易地域の現状を検討し、その結果団体交渉権の自由を含めた労働者の自由な労働組合を組織する権利を守る方策が早急に必要であると認識する。また、労働者が、単なる生産の道具として、多国籍企業や、国内の企業によって扱われているというような驚くべき状況があり、このような状況を改善する努力を惜しんではならない。

大会は下記の事項が考慮されるよう要請する。

- (a) 1980年オーストラリアのウィーンで開催された、ITGLWFの世界大会で採択された自由貿易地域についての決議を承認し、大会はアジアのITGLWF全加盟組合に対し、決議の実施、特に「多国籍企業と社会政策に関するILOの三者構成の原則宣言」（注2）の実施を要請する。
- (b) 自由貿易地域における組合権の制約を排除し、労働組合との協議なしに、自由貿易地域を、新設させないようにするために、関係組合はそれぞれの国で、すべてのレベルの政策決定機関に圧力を加えなければならない。
- (c) アジアの自由貿易地域の労働者の権利を阻害するものを検討するには、労組間の緊密な協力が必要でありこの協力なしには、自由貿易地域における多国籍企業や国内企業の搾取をなくすことはできない。これが大会で出された意見であり、そのためには加盟組合の助力をえて、アジアの自由貿易地域における活動の詳細について調査し、関係組合の今後の指標となるようにしなければならない。
- (d) TWAROは自由貿易地域にある、国内企業および多国籍企業の労働者を組織しようとする加盟組合を支援し、これによって、自由貿易地域の労働者の賃金、労働時間、既得権を含めた労働条件を向上させるようにしなければならない。
- (e) 大会は、本国に、多国籍企業の本社を持つ、ITGLWFの加盟組合に対して、自由貿易地域の賃金や労働条件ができるだけ早く改善されるよう、それぞれの本社に働きかけるよう要請する。
- (f) 最後に国際繊維協定(MFA)の中に社会条項を盛り込み、それにより、自由な労働組合に加入できる基本的人権を認めさせ、ILO条約を批准し、労働条件や社会水準を継続的に改善するよう、国際貿易を行っている国々に義務づけるべきであると強調する。

注1 アジアで自由貿易地域が存在する国々

1. インド：サンタクルズ（ボンベイ）、カンドラ（グジャラート）
2. スリランカ：コロombo郊外
3. パキスタン：カラチ
4. マレーシア：ペナン、ウェレスレイ地方、マラカ、セランゴール、ジョホール
5. フィリピン：マラヴァレス（バターン）
6. インドネシア：タジュン、プリオク、ジャカルタ
7. 韓国：マサン市、イリー市
8. 中華民国：カオション、ナンツ、タイチュウ、タンツ
9. 中華人民共和国

注2 ILO宣言17項

「多国籍企業が操業を始める前には、適当な時期に、関係官庁、全国経営者団体、労働団体と協議し、労働力計画をできる限り、その国の社会発展政策に調和させるようにすべきである。このような協議は、現地企業の場合と同様に、多国籍企業と、労働組合を含めた関係団体との間で持たなければならない。」

難民に関する決議

TWARO第7回定期大会は、現在パキスタンおよび近隣諸国への避難を余儀なくされている膨大なアフガニスタンからの難民に対して関心と同情を表明する。このことは、当事者を苦しめるだけでなく、これを受け入れている国の経済に憂慮すべき問題を提起している（繊維、カーペット産業など）。

このため、大会は、全ソビエト軍がアフガニスタンから即時撤退するよう要求する。

また、インドシナ難民に対しても同情の念を表し、タイ及びインドシナ諸国に隣接している国々へ避難した人々に対する国際的援助を増大するよう求めるとともに、すべての国々に対して、難民を受け入れるよう要請する。

さらに、TWAROの加盟組合に対し、それぞれの国で、あらゆる面における難民への援助を増大するよう要請する。

婦人の深夜労働に関する決議

すべての政府に対し、婦人の深夜労働を廃止するよう、かつこのことに関連しているILO条約89条（注）を批准、実行するよう要請する。

したがって、加盟組合から提出された各国報告に基づき、かつ国内企業と多国籍企業の強い求めに応じて、アジアの各国政府の中には、婦人の深夜労働を許可する法律を制定する動きがあることを強く非難する。

（注）婦人にはその年齢のいかににかかわらず、かつ公共機関ないし民間産業またはその下部部門のいかに関わらず深夜労働をさせてはならない。ただし、同じ家族内だけで構成されている企業は除く。

児童の雇用に関する決議

アジア諸国で児童が劣悪な条件下で働かされている状態が続いているという加盟組合からの報告が多かったため、大会はすべての関係政府に対し、このような雇用をやめさせ、さらにまた、この非人道的な慣行を廃止させるためのあらゆる国際的努力を支持するよう緊急に要請する。

労働組合権の制限に関する決議

若干のアジアの国において労働組合の権利に抑圧が加えられているという加盟組合からの報告があった。大会は社会的、経済的向上を図るために、団体交渉をしようとする労働者の基本的人権を制限するこうした動きを強く非難する。

第8回TWARO大会（1985年12月16～17日、香港）

スリランカに関する決議

1985年12月16～17日香港で開催されたTWARO第8回定期大会は、スリランカ政府に対し、1983年7月の暴動の犠牲となった労働者に、雇用及び失業期間中の賃金を保証するか、または、失業期間中、十分な財政援助を保証することにより彼らを更生させるための即時かつ意味のある対策を講ずるよう要

請する。

国際貿易に関する決議

TWARO第8回大会は、論議を高めた米国ジェンキンス法案問題についてかなり熟議した。大会出席者の大半は、米国政府がジェンキンス法案を最終的に通過させたら、アジア輸出国の繊維、被服、皮革産業全体がほぼ、危機にさらされ、さらに、失業を多く排出させる可能性があると感じた。大会出席者の過半数は、TWAROアジア加盟組合の深刻な関心を米国大統領に伝えることを決定した。

MF A（国際繊維協定）に関する決議

TWARO第8回大会は、繊維、被服、皮革産業の国際貿易の発展・拡大は、MF A及びGATTに盛り込まれている健全で公正な原則の上に成り立っていると再確認し、現行のMF Aが終了し、来年さらに延長される時に行われる条件の更新により生ずる利益は、TWARO加盟組合の繊維、被服、皮革産業労働者に還元され、また、分かち合えるように保証することが必要だと考える。

そこで、下記の通り決議する。

- (1) 1986年7月のMF A満了後、その延長は全て諸条件の修正の後に行われるべきである。したがって、今後のMF Aにより生ずる利益は、繊維、被服、皮革産業労働者に、特に発展途上国の労働者に公平に還元及び分かち合えるようにする事を保証するようにする。
- (2) 前述した修正及び変更は、先進国に対し、公正で適当な価格で、技術のノウハウ、テクノロジー及び機械を発展途上国に与える事を奨励するものでなければならない。それにより、一般的にTWARO加盟組合があるすべての国において、また、特に、発展途上国において、繊維、被服、皮革産業の進展及び健全な成長が、確保されるようにする。
- (3) 新MF Aによる国際貿易の発展の副産物として、労働条件の保護、この産業での雇用の継続さらにこの産業における雇用条件の向上及び増進をもたらすものであるべきである。

技術革新に関する決議

マイクロエレクトロニクス技術を中核とする技術革新の急速な進展のもとで、産業社会が大きな変革期にさしかかっている。繊維衣料産業も例外ではなく、革新的技術の導入は労働集約的な繊維産業の生産性を向上させるのに大きく貢献しているが、反面新技術が雇用・労働に大きな影響を与えていることも否定できない。すなわち、

- ① 総体としての雇用量の縮減
- ② 肉体的労働負荷を軽減する一方、精神的労働負荷を増大させ、熟練労働を減少させるなど労働内容の変化
- ③ 新職務に対する適正、定員の減少にともなう人事異動
- ④ パートタイム・臨時労働者の導入及び組織化されていない下請け企業への作業委託による正規雇用労働者・組合員数の減少
- ⑤ 連続操業化に伴う労働条件の変更
- ⑥ 新しい機器の導入にともなう再教育、再訓練の必要性

さらにまた、革新的技術の国際的移転によって繊維産業の国際競争が一層厳しいものとなり、国際間の産業調整の可能性も胚胎している。

以上の状況をふまえ、TWARO第8回大会は、次の通り決議する。

1. 労働協約において、新技術の導入にあたっては、事前協議を行うこと及び新技術の導入が労使間の合意にもとづいて行われることを確認する。
2. 革新的技術の導入にあたっては、雇用の確保と労働条件の維持を前提とすべきであり、このため経営側に対し職業再訓練の機会の提供を要求し、さらに政府に対し雇用対策諸法の充実を求める。
3. 各国の経営者及び政府は十分な職業訓練の機会を与える。
4. 導入あるいは開発される革新的技術が肉体的精神的労働負荷を軽減し、労働安全衛生の向上に貢献するものとなるよう経営側、政府に対し要求する。
5. 革新技術の導入により得られた利益は、会労働者に公平に分配する。
6. またILO、WHOに対し途上国、中進国、先進国において進められている革新的技術の導入が当該国の雇用と労働に与える影響を総合的に調査・研究し、評価することを要請する。

第9回TWARO大会（1990年5月14～15日、台北（中華民国（台湾））

TWARO新加盟費制度に関する決議

1985年に開かれたTWARO第8回大会において、TWARO加盟費が1,000人当たり年間7米ドル（1,050円）から10米ドル（1,500円）に値上げされたにもかかわらず、過去4年（1986－1989）の間にTWAROが毎年受け取った加盟費は、値上げされる前の1981－1985年の期間に受領した平均年額1,322,735円よりも低くなっている。参考までに、1986年に受け取った加盟費は1,376,179円、1987年は950,000円、1988年は950,153円、1989年は831,992円だった。

TWAROが加盟費による収入を減らした主な原因は、多くの加盟組合が少なくとも1年にわたって加盟費を滞納しておりしかもそのうち若干数の組合は、名目だけのごくわずかな加盟費（彼らが公表している加盟費納入組合員の10－25%）しか支払っていないからである。TWAROの加盟組合員数は、加盟組合の公表によれば1989年で2,309,000人となっているが、加盟費納入人員はその38.0%に当たる878,000人に過ぎない。

TWAROの一般会計における年平均収入は、1981－1989年の期間、およそ17,010,000円であり、その内訳は、(a) 加盟費（1,178,000円）、(b) 特別会費（2,836,000円）、(c) ITGLWF交付金（12,996,000円）となっている。これを率にすれば加盟費が6.9%、特別会費が16.7%、ITGLWF交付金が76.4%となる。ただし特別会費については、オーストラリア、日本、韓国、ニュージーランドの加盟組合のみが、定期的に毎年TWAROに収めている。

一方同時期（1981－1989）におけるTWAROの年平均支出額は、17,436,000円である。ただしTWAROの東京事務所会計報告書の支出額が、かなり過少に記載されている点に注意しなければならない。なぜならばTWARO書記長の給与や事務所賃貸料、その他経費約10,000,000円が全額ゼンセンによって負担されており、したがって数字のうえに表われてこないからである。もしこの費目が計上されれば、実際の年平均支出額はおよそ27,436,000円となるであろう。

更に、加盟組合への援助を含めたTWAROの特別プロジェクトは、AAFLI、FES、スウェーデンLO/TCO、日本ILO協会、ICFTU、ITGLWF、ILGWU（米国）、ACTWU（米国）、ゼンセン同盟などの協力団体からの資金で賄われている。

TWARO執行委員会は、前回2度の大会以降、長期にわたって、かつ詳細にこの財政問題について検討を続けてきた。特に注意が払われてきたのは、TWARO加盟費がきわめて低くかつ固定されてい

る点である。アジアの I T S（国際産別書記局）の加盟費の中でも T W A R O は最下位に近い安さである。各国において経済状況が変化していること、また T W A R O が 1,000 人当たり年間 10 ドルの固定した納入率を維持しているために、我々の現行制度が不公平で時代遅れのものとなっている。

こうした問題を解決し、また T W A R O が十分な収入を得ることによってその活動域を広げ、かつ 27,436,000 円に上る一般会計費をもっと現実に即した割合でまかなえるようにする一つの方法としては、適正で合理的、かつ簡単な加盟費納入制度を確立することであろう。この新制度は、各国の組合員の賃金格差を考慮するものでなければならず、したがって加盟費支払を目的に T W A R O 加盟組合を幾つかの категория に分けることとする。

以上から、1990 年 5 月 14～15 日に中華民国の台北市で開かれた I T G L W F - A R O（T W A R O）第 9 回大会は、

T W A R O 執行委員会に対し、新制度の導入について検討し決定する権限を与える。

新制度を 1991 年に導入することに同意する。

1990 年度の T W A R O 加盟費は、1,000 人当たり年間 10 米ドルに据え置くことを決定する。

女性の労働組合への統合に関する決議

1990 年 5 月 14～15 日に、中華民国の台北市において開催された I T G L W F - A R O（T W A R O）第 9 回地域大会は、

アジア太平洋の多くの国々において、我々の産業の労働力の大多数を女性が占めていることを認識する。

極めて多くの女性が依然として未組織であり、かつ労働組合の意思決定機関や役職への女性の進出が依然として少ない事実を認識する。

女性労働者を組織化し、労働組合のすべてのレベルに女性労働者を統合し、そして女性労働者の関心事項と要求に応えることの必要性は、アジア太平洋地域における、我々の産業の労働組合運動が今日直面している大きな挑戦の一つであると確信する。

T W A R O 加盟組合に対し、以下の措置を講ずるよう要請する。

- 女性労働者の組織化キャンペーンを強化すること。
- すべてのレベルに女性委員会を設置し、女性の要求を主張するための活動に対し、適切な予算をつけること。
- 労働組合の執行機関において、女性が責任と権限のある役職につくことを妨げているすべてを変革し、女性に権限のある役職に進出する機会を提供するため、役員の席を追加するなどして、彼女たちの組合への参加を保証するために、組織の機構を早急に検討すること。
- 労働組合のすべての教育、訓練コースに女性の積極的な参加を促すこと。
- 一般的な労働組合教育において、男女の平等問題を取り入れること。

T W A R O に対し、T W A R O 加盟組合の女子組合員のニーズに、より良く応えられるように具体的な行動計画を策定し、この方向に向けての主要な第一歩として、T W A R O 婦人委員会を設置するよう要求する。

雇用における平等の促進に関する決議

1990 年 5 月 14～15 日に、中華民国の台北市において開催された I T G L W F - A R O（T W A R O）第 9 回地域大会は、

我々の産業における、女性労働者の国家経済における重要、かつ不可欠な貢献に留意する。

若干の進展は見られたものの、我々の産業に働く大多数の女性労働者は、依然として未熟練で低賃金の職業に集中しているため、雇用において差別を受けており、さらに、教育と訓練の機会においても差別されていることを憂慮する。

TWAROならびにTWARO加盟組合に対し、ナショナルセンターと協力して、とりわけ以下の積極的な行動政策と計画を通じ、女性に対する差別を撤廃し、かつ雇用、昇進、教育と訓練において十分な機会を確保するよう必要なすべての措置を講ずるよう、アジア太平洋地域の各国政府に対し、圧力をかけることを要請する。

- 女性労働者に対する、平等待遇と均等な機会を促進する法律の制定とその厳格な適用
- 女性を依然として差別している法律の改正
- 差別と平等待遇に関する国際連合、及び国際労働機関（ILO）が採択した国際条約、とりわけILO条約第100号（同一労働同一賃金）、第111号（差別—雇用と職業）、第118号（平等な待遇—社会保障）、第156号（家庭責任を持つ労働者）の批准と適用
- 少女に対する教育の機会における不平等を撤廃し、男女間の分業を永続させている学校の教科書、教科課程、教材の「性別役割分業の固定化」を排除する国家の教育政策の採用
- 母性保護に関する法律の厳格な適用
- 女性に対するもう一つの差別である、職場における性的いやがらせの追放

TWARO加盟組合に対し、職場における平等な権利と機会と待遇を推進するための積極的な労働組合政策を立案し、これらの課題を団体交渉に取り入れることを要請する。

南アフリカに関する決議

1990年5月14-15日に、中華民国の台北市において開催されたITGLWF-ARO（TWARO）第9回地域大会は、

ネルソン・マンデラ氏の釈放及び南アフリカの解放運動と反アパルトヘイト組織の解禁について南アフリカの人々と喜び及び歓喜を分かち合い、

これらの措置は勇気づけられるのではあるが、住民登録法、人種別集団地域法、及びホームランド法など、アパルトヘイト基本政策が残されていることに留意する。国内治安維持法及び非常事態宣言はまだ解かれていない。警察は路上で意のままに発砲し多くの人々を逮捕し続けている。

南アフリカ政府に圧力をかけ続けることにより、アパルトヘイトと国際経済制裁とのかねあいにより交渉を有利に運び、民主化に関する同政府との話し合いにおける立場を強化し、アパルトヘイトに反対し闘っている多くの黒人を勇気づけるために、南アフリカ政府に対する制裁が今まで以上に重要になってきていることを認識し、

南アフリカの民族解放のために、あらゆる障害を即刻廃止するよう要求し、

国際的労働運動に対し、完全な経済制裁を、特に石炭、金融及びエネルギーの分野に的を絞りキャンペーンを行う方策をあらためて講ずるよう要請し、

南アフリカにおいて民族解放を実現し、人権及び労働組合権が完全に尊重されるようにするためにITGLWF加盟組合が行っている闘いを引き続き支援することを誓う。

中国に関する決議

1990年5月14-15日に、中華民国の台北市において開催されたITGLWF-ARO（TWARO）

第9回地域大会は、

1989年6月4日天安門における何千もの平和的デモ参加者の虐殺、民主化運動に対する中国政府当局の残虐な鎮圧、処刑、拘禁及び中国の学生及び労働者の人権侵害を非難し、

引き続き労働者に対する抑圧、特に民主化への動きで中心的役割を果たした自主労組連盟に關与した労働者への弾圧を嫌悪する。中華全国総工会から反革命分子と名指しされたこれらの自主独立の組合運動家達は抑圧の対象になっている。これは中国解放軍が天安門郊外にあった自主労組連盟本部テントを1989年6月4日残虐に攻撃し、多くの労働者を逮捕しその後処刑した事実で証明されている。今でも友人及び親族にも知らせず秘密裡に逮捕が行われている。

中国政府に対し即刻すべての労働組合及び政治的理由による逮捕者を釈放し、民主的権利に対する抑圧を止め、人権及び労働組合権に関する国際基準を順守するよう要請し、

すべてのアジア・太平洋地域のTWARO加盟組合及び世界中のITGLWF加盟組合に対し、中国の労働者の人権の順守及び労働組合の自由を求める闘争を、最大限物心両面でまた政治的に支援するキャンペーンを行うよう呼びかけ、

すべての国際機関及び金融機関に対し、中国政府に働きかけすべての政治的また労働組合の逮捕者を釈放し人権及び労働組合権を順守させるよう要請する。

GATTの社会条項

1990年5月14～15日に、中華民国の台北市において開催されたITGLWF-ARO (TWARO) 第9回地域大会は、

第5回ITGLWF世界大会(1988年9月26～30日、東京)で採択された世界行動計画に基づき、すべての加盟組合があらゆる努力をし、GATTに社会条項を盛り込むよう圧力をかけることを決議する。

同大会は、賃金の引き下げ、団体交渉の阻止などが輸出国間の競争の手段に用いられてはならず、また、あらゆる輸出国を対象として社会条項をGATTへ盛り込むことにより、労働者を犠牲にした不公平で社会的に容認できない形の競争をかなり削減できると考える。

同大会は、「発展途上国」の政府が出している社会条項挿入に対する反対意見を拒否する。社会条項は新しい形での保護主義であり、「発展途上国」から先進国への障壁をつくるものであり、社会条項制度は「発展途上国」への内政干渉をもたらすという意見に特に反対する。

同大会は、政府が社会条項に反対しているのは、このことにより繊維、被服労働者の賃上げ及び生活水準の引き上げが起これ、輸出業者および輸入業者の利益が減少するためであると考え。特に、結社の自由あるいは団体交渉権が否定され、低賃金、劣悪な労働条件、低生活水準の発展途上国ではそうである。

また、同大会は社会条項の採択を政府に働きかけている先進国のITGLWF加盟組合をあらゆる限り支援すべきであると考え。

アジア太平洋地域における人権労働組合権

1990年5月14～15日、中華民国の台北市において開催されたITGLWF-ARO (TWARO) 第9回地域大会は、

アジア太平洋全域のTWARO加盟組合からの報告により、労働者の政治・経済的権利の侵害の増加が浮き彫りになったことを懸念し、

世界人権宣言およびILO諸条約に定められた基本的人権・労働組合権の促進と保護に対する

TWAROの取組みを再確認し、

団結権、団体交渉権、団体行動権を積極的に追求し続けることを決議する。

域内のあらゆる国における全労働者の完全なる政治的権利の確立・保護を要請する。

全加盟組合に対して、それぞれの国において人権と労働組合権を積極的に守り、情報を提供し、これらに関するキャンペーンにTWAROとITGLWFを関与させるよう呼びかける。

第10回TWARO大会（1994年7月7～8日、シンガポール）

貿易と労働基準の連関

第10回TWARO大会は、

GATT締約国のすべての国において、貿易と労働基準の関連づけのために、ITGLWFはじめ国際労働運動が進めている要求を支持するという行動を、アジア太平洋地域の労働組合の個別、共同活動の最前線に置くことが、緊急の課題であることを認識し、

労働者が、いわゆる世界市場における競争力を保持した生産を増強するために、政府に支持を受けた経営者による低賃金・劣悪な労働条件の下にあることを指摘し、

アジア太平洋地域そして全地域での非産業国ないし半産業国において、結社の自由、団結権、団体交渉権、児童労働の禁止、性・人種・言語・宗教等による差別の禁止をさだめたILOの基準を確立することが緊要の課題であることを強調し、

ITGLWF・TWAROの加盟組合に対し、また各国政府に対し、上記のILO条約、関連勧告を実施するための要求を行い、実現のための適切な行動を組織するよう要請する。

香港に関する決議

1994年7月7～8日、シンガポールで開催されたTWARO第10回大会は、

1997年後の香港の人々の自由と民主主義を疎外するような中国政府の行動、北京寄りの組合を支援し、また独立した組合への圧力をかけることによる香港の労働運動への中国政府の介入に強い懸念を覚え、

中国への大規模な工場移転により繊維・被服部門の労働者が雇用及び不完全雇用苦しんでいることに留意し、

香港の加盟組合の民主主義および労働基本権への闘争、独立した労働運動の強化への努力を支援することを決議する。

中国に関する決議

1994年7月7～8日、シンガポールで開催されたTWARO第10回大会は、

中国の職場での安全衛生状態が劣悪で、過去半年間に火災や建物崩壊により200人以上の死亡者を引き起こした大規模な労働災害がいくつか起きていることに衝撃を覚えている。最悪の事故は、公式発表で84名の死亡者を出したジリ・ハンディクラフト工場の火災である。

労働者が低賃金、長時間労働、危険な労働条件、独裁的経営、劣悪な住宅状況など、外資合弁企業及び地元の企業において厳しい労働条件を経験していることに大きな懸念を覚え、

より良い労働条件を要求し、中国全土においてストライキ及びデモの形で自発的な闘争が起き、また独立した労働組合が労働者の組織化にむけ努力していることに留意し、

中国政府が中国全土において独立した組合を抑圧し続けていることを非難し、

中国政府に対しすべての組合活動家および政治犯を釈放し、国際的に合意されている人権及び労働組合権に関する基準を、特に結社の自由及び団体交渉権について遵守するよう要求し、

中国の自主労組が行っている人権及び労働組合権の実現への戦いを支援し、独立した労働運動を抑圧している官製組合、中華全国総工会とのコンタクトを停止するよう、TWARO全加盟組合に要請する。

家内労働者に関する決議

1994年7月7～8日、シンガポールで開催されたTWARO第10回大会は、

家内労働は繊維被服製靴皮革産業において、賃金・労働時間・安全衛生・児童労働などの問題から逃れる方法として長い歴史があることを認識し、

1年後にILO条約・勧告が採択される可能性がある家内労働が1995年6月の第82回ILO総会で議題の一つに取り上げられることに留意し、

家内労働者に少なくとも、工場労働者と同様の保護と労働条件を与える強力かつ効果的なILO条約の制定を強力に支持し、

全加盟組合に対し、家内労働者に関するILO条約の採択を自国政府が支持することを目的に各国で以下を含むキャンペーンを行うよう要請し、

- 家内で働く労働者が直面する課題を浮き彫りにするためのマスメディア利用
- この問題に対する意識向上を目的としたワークショップ・活動
- 家内労働者に関するILO条約を使用者団体や政府が支持するような圧力

労働条件を改善し、確実に組織化するため、多くの国々で行われている家内労働者への支援を拡大し続けるよう加盟組合に奨励する。

労働者の利益保護に関する決議

1994年7月7～8日、シンガポールで開催された第10回TWARO大会は、

インフレ率・失業率の上昇及び契約労働と家内労働の急増、賃金・労働条件の低下をもたらしている世界各地における根本的な政治・経済機構の変化を認識し、

繊維被服皮革産業は発展途上経済における主要産業であり、多くの場合、国内唯一の製造業であることから、IMF、世界銀行をはじめとする国際金融機関が要求する構造調整プログラムにより生じた変化の最前線に立たされていることに留意し、

また、社会的側面に注意を払わなければ、いたるところで労働者が調整プロセスの悪影響に苦しむことを考慮し、

IMF・世界銀行など過去のプログラムの多くが発展途上国に對外債務を負わせることになった、国際機関による一般労働者の利益に無関心な構造調整プログラムの導入を非難し、

政府、IMF、世界銀行は現地のニーズと状況に基づいた調整政策を策定・実施するべきであり、その政策は、経済発展の助けとなるよう国内市場を拡大することを目的とし、調整プログラムの策定・実施のすべての過程で組合と協議を行い、その組合を通じて労働者の生活水準を向上する主たる方法でなければならないと信じ、

目下、集中調整プログラムを促進している政府・国際金融機関の行動から、労働者とその家族を守るためにグローバル行動計画キャンペーンの実施を決議し、

社会的側面を盛り込んだ政策の推進を目的に、IMFと世界銀行にさらに接触できるようICFTUとITS(ITGLWFを含む)の共同事務所がワシントンに設置されたことを歓迎する。

労働組合の自由と民主主義に関する決議

1994年7月7～8日、シンガポールで開催された第10回TWARO大会は、繊維産業の組合が、労働運動の長く、豊富な歴史において先駆者としての役割を果たしたことを認識し、

産業恐慌・問題は、自らの目的を推し進めることを目的に、政府、使用者または政治的・宗教的その他の既得権益による労働組合への介入という結果になることが多いことに留意し、

国連世界人権宣言およびILO憲章・条約に定められた基本的人権・労働者の権利が普遍的に尊重されるために尽力することを再確認し、

当該国の社会・経済システムにかかわらず、全労働者が団結権・団体交渉権・スト権を得られた場合のみ、基本的人権・労働組合権の尊重が達成されると信じ、

使用者または政治的・宗教的その他の既得権者による支配を受けずに活動する、強力で効果的、かつ自由で民主的な労働組合のみが基本的人権と労働組合権を保証できると考え、

労働組合組織を乗っ取るようとする外部組織の試みを非難し、

全加盟組合に対し、小規模で労働者代表ではない既得権者集団が支配権を得て、労働者の権利を損うことがないように、自らの独立性と民主主義を守り、全組合員をその活動に完全に関与・参加させるために全力を尽くすよう要請する。

自由貿易地域における多国籍企業による労働者の虐待と搾取の排除に関する決議

1994年7月7～8日、シンガポールで開催された第10回TWARO大会は、

近隣諸国や貿易相手国より競争上優位に立つため、労働条件を低下させ、労働者の権利を否定し、世界の市場シェアを競う国々が増えており、このことが結局は、近隣諸国や貿易相手国に労働条件を同レベルまで低下させる圧力となり、負のスパイラルに基づく競争の悪循環を生みだしていることを遺憾に思い、

多国籍企業が、団結権・団体交渉権が無視されている国々、また独立した組合が厳しく禁止され、強制・児童労働がはびこる国々へ、生産拠点を簡単に移動していることを注視し、

繊維被服皮革産業において、自由な労働組合だけでなく政府の裁量さえ制限してしまうような競争優位性を求め、世界中で企業が国境を越えた活動を拡大しており、同産業で雇用されているすべての人々の生活と労働条件に深刻な脅威を与えていること、特に新興工業国に母体を持つ多国籍企業による新規操業に対する懸念をますます深め、

資本は国境を自由に移動しており、これに対し国際労働は、事業戦略に対する影響力を持ち、従業員の権利や労働条件に有害な政策に抵抗する組合活動を行う能力を備えた多国籍企業内組合と共に、この課題に対処しなければならないと認識する。

また、自由に国境を超える資本の動きに、国際労働運動の連帯活動を利用できる組合は互角でなければならないと認識し、

ITGLWFに対し、TWAROと共同で以下を行うよう要請する。

- 組合にとって最も重要と思われる多国籍企業とその製品・慣行に関する情報を収集するデータベースを設置する。
- 未組織工場の特定となぜ未組織なのかを解明することを視野に、繊維・被服・皮革部門の主要大規模多国籍企業における組織化レベルを調査する。
- 特定の多国籍企業に対する行動計画の開発可能性を探る

－ 関係加盟組織と連携し、特定の選定した多国籍企業のグローバルレベルの経営者との会談の機会を探る。

加盟組合に対し、多国籍企業及び社会政策に関する原則のILO三者宣言の条項を各国法に含めるために努力することを要請し、

大抵の場合、労働組合権が禁じられる、または無視されている自由貿易地域の多くで、労働者が搾取されていることを遺憾に思い、

奴隷制の拠点としてILO中核的労働基準が完全に、故意に無視され、男性、女性そして子供に非人間的な労働条件を課している自由貿易地域を非難し、

TWAROはITGLWFと共に、自由貿易地域（FTZ）における人権と労働組合権の侵害に関する情報を収集・発信し、FTZの全関係者に労働組合権の国際基準に対する意識を高め、同時に、調査・連帯行動への支援、FTZの労働者を対象とした労働組合基礎教育キャンペーンの実施など、FTZ企業の組織化戦略を策定するために加盟組合を支援することをさらに決議し、

全加盟組合に対し、全ての国際・地域貿易協定に社会的条項を含めるよう国レベルでキャンペーンを行うよう要請する。

1995年、「貿易と国際的に認められた最低限の労働基準—貿易と労働者の権利をつなぐ」と題した国際会議を開催するようITGLWFに呼びかけ、

全加盟組合に対し、アジア太平洋地域における未組織労働者、特に自由貿易地域において搾取されている若年女性労働者の組織化を喫緊の最優先事項にすることを最終的に要請する。

第11回TWARO大会（1998年11月12～13日、コロンボ（スリランカ））

アジア経済金融危機に関する決議

1998年11月12～14日、スリランカ・コロンボで開催された第11回TWARO大会は、

1997年7月の経済・金融危機が引き金となって、アジア太平洋地域における繊維被服製靴皮革産業の雇用状況が悪化していることに深刻な懸念を表明する。何百万もの労働者が職を失い、家族に対する経済的社会的影響は破壊的なものである。彼らの多くは一家の稼ぎ手であり、必要な社会的保護も別の職もなく、その結果退学する子供の数が増加している。

国家の経済・産業政策の失敗により生じた負担を、その策定に関わる機会がなかった労働者が負い犠牲となることを遺憾に思い、

金融システムが脆弱であり、特に国際的な投機家の動きに対応できる人材開発という面で産業の耐性が弱く、現在労働者の適切な保護システムが無い国々で金融危機が発生したことを留意し、

さらに、危機の深刻な影響が域内に広がり、多くの国において苦痛を伴う産業調整を余儀なくしていることにも留意する。事実、二度にわたる通貨（元）の切り下げを伴う中国とベトナムの国際市場への参入もこの危機の発生の一因となった。

地域の特性に注意を払わず、労働者の声を聞くこともせず、画一的な緊縮政策を課したIMFに代表される金融機関によって危機が深刻化したことを遺憾に思い、

困窮する労働者の保護を目的とする社会的セーフティネットの構築案を促進するため、IMF、世界銀行、アジア開発銀行と対話を開始しようとするICFTU-APROの最近のイニシアチブを支持し、

早急に失業手当、技能訓練、雇用創出など、失業者を保護する包括的制度を構築し、労働者とその家

族を支援し、失業者の子供が復学できるよう必要な補助を提供するよう政府に要請し、

団結権・団体交渉権、すなわち使用者・政府による組合認知が、望ましいパートナーシップ構築の極めて基本的な前提条件の要素であると十分認識し、

政府に対して、対等な二者間のパートナーシップを追求し、我々の産業部門における、特に経済危機時の社会対話を促進する適切な国レベルの三者構成システムを構築するよう要請する。

家内労働に関する決議

南アジアの労働力のうちの60%（中国では200万人、日本では60万人、インドでは300万人）が家内労働者である。

家内労働者の80%を女性が占める。

家内労働者はインフォーマルおよびフォーマル労働の拡大分野であり、多くの国において組合員数に占める割合が増加している。

組合と労働運動が全般的に家内労働者を組織化する新たな手段に積極的に関わり、この部門における適切な指導力を発揮する必要がある。

インフォーマルセクターと家内労働者の急激な増加によって組合は、世界中の家内労働者の要求を満たす新たな交渉手段・キャンペーンを見つけだすことを余儀なくされている。家内労働者は、より良い雇用、公正・公平な賃金、技能訓練、健康保険、避難所、保育所、権利を失することのない労働時間の選択、職場の安全、ディーセントな労働条件、市場と信用供与へのアクセス、団結権および他の社会保障の利用を求めている。

1996年の第83回ILO総会は、家内労働に関する177号条約と86号決議を採択した。

したがって、第11回TWARO大会は、ITGLWFおよびTWAROの全加盟組合が以下に対して尽力することを決議する。

- a) 加盟組織に対して家内労働者の組織化を奨励することで、家内労働者組織化の取組みを強化し、各国におけるインフォーマルセクター、特に家内労働者の組織化戦略を拡大する。
- b) 第177号ILO条約を批准し、第86号ILO決議のガイドラインに沿って家内労働者に関する適切な国内法を制定するよう各国政府に働きかけながら、家内労働者に注目を集め、彼らを団体交渉の範囲に取り込むために出来る限りの努力する。
- c) 家内労働者が他産業の労働者と同様の権利、労働条件と社会的保護を享受できるような法を制定するよう政府に働きかける支援をする。

児童労働廃絶に関する決議

児童労働は、パキスタンにおいて主たる働き口である繊維、皮革、被服、カーペット、毛織物、綿花摘み、コーン紙、動力織機製品、プラスチックとその関連家内工業に存在する。

パキスタンでは、児童労働法、強制労働法、1992年債務隷属労働（廃絶）法、1991年児童雇用法、小売店法、工場法が存在するが、システムの欠陥により実施は非常に困難である。

アジア、特に南アジアにおいて、大半の児童労働は、貧困、失業、大家族、家長の退職・障害・薬物中毒などの理由で働いている。そのため、PNTLWFは、働く児童の親に対する自営業システム、意識向上プログラム、人口教育プログラム、所得創出世代対象プログラムおよび非公式教育プログラムが、当該国の国レベルで組合を通じて導入されるべきだと提案する。この目的に向けて、TWAROとITGLWFは、国際ドナー団体から適切な金融支援を得られるよう取り組むべきである

バングラデシュの洪水被害に関する決議

1998年11月12～14日、スリランカ・コロンボで開催された第11回TWARO大会は、バングラデシュにおいて長期的に発生した破壊的な洪水により失われた人命・家屋損壊に対する深い懸念と哀悼の意を表し、

何百万もの置き去りにされた家族が、食料もなく、調理する術もなく、路肩で生活し、飢えながら、汚水を飲み、食べるべきでない物を食べており、いまだ彼らのすべてが社会復帰できていないことを危機感と共に留意し、

深刻な影響を受け、2ヶ月以上も仕事がなく、家屋がひどく破壊され、社会復帰の支援を必要としているITGLWF-TWARO加盟組合の組合員に対する強い懸念を表明し、

バングラデシュの我々の産業部門において洪水被害を受けた労働者を支援するため、ITGLWFとTWAROが全力を挙げて費やした努力に感謝し、

国際社会に対して、ひどく困窮している洪水被害を受けたバングラデシュの人々に支援を差し伸べるよう訴える。

国際労働運動、特にICFTUとITSに対して、今回の壊滅的な洪水で、ほぼ全てを失ったバングラデシュ労働者に対する継続的支援を要請し、

洪水被害を受けたバングラデシュの人々に、全員が支援の手を差し伸べることを信じている。

香港に関する決議

1998年11月12～14日、スリランカ・コロンボで開催された第11回TWARO大会は、香港特別行政区（HK SAR）政府による団体交渉と結社の自由という労働組合権保護条例の撤回を遺憾に思い、

HK SAR政府による団体交渉と結社の自由という労働組合権を保護する条例の撤回に対して、香港労働組合連盟がILO結社の自由委員会に苦情を申し立てたことを支持し、

HK SAR政府に対して、ILO第87号と98号条約が実施されるよう既存の「1997年雇用および労使関係法（部分改正）」を改正するよう要請し、

HK SARにおける自由で民主的な労働運動の支援に対する取組みを再確認し、

地域の金融市場の混乱が引き起こした不況により、HK SARにおける繊維被服関連産業労働者が直面している状況が悪化していることに留意し、

当局が考案した不公平な被服・繊維メーカー生産量割り当てシステムに対する懸念を表明し、

制度変更に関し今後もたれる審議会で衣料産業事務小売一般労組と十分に協議するよう政府に対して要請し、

賃金水準を低下させるため、大規模な移住労働者を受入れる使用者が増加傾向にあることへの懸念を表明する。この傾向は、長期化する失業と不安定な状況、そして貧困への恐怖によって、すでに苦しんでいる何千というHK SARの労働者の生活を直接脅かすものである。

最低賃金と社会的セイフティーネットの保護のために闘う労働組合の努力を支持する。

女性労働者に関する決議

1998年11月12～14日、スリランカ・コロンボで開催された第11回TWARO大会は、その人数だけでなく、彼女らの努力で作られた製品の質を通じた、繊維被服製靴被服産業の発展に対する女性労働者の貴重な役割を認識し、

さらに、賃金・月給その他職場における福利厚生面での女性労働者に対する差別が懸念されていることに留意し、

女性労働者が職場における搾取とセクハラの対象になりやすいことを懸念し、

また、その膨大な数にも関わらず、女性労働者が労働組合の地方・国・地域・国際レベルの政治的機関において主導的地位を担う機会を与えられていないことにさらに留意し、非難し、

TWAROには、女性労働者の地位向上に関するすべての活動を調整・強化・結束する役割を負う女性委員会があることを認識し、

資金の調達を条件として、以下を提案する。

— TWAROの加盟人員増加により、女性委員会委員を5名から8名に増員すること

— TWARO女性委員会議長を加盟組織の女性委員会代表から選出すること

— 活動の効果・継続性を保証するため、TWARO/ITGLWFからの年間予算を女性委員会に割り当てること

— TWAROは、女性活動の常設担当/コーディネーターを設置すること

さらに、今後の活動の基礎を構築するため女性委員会の機構を強化するようTWARO書記局に要請する。

第12回TWARO大会（2002年11月15～16日、岡山）

ビルマの民主化支援決議

2002年11月15～16日、日本・岡山で開催された第12回TWARO大会は、

国際社会の継続的な圧力にもかかわらず、民主化の完全な復活が実現しておらず、ビルマ政府が批准するILO第29号条約に違反する強制労働がまだ蔓延していることに留意し、

2002年5月7日、国民民主連盟（NLD）のアウンサンスーチー議長が自宅軟禁から無条件解放されたことを歓迎し、

しかし、これは、民主主義、人権、労働組合権の完全な回復への一歩に過ぎず、ICFTUとGUFを含む国際社会によるビルマの状況改善に向けた継続的努力が必要とされていることに留意し、

ビルマへの貿易投資は一般市民ではなく、軍事政権の利益にしかならないことを認識し、ビルマに投資している多国籍企業に同国からの撤退を要請する。

軍事政権である国家平和発展評議会（SPDC）による強制労働の即時撤廃を求める2000年ILO総会において採択された決議を支援する我々の取組みを再確認し、

SPDCが、民主化実現にむけて、NLDおよび1990年の選挙で議席を獲得した民族政党と一般に開放・公開された協議を開始すべきだというNLDによる要求を支持し、

国連とILOがSPDCに対して、残りの政治犯全員を解放するよう圧力をかけ続け、強制労働の停止させる具体的な手段を講じ、人権・労働組合権の保護を要請するよう求め、

TWAROとその全加盟組織はICFTU、ICFTU-APROおよび他のGUFと共に、ビルマ労働組合連盟（FTUB）をはじめとする自由で民主的な労働組合による、同国における基本的な労働組合権の回復を求める闘いを支持することを誓う。

インフォーマル労働者に関する決議

2002年11月15～16日、日本・岡山で開催された第12回TWARO大会は、

インフォーマル経済に従事する労働者は、アジアにおける非農業部門の雇用の65%を占める労働者の多数派であり、その50%が女性である。この数字は、家内労働、小規模工場における非正規、契約労働、自営の増加に伴い、保護されない労働が増えつつある繊維衣料皮革産業においてより高い。労働者の大半、特に女性は家内労働に従事している。これら労働者は、仕事の保障がなく、仕事に就けない日も多い。解雇を防止する術もない。社会保障を受けることもできず、収入のほとんどは医療費に費やされてしまう。老後の支援もない。女性は、育児と仕事という二重の負担を負わなければならない。賃金は低く、悲惨な労働条件で働いている。労働が健康を蝕むことも多い。貧困はインフォーマル経済と深く結びついている。概して、こうした労働者は組合に加入しておらず、既存の法制度はこのような労働者の組織や労働組合を認めていないことが多い。

グローバル化によって、インフォーマル労働は、特に繊維衣料皮革部門において増加していることに留意する。組合に組織化されているフォーマル経済の労働者の多くが雇用を失いつつあり、インフォーマル労働者層に呑みこまれつつある。しかし、これらの労働者も自らを組織化し、その権利のために立ち上がり始めた。より良い賃金、より良い社会保障のために、国内外で組織化を始めたのである。政府と国際機関は、彼らの状況に気付き、いくつか行動を起こしている。2002年のILO総会は、三者協議の後にインフォーマル経済に関する決議を採択した。これに先立ち、ILOはインフォーマル労働者の窮状に関して、家内労働に関する条約を含むいくつかの条約を採択している。

インフォーマル経済の労働者を認識し、その認知を要請し、彼らを労働者を保護する法および政策の対象とし、

完全な雇用と適切な賃金を促進する政策のために活動し、

既存の機構を拡張するとともに新たな機構を構築することで、これらの労働者に社会保障の完全な適用を促進し、

労働者が市場に直接参入し、交渉力を強化するために代替的な経済プログラム・介入を促進し、

インフォーマル経済の労働者の個人加盟形態の組織を認知し、加盟組織の組織化を支援することを決議する。

各国政府に対し、インフォーマル経済の労働者について認識し、その完全雇用と社会保障を促進し、

また、彼らの組織化に関する法的・政策的制約を排除し、特に家内労働者を保護するILO条約を批准し、

ILOに対し、2002年のILO総会で採択されたインフォーマル経済に関する決議と結語の促進・実施を要請する。

母性保護に関するILO第183号条約に関する決議

2002年11月15～16日、日本・岡山で開催された第12回TWARO大会は、

ILO第183号条約は、加盟組織の国々における現在の母性給付に比べ、はるかに高水準で良質な給付を提示するものの、

経済的あるいは他の理由により、妊婦・哺育中の女性に前述の給付を行うことを受諾・承認することに直ちに納得できない国、使用者が多い。

加盟組織が、地域のITGLWF-TWARO組織を通じてILO183号条約に関するあらゆる関連情報・利益を十分に周知し、当該政府の同条約の受諾・承認に向けてキャンペーンや動員活動を実施する

ことが不可欠である。

I T G L W F - T W A R Oとその加盟組織に対し、働く女性のために I L O 183号条約に関するあらゆる関連情報・利益を周知・説明することを目的とする活動を行い、各国政府による同条約の適用・批准を求めるキャンペーンを行うよう要請することをここに決議する。

繊維衣料及び履物産業労働者の将来の安定を図る決議

2002年11月15～16日、日本・岡山で開催された第12回TWARO大会は、繊維衣料製靴産業はグローバルな危機に直面しているが、この危機は2004年12月31日付けで多国間繊維取り決めが撤廃された後、さらに悪化するであろうことに留意し、この産業の将来は、主要な経済・貿易圏および国、ブレトン・ウッズ機関、産業を支配する多国籍製造業・小売業者が動かすグローバル化によって支配されていることを認識し、さらに、この産業の問題は、強く主張する人がいる過剰生産能力や過剰生産そのものではなく、繊維衣料製靴輸出産業に従事する労働者も含む、まともな服や靴を買うこともできない何千、何万という人々がいることによる過少消費に、その根源があることを認識し、この産業の全労働者の利益を促進し擁護することが緊急に必要であることを念頭に、この産業が直面する課題はグローバルであると同時に地域的でもある。よってグローバル、地域、国、地方、企業および工場というあらゆるレベルでの解決が求められることを認識する。労働者の働きから利益を得ている製造業者、小売業者に責任を課す一方、産業の将来を保証し、労働者の尊厳を取り戻すための労働組合戦略を構築することを決議し、その戦略が、グローバルから地域まであらゆるレベルの国際組織・政府・製造業者・小売業者・労働組合による行動を要する経済・貿易・社会・法的側面を含むことに同意し、TWARO書記局に対し、以下の2002年11月12～13日に開催された繊維衣料皮革産業の将来と労働組合の対応に関するTWAROワークショップで掲げられた提案に基づく戦略の概要を全加盟組合と直ちに協議するよう指示する。

国際レベルでの活動

国際機関

国際労働基準のグローバルな実施を目的に、国際機関による共同行動につながる緊密な関係構築

国際労働機関

中核的労働基準が効果的に実施され、その結果、繊維衣料皮革産業に従事する労働者を含む全労働者のディーセントワークが確保されるためのILO強化

貿易

貿易自由化、特に繊維衣料製靴産業のような労働集約型産業における雇用・労働条件に及ぼす影響の早急な検討

あらゆる貿易交渉への三者の関与

あらゆる国際貿易協定への労働基準条項の包含

繊維衣料製靴のような脆弱産業における貿易規制の継続

特に途上国における新興産業および苦戦する産業が、中国のような独占的生産者の脅威に対応できる
よう支援することを目的に策定された手段

報酬・制裁メカニズムを通じて、国際労働基準の尊重に基づく貿易の促進

労働組合

共通の労働組合アプローチをグローバルに調整

当該多国籍企業の事業活動全体における国際労働基準、特に結社の自由と団体交渉権の完全適用を目的に、あらゆる多国籍企業とグローバル枠組み協定を交渉する。

国レベルでの活動

政 府

国家産業政策の開発をはじめとする産業の発展に、各国政府はより大きな役割を果たすべきである

あらゆる労働者が適切な週労働時間に見合う生活賃金を得られるようにしながら購買力を強化し、地域市場を発展・拡大することを目的とする政策の促進

移住労働者を含む国際労働基準の完全適用

輸出加工区の国家経済への完全統合および労働その他規制の適用除外の終了

グローバル化の進展によって失業した労働者を早急に経済に再統合させるための援助プログラム

インフォーマル労働者が一般経済において等しく関与・保護されるよう、支援を提供する法的活動を含む戦略

産 業

成長可能で、採算性があり、国際的に競争力を持つ産業を堅持するための投資・再投資

より良い賃金と労働条件につながる生産性・質の向上

結社の自由および団体交渉に基づくより良い労使関係

変化する作業・技術に付いていくための継続的な技術・管理トレーニングおよび再トレーニング

主要課題に関する三者協議を含む社会対話の促進

全ての国際的労働基準およびその他企業行動を規制する国際協定を尊重し実行に移すことで、社会的責任を負う多国籍企業

労働組合

以下を通じてあらゆるレベルで労働組合組織を強化する

- インフォーマルまたは保護されていない労働者を含む早急な組合員拡大
- 経済的自立性の発展
- 国内・国際的な連帯の促進

効果的・有益な団体協約の交渉を通じて代表性を強化する

組合員および国内・国際的労組との効果的なコミュニケーションを開発する

労働者のみならず一般人に関わる貿易・産業政策の影響について市民とより良いコミュニケーションを行う

製造業労働者にとって有益な政策に対する支援を強化するため、消費者および消費者団体との関係を構築する

国内・国際的なあらゆるレベルで労働者間のコミュニケーションを構築する

さらに、調査、訓練、情報の流布を通じて、今後の戦略を発展・促進するため、あらゆる必要な活動を取るよう、TWARO書記局に指示する。

第13回TWARO大会（2006年12月7～8日、バンコク（タイ））

ビルマ決議

2006年12月7～8日、タイ・バンコクで開催された第13回TWARO大会は、過去16年間の国連、国際労働組合を含めた多くの国・組織による国際的努力にもかかわらず、ビルマにおける民主主義はいまだ復活していないことを想起し、

軍事政権は新憲法草案のための国民会議を開催したが、NLD（国民民主連盟）はこれをボイコットし、また具体的な民主化への取り組みは示されず、そのために長年軍事政権に圧力をかけてきた国際コミュニティだけでなく最近ビルマの状況について懸念を表明したASEAN（東南アジア諸国連合）の要求を満たしていないことに留意し、

ビルマにおいて強制労働が今も続いており、これは政府が批准したILO第29号条約の侵害であることを認識し、

2006年の第95回ILO総会がビルマのILO29号条約の重大な違反に対し深い憂慮と強い批判を表明しビルマ政府に対して早急に具体的な改善策を講じるよう求めたことに留意し、

国連安全保障理事会がビルマ民主化問題を公式議題として取り上げることを決定したことを歓迎し、民主主義のないままビルマとの投資・貿易を行うことは、直接的・間接的に軍事政権に利するだけで、一般の国民には利益がないということに更に留意し、

国外に亡命し活動を行っているFTUB（ビルマ労働組合連盟）のようなビルマの労働組合は、結社の自由を求め惜しめない努力をしており、ビルマに民主主義が復活次第すぐにビルマで労働運動を開始できるよう準備をしていることを認識し、

ビルマ政府に対し、民主主義を復活させ、ダウ・アウン・サン・スー・チー及びその他のNLDメンバーに政治活動の自由を保障するよう要求し、

国連とILOがSPDC（国家平和発展評議会）に対し人権と労働組合権を尊重するよう圧力をかけ続けるよう要請し、

TWARO加盟組合に対し、国際コミュニティがビルマ民主化のために共同で努力し活動することができるよう各組織が政府に対して影響力を発揮し、アプローチするよう要請し、

TWARO及びその加盟組合に対し、ビルマでの商取引、投資、いかなる軍事的援助を控えるよう各国政府及び関連多国籍企業に求めるよう要請し、

TWARO及びその加盟組合は、ビルマの人々が平和と自由を完全に享受できる日が来るまで、

F T U B及び共通の目標を共有する組織を全面的に支援することを誓う。

中国に関する決議

2006年12月7～8日、タイ・バンコクで開催された第13回TWARO大会は、
2008年、北京においてオリンピックが開催されることを認識し、
2001年、北京オリンピック招致委員会の Wang Wei 事務局長が「中国での開催は我々の経済を促進するだけでなく、教育・医療・人権を含む全ての社会的条件を強化すると確信している」と誓ったことを想起し、
中国政府に対し、労働運動家を含む全ての政治犯を釈放することによって人権の状況を改善し、労働者の結社の自由を尊重しILO第87号・98号条約を批准するよう要求し、
国際オリンピック委員会（IOC）に対し、北京でのオリンピック開催決定の結果、中国における人権が改善されるであろうというIOCの期待を思い起こさせ、
IOCに対し、ILO中核条約の批准を含め人権の状況を改善するよう中国政府に圧力をかけ、オリンピック・スポンサーとオリンピック関係製品の製造業者がそれぞれの製造過程においてILO中核基準を遵守することを保証するよう求める。

青年の更なる参加に関する決議

2006年12月7～8日、タイ・バンコクで開催された第13回TWARO大会は、
リーダーシップの継承及び若い労働者の継続的で活発な参加によって社会正義を確保できるようにするために労働組合の力を強め、
全てのTWARO加盟組合が、青年労働者の組織化、組合教育・訓練のために具体的な努力と取り組みを行うよう要請し、
将来のTWAROの指導部となる青年を関与させるためのより調整された取り組みを計画し、青年の活動／プログラム／訓練が継続されるよう、加盟組合は青年代表を指名し、TWAROとの連携を確立するよう主張し、
全てのTWARO加盟組合が青年を訓練するという政策を厳格に掲げ、青年の参加を促進するよう要請する。

フィジーに関する決議

2006年12月7～8日、タイ・バンコクで開催された第13回TWARO大会は、
フィジーでクーデターが起こり、民主的に選ばれた政府が軍隊によって打倒されたことを遺憾に思い、非民主的政権によって労働者の権利を含む人権が脅威にさらされることを懸念し、
フィジー軍隊が国の支配権を直ちに返還し、兵舎に戻るよう要求し、
国連及びその加盟国、特にアジア太平洋諸国がフィジーにおいて一刻も早く民主主義が回復するよう可能な限りのあらゆる圧力を行使するよう要請する。

タイに関する緊急決議

2006年12月7～8日、タイ・バンコクで開催された第13回TWARO大会は、
タイで民主的に選ばれた政府が軍隊によって打倒されたことを遺憾に思い、
一刻も早い非常事態宣言の解除と、タイ市民の民主的権利の回復を求める。

第14回TWARO大会（2011年11月10～11日、マニラ（フィリピン））

新たなGUF（国際産別組織）創設とアジア太平洋の我々の産業部門における組合活動の維持・強化に関する決議

2011年11月10～11日、フィリピン・マニラで開催された第14回TWARO大会は、

現在進められているIMF、ICEM及びITGLWFによる製造部門における新たなGUF（国際産業別労働組合組織）の創設を歓迎し、

3GUFの統合は、国際労働運動を強化し、世界経済のグローバル化や多国籍企業の力が増大したことから生じてきている、より複雑で困難な問題に対応できるようにし、我々の組合のニーズにより応えられるようにし、より力強く効果的な活動を目指すことを目的にしていることに留意し、

TWAROの創始者たちが抱いていた、アジア太平洋地域における繊維・被服・皮革産業の労働条件を向上させるという熱意と理想を想起し、

1958年にICFTU-ARO（国際自由労連アジア地域組織）主催で開催された第1回アジア繊維労働者会議で出された問題は、「劣悪な労働条件、低賃金および組合間における連帯の欠如」であり、これらの問題が今日まで変わっていないことを思い、

TWAROの1960年フィリピン・マニラでの創設から今日までの活動及び成果を総括し、

同地域の我々の産業部門において労働条件がかなり向上してはいるものの、低賃金、団結権・団体交渉権等の労働組合基本権違反、組合結成が困難な自由貿易地域／輸出加工区といった多くの問題があることに留意し、

さらに、多くの国では、我々の産業部門の労働者は最低あるいはそれ以下の賃金しか得られず、生計を立てるのに困難な状況にあることを意識し、

多くの国において、繊維・被服産業は主要産業で大多数の労働者を雇用し、それ故に我々の活動は組合員にとってだけでなくこの地域の社会にとって重要であることを認め、

TWARO加盟組合は新たなGUFの発展と成功のためにIMF（国際金属労連）やICEM（国際化学エネルギー鉱山労連）と共に組合員の利益を促進するために活動を継続・強化することを強く誓う。

短期雇用契約に関する決議

2011年11月10～11日、フィリピン・マニラで開催された第14回TWARO大会は、

近年、短期契約労働が、特に衣料部門において一般化していることに留意し、

そうした雇用形態では、通常正社員には付与されている法的権利・利益が労働者に与えられないことが多いという警戒すべき傾向に懸念を表明し、

2009年12月2～4日に催された第9回ITGLWF世界大会において、「短期契約労働者に平等な待遇を求めるグローバルキャンペーン」に関する決議を全会一致で採択したことを想起し、

契約労働者を取り巻く状況に重要は変化をもたらすには、グローバルキャンペーンへの集団的取組みが必須であると強調し、

労働条件と労働者の権利低下に歯止めをかけ、ディーセントワークを確保することを目的とするこのグローバルな闘いに全面的に関与するよう、TWAROを奨励する。

附属資料 7

TWARO 執行委員および役員

	1960年 結成時執行委員	1962年～1965年	1965年～1971年
会 長	滝田実 全織（日本）	滝田実 全織（日本）	滝田実 全織（日本）
副 会 長		A. N. ブッチ INTUC（インド）	A. N. ブッチ INTUC（インド）
書 記 長	伊賀崎栄子（日本）	伊賀崎栄子（日本）	伊賀崎栄子（日本）
	M. ジェーン （インド事務所）	M. ジェーン （インド事務所） * 1964年退職	
執行委員	パン・チャンホイ CIWGUHK（香港）	パン・チャンホイ CIWGUHK（香港）	パン・チャンホイ CIWGUHK（香港）
	A. N. ブッチ INTUC（インド）	H. シラジ APCOL（パキスタン）	M. スライマン APCOL（パキスタン）
	H. シラジ APCOL（パキスタン）		
会計監査	瓜生清 全織（日本）	瓜生清 全織（日本）	瓜生清 全織（日本） 1966年～ 大本茂彦 全織（日本）

	1971年～1974年	1974年～1977年	1977年～1981年
会 長	宇佐美忠信 全織（日本）	宇佐美忠信 全織（日本）	宇佐美忠信 全織（日本）
副 会 長	A. N. ブッチ INTUC（インド） 1972年～ T. ボサール INTUC（インド）	T. ボサール INTUC（インド）	T. ボサール INTUC（インド）
書 記 長	伊賀崎栄子（日本）	伊賀崎栄子（日本）	伊賀崎栄子（日本）
副書記長		レオン・フック・キー （梁福基）	レオン・フック・キー （梁福基）
執行委員	パン・チャンホイ CIWGUHK（香港）	パン・チャンホイ CIWGUHK（香港）	パン・チャンホイ CIWGUHK（香港）
	盧 鎮浩 KNTWU（韓国）	S. J. バン KNTWU（韓国）	Y. T. キム KNTWU（韓国）
	M. スライマン APCOL（パキスタン）	M. ラシッド APCOL（パキスタン）	ノーマン・レノルドソン ATWU（オーストラリア） 1978年～ F. E. ピーターソン CATUA（オーストラリア） 1979年～ L. アーミテージ NZFWMCHFEIAW （ニュージーランド）
会計監査	大本茂彦 全織（日本）	大本茂彦 全織（日本）	大本茂彦 全織（日本）
			M. ラシッド APCOL（パキスタン）

	1981年～1985年	1985年～1990年
会 長	宇佐美忠信 ゼンセン同盟（日本）	芦田甚之助 ゼンセン同盟（日本）
副 会 長	T. ボサール I N T U C （インド） 1984年～ ハリブハウ・ナイク I N T W F （インド）	ハリブハウ・ナイク I N T W F （インド）
書 記 長	和泉孝 ゼンセン同盟（日本）	和泉孝 ゼンセン同盟（日本） 1989年～ 高木君代 ゼンセン同盟（日本）
副書記長	レオン・フック・キー（梁福基） ～1982年	1988年～ S. カンディア 1990年～ レオン・フック・キー（梁福基）
執行委員	パン・チャンホイ C I W G U H K （香港）	チャン・ウェイ・ハン C I W G U H K （香港）
	キム・ホンド（金弘道） F K T W U （韓国） 1984年～ リー・ユーボク F K T W U （韓国）	リー・ユーボク F K T W U （韓国） パク・チョンケウン F K T W U （韓国）と交代 1989年～ キム・ソン・ク F K T W U （韓国）
	フレッド・ピーターソン C A T U （オーストラリア）	フレッド・ピーターソン C A T U （オーストラリア） 1987年～ スタン・ビトミード A F T W U （オーストラリア）
会計監査	野付利之 ゼンセン同盟（日本）	野付利之 ゼンセン同盟（日本）
	M. ラシッド A P C O L （パキスタン）	M. ラシッド A P C O L （パキスタン） ※1988年死去

	1990年～1994年	1994年～1998年
会 長	芦田甚之助 ゼンセン同盟（日本）	高木剛 ゼンセン同盟（日本）
副 会 長	ハリブハウ・ナイク I N T W F （インド）	ハリブハウ・ナイク I N T W F （インド） 1996年～ N. M. バロット N T G L W F （インド）
書 記 長	高木君代 ゼンセン同盟（日本） 1994年～ 鈴木則之（書記長代行） ゼンセン同盟（日本）	鈴木則之 ゼンセン同盟（日本）
副書記長	レオン・フック・キー（梁福基）	レオン・フック・キー（梁福基）
執行委員	チャン・ウェイ・ハン C I W G U H K （香港） ※1992年10月31日死去 1992年～ クウォク・ケイ C I W G U H K （香港）	クウォク・ケイ C I W G U H K （香港）
	ソン・スー・イル F K T W U （韓国）	ソン・スー・イル F K T W U （韓国） 1996年～ キム・ソン・ク F K T W U （韓国）
	チャン・メン・ドン T I W U （シンガポール）	ザヒール・A・タージ P N T L G W F （パキスタン） 1996年～ M. R. ブイヤン B T G L W F （バングラデシュ）
	ラストム・アクサム S E R B I T S I （インドネシア）	E. P. アランザメンデス C F W （フィリピン） 1996年～ A. シバナンサン S F T T G I E U （マレーシア）
	ブライアン・ブルームホール A F T W U （オーストラリア） 1991年～ トニー・ウールガー T C F U A （オーストラリア）	スリボ・ワユファク T W F T （タイ） 1996年～ チャン・メン・ドン T I W U （シンガポール）
	1992年～ ナーシハン・ドクサトリ T C F U A （オーストラリア） 女性委員会委員長	トニー・ウールガー T C F U A （オーストラリア） ロバータ（ボビー）・スミス T C F U A （オーストラリア） 女性委員会委員長 1996年～ メアリー・シャーマ T C F U A （オーストラリア） 女性委員会委員長
	ジェン・チェン・ツン 中華民国総工会繊維委員会	ジェン・チェン・ツン 中華民国総工会繊維委員会
会計監査	岡本 郁夫 ゼンセン同盟（日本） 1992年～ 堀井 和美 ゼンセン同盟（日本）	堀井 和美 ゼンセン同盟（日本） 1997年～ 池田春夫 ゼンセン同盟（日本）

	1998年～2002年	2002年～2006年
会 長	高木剛 ゼンセン同盟 (日本)	高木剛 U I ゼンセン同盟 (日本) 2005年～ 島田尚信 U I ゼンセン同盟 (日本)
副 会 長	N. M. バロット N T G L W F (インド) 2000年～ P. L. スビア I N T W F (インド)	ケニー・パーキンス P T G W U (マレーシア)
書 記 長	郷野晶子 ゼンセン同盟 (日本)	郷野晶子 U I ゼンセン同盟 (日本)
副書記長	レオン・フック・キー (梁福基)	レオン・フック・キー (梁福基)
執行委員	ジェン・チェン・ツン 中華民国総工会繊維委員会	ジェン・チェン・ツン 中華民国総工会繊維委員会
	キム・ソン・ク F K T W U (韓国) 1999年～ オー・ヨン・ボン F K T D W U (韓国)	オー・ヨン・ボン F K T D W U (韓国)
	1998年～2000年空席 2000年～ ビクトリノ・バライス P T G W O (フィリピン)	ノルベルト・アレンスエラ P D M P (フィリピン)
	チャン・メン・ドン T I W U (シンガポール) 2000年～ スリボ・ワユファク T W F T (タイ)	ロイ・ロメシュ・チャンドラ U F G W (バングラデシュ)
	ザヒール・A・タージ P N T L G W U (パキスタン) 2000年～ M. R. ブイヤン B T G L W F (バングラデシュ)	インドラ・デオ・ミシュラ N F L C (ネパール)
	トニー・ウールガー T C F U A (オーストラリア)	トニー・ウールガー T C F U A (オーストラリア)
	アニー・アドビエント 女性委員会委員長 (フィリピン)	ファタラ・オムラニ J T G C U (ヨルダン)
		秋元かおる U I ゼンセン同盟 (日本)
	ノーライラ・アスラ N U W S M I (マレーシア)	
	アニー・アドビエント 女性委員会委員長 (フィリピン)	
会計監査	池田春夫 ゼンセン同盟 (日本)	池田春夫 U I ゼンセン同盟 (日本)
	クウォク・ケイ C I W G U H K (香港) 2001年～ バン・チャンホイ C I W G U H K (香港)	チュン・ライハ R C C I G U (香港)

	2006年～2011年	2011年～2012年
会 長	島田尚信 U Iゼンセン同盟 (日本)	島田尚信 U Iゼンセン同盟 (日本)
副 会 長	ケニー・パーキンス マレーシア	ファタラ・オムラニ J T G C U (ヨルダン)
書 記 長	郷野晶子 U Iゼンセン同盟 (日本)	郷野晶子 U Iゼンセン同盟 (日本)
執行委員	ジェン・チェン・ツン 中華民国総工会繊維委員会	空席
	バツキン・バチュルーン M I T U F (モンゴル)	バツキン・バチュルーン M I T U F (モンゴル)
	ノルベルト・アレンスエラ P D M P (フィリピン)	ロキエト・アルパフォ P I G L A S - K A M A O (フィリピン)
	V. R. ジャガナサン I N G L W F (インド)	M. マリー N S M T W U (マレーシア)
	ザヒール・A・タージ P N T L G W F (パキスタン) 2008年～ ファリダ・ザヒール P N T L G W F (パキスタン)	V. R. ジャガナサン I N G L W F (インド)
	トニー・ウールガー T C F U A (オーストラリア) 2008年～ ミシェル・オニール T C F U A (オーストラリア)	アントン・マーカス F T Z G S E U (スリランカ)
	ファタラ・オムラニ J T G C U (ヨルダン)	ミシェル・オニール T C F U A (オーストラリア)
	秋元かおる U Iゼンセン同盟 (日本)	秋元かおる U Iゼンセン同盟 (日本)
	ノーライラ・アスラ N U W S M I (マレーシア)	ノーライラ・アスラ N U W S M I (マレーシア)
	アニー・アドビエント 女性委員会委員長 (フィリピン)	アニー・アドビエント 女性委員会委員長 (フィリピン)
会計監査	池田春夫 U Iゼンセン同盟 (日本) 2008年～ 山河博 U Iゼンセン同盟 (日本)	山河博 U Iゼンセン同盟 (日本)
	チュン・ライハ R C C I G U (香港)	チュン・ライハ R C C I G U (香港)

TWARO年表

年	月 日	
1958	11.10-12	<p>第1回アジア繊維労働者大会（東京開催） TWARO結成にむけ、準備委員会を設置 <u>参加組織</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 香港・九龍労働組合評議会（HK TUC） 2. インド全国労働組合会議（INTUC） 3. インド労働者連盟（HMS） 4. インドネシア回教徒労組（SBII） 5. 全織同盟 6. 全日本パキスタン労働者会議（APCOL） 7. フィリピン労働組合会議（PTUC）
1960	1.30-2.21	<p>準備委員会議長の滝田実氏（当時の全織同盟会長）が、アジア繊維労働者地域組織（TWARO）設立にむけた協議を行うため、ニューデリー、カルカッタ（コルカタ）、アーメダバード、ムンバイ、カラチ、ダッカ、マニラ、香港の各国組合代表を訪問</p>
	6.13-17	<p>IFTWA（国際繊維労組同盟）とIGWF（国際衣服労連）の統合でITGWF（国際繊維被服労組同盟）結成 ※統合大会は、コペンハーゲン（デンマーク）で開催</p>
	11.3	<p>TWARO結成大会（準備委員会）、マニラ（フィリピン）開催 862,000万人の労働者を代表する8カ国9労組が参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ TWARO規約を採択（付属資料4参照） ◆ 執行委員を選出し、2名の書記を任命（付属資料2参照） ◆ TWARO本部を東京に置くことを決定 ◆ TWARO加盟費を1000人当たり年間1英ポンドに設定 <p><u>参加組織</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中華民国総工会（CFL） 2. 香港・九龍労働組合評議会（HK TUC） 3. インド全国労働組合会議（INTUC） 4. インド労働者連盟（HMS） 5. インドネシア回教徒労組（SBII） 6. 全織同盟 7. 韓国労働組合総連盟（FKTU） 8. 全日本パキスタン労働者会議（APCOL） 9. フィリピン労働組合会議（PTUC）
1961	9.11	<p>全織本部会館が市ヶ谷に落成すると同時に4階の一室にTWARO東京事務局を開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 伊賀崎栄子氏がTWARO書記長代行として活動開始
1962	4.28	<p>第1回TWARO執行委員会（香港開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 伊賀崎氏をTWARO書記長に任命
	10.22	<p>第2回TWARO執行委員会（東京開催）</p>

年	月 日	
1962	10.23-24	第2回TWARO大会(東京開催) 24日、閉会後に第3回TWARO執行委員会を開催
1964	2.18-19	第4回TWARO執行委員会(ニューデリー(インド)開催) ◆ ストライキ中のチュンナム工場(香港)の労働者に全面的な支援を行うことを決定 ◆ ジェーン氏(TWAROインド事務所常駐書記長)の辞任を承認し、インド事務所閉鎖を決定 ◆ 香港及びパキスタンの組織化、教育活動の強化を決定
1965	4.7	第5回TWARO執行委員会(ニューデリー(インド)開催)
	4.8-9	第3回TWARO大会(ニューデリー(インド)開催)
	5.25	TWAROオルグのレオン・フック・キー氏が香港に赴任
1966	2.25-26	第6回TWARO執行委員会(東京開催) ◆ TWARO結成以来、初めてK. プッシュマン氏(ITGWF前副会長)及びJ. グリーンホール氏(ITGWF前書記長)などのITGLWF代表がTWARO執行委員会に出席
1968	11.6	第7回TWARO執行委員会(東京開催)
1969	11.8-9	第8回TWARO執行委員会(シンガポール開催)
	11.10-20	第1回TWAROリーダー研修を日本で実施(インドネシア及びシンガポールから活動家各1名が参加)
1970	6.5	ITGWF(国際繊維被服労組同盟)とINSLWF(国際皮革労組同盟)の統合でITGLWF(国際繊維被服皮革労組同盟)結成
	10.23-11.22	第2回TWAROリーダー研修を日本で実施(香港加盟組合のオルグ1名が参加)
	10.27-28	TWARO東アジア婦人指導者会議(名古屋開催)
	11.16-23	第3回TWAROリーダー研修を日本で実施(台湾の活動家3名が参加)
1971	2.22	第9回TWARO執行委員会(東京開催)
	2.22-23	第4回TWARO大会(東京開催)及びTWARO10周年 ◆ TWARO結成以来議長を務めてきた滝田氏が本大会を機に退任することとなり、氏の功績を称え、TWARO名誉会長の称号を授与 ◆ 宇佐美忠信氏が新会長に選出される 23日、大会2日目に第10回TWARO執行委員会を開催
	10.16-11.14	第4回TWAROリーダー研修を日本で実施(インド、インドネシア、韓国から活動家各1名が参加)
1972	4.21-22	第11回TWARO執行委員会(香港開催)

年	月 日	
1971	9.12-23	TWARO婦人指導者セミナー（東京開催）
	10.16-20	第1回ITGLWF世界大会（アムステルダム（オランダ）開催） ◆ 会長 カール・ブッシュマン（西ドイツ） ◆ 副会長 ピーター・ペンダーガスト（英国） アドルフ・ミルケス（西ドイツ） ◆ 書記長 チャールズ・フォード
1973	3.21-28	第5回TWAROリーダー研修を日本で実施（香港から活動家2名が参加）
	10.2-16	第6回TWAROリーダー研修を日本で実施（シンガポールから若手リーダー4名が参加）
1974	7.17-30	第7回TWAROリーダー研修を日本で実施（バングラデシュ及びインドから若手リーダー各1名が参加）
	9.17	第12回TWARO執行委員会（シンガポール開催） ◆ TWAROオルグのレオン氏をTWARO副書記長に任命
	9.18-20	第5回TWARO大会（シンガポール開催） ◆ TWARO会費を年間1000名につき1英ポンドから5米ドルに値上げすることを決定
		第13回TWARO執行委員会を、19日の執行委員選挙終了後に開催
	11.16-12.3	第8回TWAROリーダー研修を日本で実施（フィリピンからリーダー2名が参加）
	12.16-22	TWAROセミナー「多国籍企業と労働組合」（ジャカルタ（インドネシア）開催）
1975	9.8-9	ITGLWF執行委員会を東京で開催（アジアでは初めての開催）
	12.3-16	第9回TWAROリーダー研修を日本で実施（パキスタンから活動家2名が参加）
1976	2.13-15	第14回TWARO執行委員会（ソウル開催）
	3.22-26	第2回ITGLWF世界大会（ダブリン（アイルランド）開催） ◆ ゼンセン同盟会長の宇佐美氏（TWARO会長）がITGLWF副会長（4名）に選出される。
	8.23-9.9	第10回TWAROリーダー研修を日本で実施（タイから活動家3名が参加）
1976	9.27	TWARO副書記長のレオン氏が、TWARO事務局強化のため東京のTWARO本部に転勤

年	月 日	
1977	1.23-2.5	第11回TWAROリーダー研修を日本で実施（マレーシア及びインドからリーダー3名が参加）
	7.19-29	TWARO東アジアセミナー「婦人の労働組合活動への関心と参加をいかに高めるか」（東京開催）
	9.17-30	第12回TWAROリーダー研修を日本で実施（インドネシアからリーダー3名が参加）
	11.28-12.7	第1回TWARO BATAセミナー「皮革産業における団体交渉」をコロombo（スリランカ）で開催。団体交渉指針として「アジアBATA憲章」を採択。
	12.11	第15回TWARO執行委員会（ムンバイ開催（インド））
	12.12-13	<p>第6回TWARO大会（ムンバイ（インド）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 組織の正式名称を「Textile Workers Asian Regional Organisation（アジア繊維労働者地域組織）」から「ITGLWF Asian Regional Organisation（TWARO）」に改称。 ◆ TWARO会費を年間1000名につき5米ドルから7米ドルに値上げ。 ◆ 3年毎開催のTWARO大会を、4年毎開催に変更。 ◆ ITGLWF主導のJ.P.スチーブンス社製品ボイコット（不買運動）に対する全面的支援を決定。 <p>13日、大会2日目の休憩時間中に第16回TWARO執行委員会 を開催</p>
1978	5	TWARO第6回大会の決定に基づき、TWAROは調査団を派遣。A.M.ブッチ氏（インドTLA会長）、レオン氏（TWARO副書記長）によるA班と、大本茂彦氏（ゼンセン同盟副書記長）、伊賀崎氏（TWARO書記長）によるB班の2班に分かれ、(1) 加盟組合が直面している諸問題と、(2) 加盟組合の組織強化のためにいかなる援助が必要であるかを調査するため、アジア11カ国を訪問。調査団の報告に基づき、TWAROは極めて包括的かつ広範な活動を展開することができた。
	5.25-26	第17回TWARO執行委員会（ジャカルタ（インドネシア）開催）
	9.10-17	TWARO アセアン・太平洋婦人セミナー「婦人の労働組合活動への関心と参加をいかに高めるか」（シンガポール開催）
	9.24-10.8	第13回TWAROリーダー研修を日本で実施（中華民国（台湾）からリーダー3名が参加）
	12.4-14	TWAROアジア教宣セミナー（岡山ゼンセン中央教育センター開催）

年	月 日	
1979	5.16-20	第18回TWARO執行委員会（岡山開催） ◆ 地域別に教育計画を実施するため、加盟組合の協力を得て、インド、シンガポール、日本にそれぞれ地域別教育センターを設けることを決定。ゼンセン同盟の中央教育センター（岡山）をTWAROのアジア労働大学に指定した。 ◆ 正式にTWARO連帯基金を設立
	9.6-20	第14回TWAROリーダー研修を日本で実施（マレーシア及びタイからリーダー7名が参加）
1980	1.10-23	TWARO第1回東アジア実地教育を日本で実施（韓国及び台湾から8名が参加）
	3.23-30	TWARO西アジア婦人セミナー「婦人の労働組合への関心と参加をいかに高めるか」（アーメダバード（インド）開催）
	5.12-24	TWARO第1回アセアン実地教育をシンガポールで実施
	6.15-28	TWARO第1回西アジア実地教育をムンバイおよびアーメダバード（インド）で実施
	7.20-29	TWARO婦人セミナー「婦人の労働組合活動への積極的な参加を促進するための諸計画」（ソウル開催）
	10.6-10	第3回ITGLWF世界大会（ウィーン（オーストリア）開催） ◆ ゼンセン同盟会長の宇佐美氏を副会長に再選 ◆ 執行委員としてボサール氏（インドINTWF書記長）、代理委員として和泉孝（ゼンセン同盟執行委員）を選出
	10.7	第19回TWARO執行委員会を、第3回ITGLWF世界大会2日目に開催（ウィーン（オーストリア）開催） ◆ 退任した伊賀崎氏（TWARO書記長）をTWARO顧問に任命 ◆ レオン氏（TWARO副書記長）を書記長代行に任命
	11.11-22	第15回TWAROリーダー研修を日本で実施（バングラデシュ、パキスタンからリーダー2名が参加）
1981	3.3-16	TWARO第2回西アジア実地教育をムンバイ、アーメダバード（インド）で実施（婦人対象）
	4.12-25	TWARO第2回アセアン実地教育をシンガポールで実施（婦人対象）
	5.15-28	TWARO第2回東アジア実地教育を日本で実施（婦人対象）
	6.10-12	TWARO労働組合拡大アジアセミナー（東京開催） ◆ 加盟組合の強化を助ける目的で、FTZ（自由貿易地域）で生じる問題などTWARO加盟組合の組織化で直面する問題を研究。
	6.14	第20回TWARO執行委員会（東京開催）

年	月 日	
1981	6.15-16	<p>第7回TWARO大会およびTWARO20周年（東京開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 和泉氏（ゼンセン同盟）をTWARO新書記長に任命 レオン氏の副書記長再任を確認 <p>16日、大会2日目の休憩中に第21回TWARO執行委員会開催</p>
	11.5-18	<p>第16回TWAROリーダー研修を日本で実施（インドネシア、フィリピン、スリランカのリーダー4名が参加）</p>
1982		<p>ITGLWFがマレーシアとタイでスタディーサークルプロジェクトに着手</p>
1982	5.28	<p>第22回TWARO執行委員会（シドニー（オーストラリア）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ アジア地域のFTZ（自由貿易地域）で活動する労働組合の組織化と組織強化を助ける目的で、包括的調査を実施することを決定 ◆ レオン氏の辞職に伴い、K. R. ラジャ・ゴパル氏（ペナン繊維被服労組（マレーシア））の雇用を承認
	6.10-23	<p>TWARO第3回西アジア実地教育「未組織労働者の組織化」をインドで実施</p>
	6.17-30	<p>TWARO第3回東アジア実地教育「未組織労働者の組織化」を日本で実施</p>
	8.16-28	<p>TWARO第3回アセアン実地教育「未組織労働者の組織化」をシンガポールで実施</p>
	10.17-30	<p>第17回TWAROリーダー研修を日本で実施（8カ国からリーダー12名が参加）</p>
1983	3.7-12	<p>TWARO自由貿易地域（FTZ）セミナー（東京開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ TWAROの関与について基本方針を決定
	5.3-4	<p>第23回TWARO執行委員会（マニラ（フィリピン）開催）</p>
	5.4	<p>K. R. ラジャゴパル氏をTWARO副書記長に任命</p>
	5.17-30	<p>TWARO第4回東アジア実地教育「教育及び運営」を日本で実施</p>
	7.18-31	<p>TWARO第4回西アジア実地教育「教育及び運営」をインドで実施</p> <p>TWARO第4回アセアン実地教育「教育及び運営」をシンガポールで実施</p>
	10.16-29	<p>第18回TWAROリーダー研修を日本で実施（5カ国からリーダー11名が参加）</p>
	11.14-28	<p>TWARO製靴労働者リーダー研修（オーストラリア開催）</p>
	11.21	<p>初代TWARO書記長の伊賀崎氏が死去</p>

年	月 日	
1984	3. 4 - 5	第24回TWARO執行委員会（バンコク（タイ）開催）
	3. 7 - 12	TWARO第2回アジア婦人セミナー（バンコク（タイ）開催）
	5. 15 - 28	TWARO第5回東アジア実地教育「婦人活動」を日本で実施
	6. 17 - 30	TWARO第5回西アジア実地教育「婦人活動」をインドで実施
	7. 10 - 23	第19回TWAROリーダー研修を日本で実施（7カ国からリーダー10名が参加）
	7. 17 - 27	TWARO第5回アセアン実地教育「婦人活動」をシンガポールで実施
	10. 23 - 26	第4回ITGLWF世界大会（テルアビブ（イスラエル）開催） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 副会長にゼンセン同盟会長芦田甚之助氏を選出 ◆ 執行委員に、W. H. ヒューズ氏（オーストラリア）、代理に和泉氏（日本）、C. S. リー氏（韓国）、F. E. ピーターソン氏（オーストラリア）、ナイク氏（インド）、リム・アイク・チュン氏（シンガポール）を選出
1985	3. 1	S. カンディア氏（セラングール繊維被服労組（マレーシア））をTWARO書記局で雇用
	3. 4 - 10	TWARO第2回アジア靴皮革セミナー（東京開催） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 当該産業部門の労働者及び労働組合の問題とニーズを探り、労働条件と生活水準向上のための方策を模索
	3. 17 - 18	TWAROアジア労働組合権・労使関係シンポジウム（ジャカルタ（インドネシア）開催）
	4. 1	TWARO副書記長のラジャ・ゴバル氏が、ITGLWF教育担当として出向し、ブリュッセルのITGLWF事務所駐在となる
	5. 21 - 6. 3	TWARO第6回東アジア実地教育「調査及び情報」を日本で実施
	6. 3 - 9	TWARO第6回西アジア実地教育「調査及び情報」をインドで実施
	7. 1 - 14	TWARO第6回アセアン実地教育「調査及び情報」をシンガポールで実施
	12. 9 - 13	TWARO繊維被服皮革産業再活性化セミナー（香港開催） <ul style="list-style-type: none"> ◆ 第3次MFA協定の更新、国際公正労働基準、新技術、賃金、労働条件、工場閉鎖と整理解雇、先進国及び途上国双方（すなわち輸出入国双方）の労働者の雇用・諸労働条件の確保における労働組合の役割を中心テーマに討議
	12. 15	第25回TWARO執行委員会（香港開催）
	12. 16 - 17	第8回TWARO大会（香港開催） <ul style="list-style-type: none"> ◆ TWARO会費を年間1000名につき7米ドルから10米ドルに値上げ。17日、大会2日目の休憩中に第26回TWARO執行委員会開催

年	月 日	
1985	12. 25	TWARO書記局がフジボウ会館（東京）に移転
1986		マレーシア～衣料製品の需要の落ち込みが引き金となり、マレーシア史上最悪の不況に見舞われ、繊維衣料産業で大規模整理解雇が発生。同国のTWARO加盟組合は大勢の組合員を喪失した。
		バングラデシュ～バングラデシュ労働省は、同国に住む6歳から14歳の児童の4人に一人が働いているとの統計を発表。
	9. 14-28	TWARO第7回アセアン実地教育「若手訓練計画」をマレーシアで実施
	9. 20-10. 3	TWARO第7回東アジア実地教育「若手訓練計画」を日本で実施
	10. 22-25	TWARO安全衛生及び新技術セミナー（シンガポール開催） ◆ 行動指針を策定
	10. 29-30	第27回TWARO執行委員会（シドニー（オーストラリア）開催）
	11. 25-12. 8	第20回TWAROリーダー研修を日本で実施（バングラデシュ、インドネシア、フィリピン、タイからリーダー9名が参加）
1987		インドネシア～西ジャカルタの衣料工場で起きた火災で21人の労働者が死亡。すべての出口が施錠され、窓には鉄格子がはめられていたため、逃げ場を失った労働者が命を落とした。鍵を所有していた工場主と監督者は、火災発生時に現場にいなかった。
		韓国～1987年6月29日の民主化宣言後、わずか2カ月のうちに工場単位労組が1000組合結成された。
	3. 8-15	ITGLWF.TWARO第一次中国調査団 ◆ 団員は、ITGLWFフォード書記長、和泉TWARO書記長、韓国繊維労組リー会長、シンガポール繊維労組テオ労使関係委員 ◆ 派遣の目的は、中国の産業・労働運動の状況、労働条件などの調査
	7. 7-18	第21回TWAROリーダー研修を日本で実施（香港、マレーシア、パキスタン、シンガポール、スリランカからリーダー11名が参加）
	8. 2-11	TWARO第8回東アジア実地教育「団体交渉」を台湾で実施
	8. 4-6	韓国実態調査 ◆ 和泉TWARO書記長は、87年6月29日の民主化宣言後、労働争議が多発している状況を調査するため韓国を訪問。
	10. 6-8	TWARO第2回アジア太平洋BATAセミナー（バンコク（タイ）開催）
	12. 13-15	TWARO西アジア安全衛生セミナー（ムンバイ（インド）開催）

年	月 日	
1987	12. 17-18	<p>第28回TWARO執行委員会（ムンバイ（インド）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 16項目から成るTWARO特別行動計画を採択。(1) 韓国、(2) 軍縮と平和、(3) 国際貿易、(4) 社会正義とILO、(5) TWARO行動計画、(6) 現地オルグ、(7) 安全衛生、(8) コミュニケーションの向上、(9) 統合促進と連絡調整委員会、(10) インドの繊維産業情勢、(11) 東南アジア諸国の情勢、(12) 多国籍企業、(13) 国際公正労働基準、(14) 加盟費、(15) バングラデシュ洪水被害、(16) WF TU（世界労連）とWCL（国際労連）
1988		<p>インド～相次ぐ倒産、失業増加、また1985年に政府が発表した新産業政策による煽りを受けた30,000人の繊維労働者が大規模デモを実施。当時、繊維工場133社が倒産し、176,000以上の労働者が職を失った。</p>
	4. 2-16	TWARO第8回西アジア実地教育「団体交渉」をパキスタンで実施
	4. 9-13	TWAROアセアンフォーラム「組織化戦略」（香港開催）
	7	<p>ネパール実態調査団</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ インド加盟組合INTWFの協力を得て10日間の調査団を送り、同国の産業・労働組合の実情を調査。
	9. 26-30	<p>第5回ITGLWF世界大会（東京開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ C. フォード氏の後任としてN. ケアニー氏を新書記長として確認 ◆ 副会長にゼンセン同盟会長芦田氏（再選）とINTWF書記長（インド）ナイク氏を選出
	10. 1	<p>第29回TWARO執行委員会（東京開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 18項目から成る東京アピール（特別行動要請）を採択。(1) 人権及び労働組合権、(2) 民主化—ビルマ、(3) 公正な配分、(4) 労働災害、(5) 経済格差の拡大、(6) ネパール、(7) 香港、(8) ウィナー・テキスタイル労働者（タイ）、(9) 労働戦線の分裂、(10) 自由貿易地域（FTZ）、(11) バングラデシュ・パキスタンの洪水被害、(12) 児童労働、(13) 組織化活動、(14) 調査活動、(15) ITGLWF世界行動計画、(16) 軍縮と平和、(17) 加盟費、(18) 三者構成協議 ◆ カンディア氏をTWARO副書記長に任命
1989		<p>香港～1989年の1年間だけで衣料工場100社が中国に移転。この問題をめぐり25,000人の労働者が抗議行動を起こした。</p>
	4. 23-27	TWAROアセアン組織化戦略フォーラム（香港開催）
	4. 29- 5. 7	<p>TWARO第二次中国調査団</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 団員は、オーストラリア衣料一般労組ケビン会長、TWAROカンディア副書記長、シンガポール繊維労組リム書記長、ゼンセン同盟鈴木国際部長、ゼンセン同盟郷野副部長 ◆ 目的は、(1) 産業、労働状況調査、(2) 経済特別区に関する政府の政策、(3) 海外投資誘引政策

年	月 日	
1989	7.17-21	I T G L W F 世界行動計画及び I L O 労働基準に関する T W A R O フォーラム（シンガポール開催） ◆ 各国における I T G L W F 及び T W A R O の活動計画の実施状況を評価
	7.22	第30回 T W A R O 執行委員会（シンガポール開催） ◆ 和泉 T W A R O 書記長が I C F T U - A P R O の書記長に任命されたため退任 ◆ 高木君代氏を新 T W A R O 書記長に任命（89年9月1日に着任）
	10.15-24	第22回 T W A R O リーダー研修を日本で実施（香港、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイからリーダー14名が参加）
	11.5-14	T W A R O 第9回東アジア実地教育を韓国で実施
1990		バングラデシュ～12月1日、非常事態宣言に対する抗議デモのさなか、バングラデシュ繊維労働者同盟（B T W L）の指導者2名が治安部隊に射殺された。 バングラデシュ～12月27日、サラカ・ガーマント社（バングラデシュ）で起きた火災で少なくとも24人の労働者が死亡、100人以上が負傷した。火災時、出入り口が施錠されていたため、消防隊は工場に侵入することができなかった。
	5.10-12	T W A R O 安全衛生アジア太平洋地域セミナー（台北開催）
	5.13	第31回 T W A R O 執行委員会（台北開催）
	5.14-15	第9回 T W A R O 大会（台北開催）及び T W A R O 30周年 ◆ T W A R O 規約を改正 (1) T W A R O 大会代議員に女性を含める。 (2) 女性委員会を設置 (3) 執行委員会構成員数を6名から8名に増員。内1名は、T W A R O 女性委員会から選ばれる。 15日、大会2日目に第32回 T W A R O 執行委員会開催
	9.30-10.13	第23回 T W A R O リーダー研修を日本で実施
1991		インドネシア～1990年のスト禁止令解除以降ストが多発している状況を受け、政府は初めて衣料産業労働者の最低賃金制度策定に着手。同制度が実施されたのは1992年。 タイ～1991年2月23日の軍事クーデターを機に、同国組織労働者の中心だった国営企業労組をすべて解散させ、資格を「組合」から「協議会」に変えさせて国営企業従業員を労使関係法の適用から外す法律を制定。ストに参加した労働者には1年の禁固刑、ストを扇動した者には2年の禁固刑を科した。なお、組合資格剥奪後も英語では「u n i o n（組合）」と表示していたが、これには国際社会の批判を免れる意図があったことは明白である。

- 1991
- 香港～ニット衣料に表示される「原産地」の基準を緩和し、最終仕上げ工程を香港外（中国本土）で行っても「香港製」のラベル表示が可能になる「香港貿易表示法案1991」をめぐる連帯行動をおこし、香港政府に抗議文を送った。法案が可決すれば、製造業者は安価な労働力を求めて中国に生産拠点を移し、香港のニット労働者の賃金を抑えこもうとする。ニット労働者25,000人にとっては、まさに雇用保障の危機であった。
- 日本～育児休業法成立
- TWARO安全衛生ワークショップを3つの小地域で実施。繊維衣料皮革産業の職場に潜む危険性・有害性について意識を啓発し、リスク軽減のためのアクションプランを策定した。
- ◆ 9月22-26日 西アジアワークショップ、インド開催
 - ◆ 10月1-5日 アセアン・太平洋ワークショップ、シンガポール開催
 - ◆ 10月18-22日 東アジアワークショップ、韓国開催
- 5.29-30 第33回TWARO執行委員会（ソウル開催）
- ◆ 新加盟費制度を導入。加盟組合を5つのグループに分け、金額をそれぞれ設定した。
 - カテゴリー(1) -1000人当たり年間24米ドル
 - カテゴリー(2) -1000人当たり年間20米ドル
 - カテゴリー(3) -1000人当たり年間18米ドル
 - カテゴリー(4) -1000人当たり年間14米ドル
 - カテゴリー(5) -1000人当たり年間12米ドル
 - ◆ 女性委員会を設置し、構成と委任事項を採択。
- 5.27 TWARO書記局が新ゼンセン会館（東京）に移転。
- 10.9-18 TWAROアセアン実地教育「団体交渉」をマレーシアで実施
- 1992
- GATTの繊維委員会は、1992年12月31日まで17カ月間多国間繊維取り決め（MFA）を延長。
- 1.5-18 第24回TWAROリーダー研修をシンガポールで実施（9カ国から19人が参加）
- 8.26及び9.1 第1回TWARO女性委員会
- ◆ TWARO執行委員会（1991年5月開催）が決定したTWARO女性委員会の構成と権限（委任事項）、及び手続に関する規則を確認
 - ◆ ニューシャン・ドクサトリ（オーストラリアTCFUA）を委員長、マンダキニ・パティル（インドINTWF）を副委員長に選出
- 8.28-30 TWAROアジア太平洋女性ワークショップ（シンガポール開催）
- ◆ 繊維被服皮革産業の女性労働者特有の問題に焦点を当て、行動計画を策定。

年	月 日	
1992	10. 26-29	第6回ITGLWF世界大会（エスピノホ（ポルトガル）開催） ◆ 副会長にゼンセン同盟会長芦田氏とインドINTWF書記長ナイク氏再選 ◆ 執行委員にドルデレン氏（オーストラリアTCFUA）、アナム氏（バンラデシュBTWL）、ヤシュ氏（イスラエルNUTGLW）、ソン氏（韓国FKTWU）、タージ氏（パキスタンPNGLGWF）、チェン氏（中華民国（台湾）総工会繊維委員会）選出
	10. 3	第34回TWARO執行委員会（エスピノホ（ポルトガル）開催） ◆ TWARO女性委員から初めての報告を受け、以下の項目から成る行動計画を採択。(1) 女性委員会の設置とその役割の強化、(2) わかりやすく労働組合を理解させる、(3) 女性のための教育訓練の開発、(4) あらゆる意思決定機関への女性の参加促進、(5) 女性の労働条件向上、(6) 女性の社会的態度及び福利厚生改善、(7) 協力促進と女性の問題の提起、(8) 未組織労働者の組織化
1993		タイ～5月10日、バンコク近郊のカダー（Kadar）玩具工場で火災が発生し、188人が死亡、500人以上が負傷した。
	7. 5-9	TWAROアセアンワークショップ「貿易と労働者の権利」（ペナン（マレーシア開催））
	12. 8	第2回TWARO女性委員会（ケソンシティー（フィリピン）開催）
	12. 10-11	第35回TWARO執行委員会（ケソンシティー（フィリピン）開催） ◆ TWARO高木書記長が、ILOのポストに就任するため退任。鈴木則之氏をTWARO書記長代行に任命。
	12. 15-18	ITGLWF-TWAROベトナム調査団 ◆ ベトナムの繊維被服皮革産業労働者を組織化する労働組合と関係を築くことを目的に、ITGLWFケアニー書記長とTWAROレオン副書記長がベトナムを訪問し、同国の労働組合事情を調査。
1994	7. 4-5	TWAROアジア太平洋地域ワークショップ「自由貿易地域（FTZ）と多国籍企業」（シンガポール開催） ◆ FTZ内で組合活動を行う上での障害を特定し、加盟組合による効果的活動の遂行を助けるためのITGLWFならびにTWAROの取り組みのあり方について考察
	7. 4-5	第3回TWARO女性委員会（シンガポール開催） ◆ ボビー・スミス（オーストラリアTCFUA）を新委員長に選出
	7. 6	第36回TWARO執行委員会（シンガポール開催）

年	月 日	
1994	7. 7 - 8	<p>第10回 TWARO 大会（シンガポール開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ TWARO 芦田会長が退任。 ◆ 高木剛氏を新会長に選出。 ◆ 規約改正で執行委員構成委員数を 8 名（6 名の委員と TWARO 書記長及び TWARO 女性委員長）から 10 名（8 名の委員と TWARO 書記長及び TWARO 女性委員長）に増員 <p>8 日、大会 2 日目休憩中に第 37 回 TWARO 執行委員会開催</p>
	9. 26 - 30	ITGLWF - TWARO 児童労働ワークショップ（カトマンズ（ネパール）開催）
1995		<p>貿易と労働者の連関に関する TWARO ワークショップを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際貿易協定に社会条項を盛り込むことを要求するキャンペーンの実施にむけた長期戦略を策定。 <p style="padding-left: 40px;">アセアンワークショップ、2 月 13 - 14 日、バンコク開催 南アジアワークショップ、8 月 16 - 18 日、コロombo開催 インドネシアセミナー、8 月 5 - 6 日、プンチャック開催</p>
	2. 15 - 16	第 38 回 TWARO 執行委員会（バンコク（タイ）開催）
	12. 7 - 9	第 4 回 TWARO 女性委員会（シンガポール開催）
1996		<p>労働法と ILO 労働基準に関するワークショップを開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 基本的労働組合権の制限を特定し、その撤廃ならびに基本的労働組合権の擁護と促進のための具体的方策を検討 <p style="padding-left: 40px;">南アジアワークショップ、11 月 17 - 29 日（カトマンズ） アセアンワークショップ、12 月 27 - 29 日（バンコク）</p>
	4. 19	第 39 回 TWARO 執行委員会（メルボルン（オーストラリア）開催）
	4. 15 - 19	<p>第 7 回 ITGLWF 世界大会（メルボルン（オーストラリア）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 副会長にゼンセン同盟会長高木氏とインド INTWF 書記長ナイク氏を選出 ◆ 執行委員にトニー・ウールガー氏（オーストラリア TCFUA）、アナム氏（バングラデシュ BTWL）、レナナ・ジャビバラ氏（インド SEWA）、キム・ソン・ク氏（韓国 FKTWU）、ジョイス・ハウエ氏（ニュージーランド NICAWU）、タージ氏（パキスタン PNTLGWF）、エフレン・アランサメンデス氏（フィリピン CFW）、リーチン・チン氏（中華民国（台湾）総工会繊維委員会）選出
	7. 23 - 26	<p>TWARO モンゴル調査団</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 同国繊維被服皮革産業の労働組合と関係を築く目的で訪問。市場主義経済移行後の産業情勢、労働組合事情、政治・社会・経済情勢を調査した。
	9. 11 - 18	<p>ITGLWF - TWARO インドネシア調査団</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ITGLWF ケアニー書記長と TWARO レオン・フック・キー副書記長がインドネシア繊維被服皮革労組（SPTSK, FSPSI）を訪問。

年	月 日	
1996	9.18-23	ITGLWF-TWAROバングラデシュ調査団 <ul style="list-style-type: none"> ◆ ITGLWFケアニー書記長とTWAROレオン・フック・キー副書記長がバングラデシュを訪問。 ◆ この年の11月に開催されたITGLWF三役会議でバングラデシュ労組の加盟申請について審議し、ITGLWFバングラデシュ協議会(ITGLWF-BNCC、後にBNCに改称)に参加することを条件に原則として承認することが決定された。
1997		TWAROワークショップ「団体交渉にむけた労働組合戦略」を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ グローバル化の影響を受けた将来的な三号変化を予想しまた一部アジア諸国で団体交渉を妨げている要因を排除するための戦略を検討。 アセアンワークショップ、10月6-8日、ジャカルタ開催 南アジアワークショップ、11月18-20日、コロンボ開催
	2.14-15	第40回TWARO執行委員会(香港開催) <ul style="list-style-type: none"> ◆ 女性委員会の委任事項を修正し、少なくとも2年に1回女性委員会を開催することとした。
	3.10-15	TWARO-ICTFU-APRO合同カンボジア調査団 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 同国労組との関係構築を図る目的で労働組合情勢を調査。 ◆ 自由市場経済導入後、組合活動の経験を持たないカンボジアの労働組合には労働組合基礎教育が必要との勧告を行った。
1998	11.9-11	TWARO繊維被服皮革産業における多国籍企業と倫理規定に関するワークショップ(コロンボ(スリランカ)開催)
	11.11	第41回TWARO執行委員会(コロンボ(スリランカ)開催)
	11.12-13	第11回TWARO大会(コロンボ(スリランカ)開催) <ul style="list-style-type: none"> ◆ TWARO鈴木書記長が、ICTFU-APRO書記長就任のため退任。 ◆ 新書記長に郷野晶子氏を任命。 <p>13日、大会2日目の休憩中に第42回執行委員会を開催</p>
1999	1.22-23	第5回TWARO女性委員会(シドニー(オーストラリア)開催) <ul style="list-style-type: none"> ◆ アニー・アドビエント(フィリピン)をTWARO女性委員会委員長に選出
	11.16	第6回TWARO女性委員会(ジャカルタ(インドネシア)開催)
	11.17-18	TWARO倫理規定ワークショップ(ジャカルタ(インドネシア)開催)
	11.19-20	第43回TWARO執行委員会(ジャカルタ(インドネシア)開催)
2000	5.5-6	第7回TWARO女性委員会(クラン(マレーシア)開催)

年	月 日	
2000	6.26-29	第8回ITGLWF世界大会（ノルチェピング（スウェーデン）開催） ◆ 副会長にゼンセン同盟会長高木氏（再選）、パキスタンPNTLGWF書記長タージ氏、インドSEWA書記長リーマ・ナナバティーを選出
	7.1	第44回TWARO執行委員会（ノルチェピング（スウェーデン）開催） ◆ TWARO女性執行委員枠を1名から3名に増員したほか、中東地域選出枠を設けた。
	12.9	初代TWARO会長の滝田氏死去
2001	2.19-21	TWARO女性指導者訓練ワークショップ（シンガポール開催）
	6.16-21	ITGLWF-TWARO国際枠組協定の締結を目指すアジアワークショップ（バンコク（タイ）開催）
	9.26-27	第45回TWARO執行委員会（ソウル開催）
	11.13-15	TWAROワークショップ「団体交渉とアセアン加盟組合」（シンガポール開催）
	12.13-15	TWARO南アジア社会保障ワークショップ（カトマンズ（ネパール）開催）
2002		インド〜グジャラート州で2002月に始まった暴動で、アーメダバード等に住む4万人のSEWAの会員が直接的ないし間接的に被害をこうむった。会員の約2万棟の住宅が著しく損傷あるいは略奪されたため住む家を失ったほか、仕事道具も失い生計を立てることができなくなった。
	11.12-13	2004年以降（MFA（多国間繊維取り決め）廃止後）の繊維衣料産業の将来と労働組合の対応に関するワークショップ（岡山開催） ◆ 中国のWTOへの加盟とMFA（多国間繊維取り決め）で定められていた割り当てが消滅する2004年以降への対策が急務であることを確認され、各国で対策を行うとともにTWAROとしてもこの問題に関するフォローアップを行うことを決定。 ◆ ワークショップの結語について、「繊維衣料及び履物産業労働者の将来の安定を図る決議」として第12回大会で採択（付属資料6参照）。
	11.14	第46回TWARO執行委員会（岡山開催） TWARO特別大会（岡山開催） ◆ 主としてTWARO執行委員会における女性委員数を1名から3名に増員する規約改正について検討するために開催。

年	月 日	
2002	11. 15-16	<p>第12回TWARO大会（岡山開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 13名から成る執行委員会構成員選出に関し承認された改正点は次の通り。 (1)女性3名枠の設置（TWARO女性委員会委員長、途上国代表女性1名枠、先進国代表女性1名枠）、(2) 5つの小地域から9名の執行委員を選出（東アジア地域から3名、東南アジア地域から2名、南アジア地域から2名、太平洋地域から1名、中東地域から1名）、(3) 地域大会における選挙手続き。 <p>16日、大会2日目休憩中に第47回TWARO執行委員会開催</p>
2003		<p>TWARO女性委員会・加盟組合との評価・企画会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ TWARO女性委員会とTWARO書記長が以下の国の加盟組合を訪問し、それぞれの女性委員会のメンバーと意見交換を行った。TWARO支援により過去3年間に実施した取り組みの成果に対する評価し、女性リーダーが直面している問題の把握、今後の活動の検討が主な目的。 インドネシア（6月24日） タイ（6月26日） マレーシア（6月28日） パキスタン（7月12日） バングラデシュ（8月3日）
	1. 27-29	<p>ITGLWF-TWARO ILO第183号（母性保護）条約に関するアセアンワークショップ（シンガポール開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 2000年6月に母性保護に関する新ILO条約第183号および第191号勧告が採択されたことを受け、さらに改善された母性保護措置の実現を目指した取り組みの一環として実施。
	2. 17	<p>第8回TWARO女性委員会（メルボルン（オーストラリア）開催）</p>
	6	<p>「カンボジア組織化に関する教育プロジェクト」を開始。組織化能力育成のほか、カンボジア組合間の協力関係の醸成（対立の回避）、取り組みの効率化を目指した。当初、プロジェクトはTWAROとFES（独フリードリッヒ・エーベルト財団）の支援で実施していたが、2011年以降はTWARO単独支援により継続実施。</p>
	7. 31- 8. 2	<p>ITGLWF-TWARO ILO第183号（母性保護）条約に関する南アジアワークショップ（シンガポール開催）</p>
	9. 25-26	<p>第48回TWARO執行委員会（ペナン（マレーシア）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ TWARO女性委員会の委任事項の改定を承認。途上国及び先進国それぞれを代表して選出される女性執行委員各1名がTWARO女性委員会に準委員として参加できる。準委員は、女性委員長の選挙の投票を除き、発言権と投票権を有す。

年	月 日	
2004	1.23-27	<p>Birlaグループ社における良好な労使関係促進のためのITGLWF-TWAROワークショップ（バンコク（タイ）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ インド、インドネシア、フィリピン、タイのBirla工場の労働組合と職場代表14名が出席。 ◆ 経営拠点の把握、労働条件の比較、工場訪問、社内CSR問題に関する討議が主な内容。
	3.1-5	<p>ITGLWF-TWARO調査担当者訓練ワークショップ（ペナン（マレーシア）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 繊維衣料皮革産業における多国籍企業調査をインターネットを活用して実施するためのスキルアップ訓練。
	4.21-22	<p>ATC（繊維衣料協定）廃止後の繊維衣料産業の将来に関するUIゼンセン-UNITE（米国繊維衣料労組）-TWARO会議（東京開催）</p>
	5.25	<p>第9回TWARO女性委員会（ボゴール（インドネシア）開催）</p>
	8.22-29	<p>TWAROアセアン若手リーダー研修（岡山開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの35歳以下の若手リーダーを対象に実施。UIゼンセンからも参加あり。 ◆ 労働組合指導者になるために必要な基本的知識の習得と同じ地域内のネットワーク（人脈）づくりが狙い。
	10.4-6	<p>第9回ITGLWF世界大会（イスタンブール（トルコ）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 副会長にゼンセン同盟会長高木氏（再選）、インドSEWAモナ・デーブ、フィリピンCLSS会長コンセプション・ドッド、パキスタンPNTLGF書記長タージ氏選出
	10.8	<p>第49回TWARO執行委員会（イスタンブール（トルコ）開催）</p>
	11.20-22	<p>トリンプ・グループ社における良好な労使関係促進のためのITGLWF-TWAROワークショップ（バンコク（タイ）開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムのトリンプ工場の労働組合・職場代表14名が出席。 ◆ 多国籍企業に関するITGLWF戦略の理解、経営拠点の把握、労働組合に関わる問題もしくは労働者に影響を及ぼす問題に関する情報交換、労働組合組織強化戦略、トリンプ労組ネットワークの構築にむけた討議が主な内容。
2005		<p>バングラデシュ～4月11日、スペクトラム工場が崩壊し、64人の労働者が死亡、その他多数が負傷した。ITGLWFニール・ケアニー書記長は、同工場と取引していたインディテックス社（スペイン）と対策にあたり、このことが後にITGLWF初の国際枠組み協定締結につながった。</p>
	6.28-30	<p>TWARO南アジア若手リーダー研修（シンガポール開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 若手リーダー研修シリーズ2回目。 ◆ バングラデシュ、インド、ヨルダン、ネパール、パキスタン、スリランカの35歳以下の若手リーダー16人を対象に実施。

年	月 日	
2005	7.22-26	アジアのスポーツウェア産業におけるCSR（企業の社会的責任）に関するITGLWF-TWAROワークショップ（ハノイ（ベトナム）開催）
	9.23-25	ITGLWF-TWARO ILO第183号（母性保護）条約に関する東アジアワークショップ（ソウル開催）
	9.26	第10回TWARO女性委員会（ソウル開催） ◆ 2006年開催TWARO大会に参加する女性代議員数を増やす努力を執行委員会に求めた。
	9.27-28	第50回TWARO執行委員会（ソウル開催） ◆ 高木氏が2005年10月の連合会長選挙に立候補するため、TWARO会長を退任。 ◆ UIゼンセン同盟書記長の島田尚信氏が次回大会までTWARO会長に就任。
	11.28-30	コート社における良好な労使関係促進のためのITGLWF-TWAROワークショップ（ジャカルタ（インドネシア）開催） ◆ バングラデシュ、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムのコート社工場の労働組合・職場代表14名が出席。
2006	5.15-19	TWARO東アジア若手リーダー研修（岡山開催） ◆ 若手リーダー研修シリーズ3回目。 ◆ 香港、日本、モンゴルの35歳以下の若手リーダー9名を対象に実施。
	12.9	第51回TWARO執行委員会（バンコク（タイ）開催）
	12.7-8	第13回TWARO大会（バンコク（タイ）開催） ◆ 地域大会に出席する代議員数について更新された多くの加盟組合の組合員数に即した形がとれるよう変更 ◆ ITGLWF世界大会の開催頻度に合わせ、開催頻度を4年毎から5年毎に変更 ◆ 高木氏が2005年10月に連合会長に選出されTWARO会長を退任。 ◆ TWARO副書記長のレオン・フック・キー氏が退任。レオン・フック・キー氏は、はじめTWAROのオルグとして香港で、その後TWARO東京本部事務所を拠点に副書記長として35年もの間TWAROに貢献した。
		8日、大会2日目休憩中に第52回TWARO執行委員会開催
2007	4.1	マレーシアのスポーツウェア産業における労使関係向上ワークショップ（ジョホール（マレーシア）開催） ◆ ナイキ、アディダス、プーマとそのサプライヤーから代表が参加。

年	月 日	
2007	6. 5 - 8	TWAROアセアン若手リーダー研修（シンガポール開催） ◆ 若手リーダー研修シリーズ 4 回目。 ◆ カンボジア、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの35歳以下の若手リーダー23名を対象に実施。
	9. 22-24	南アジア女性ワークショップ「母性保護」（ボンディチェリ（インド）開催）
	9. 25	第11回TWARO女性委員会（ボンディチェリ（インド）開催）
	9. 26-27	第53回TWARO執行委員会（ボンディチェリ（インド）開催）
	10. 1	インドのアパレル産業における労使関係向上ワークショップ ◆ ギャップ、テスコ、ウォルマートから代表が参加。
2008	3. 16-17	ポー・チェン・グループ傘下ニコマス・ゲミラン・インドネシア社／グロースター社における労使関係向上ワークショップ ◆ インドネシアのポー・チェン・グループ系列企業における労使関係向上を目的として開催。参加は労働組合代表のみ。
	6. 30 - 7. 2	世界スポーツ用品産業におけるディーセントワーク～本質的な問題の進展を目指して～（香港開催）
	8. 5 - 8	TWARO南アジア若手リーダー研修（シンガポール開催） ◆ 若手リーダー研修シリーズ 5 回目。 ◆ バングラデシュ、インド、日本、ヨルダン、ネパール、パキスタン、スリランカの35歳以下の若手リーダー21名を対象に実施。
	9. 17	第12回TWARO女性委員会（シドニー（オーストラリア）開催） ◆ すべての女性委員に代理委員を設けることを提案。提案は第54回執行委員会で承認された。
	9. 18-19	第54回TWARO執行委員会（シドニー（オーストラリア）開催） ◆ インドネシア、カンボジア、フィリピンを対象に繊維産業労働者に必要な生活賃金調査を実施することを確認。調査の結果は、賃上げ交渉の基礎として活用する。
2009	2	カンボジア：カンボジアの全加盟組合 7 組合で構成される「生活賃金・CBA（団体交渉）委員会」が、カンボジア開発研究所（CIDS）と共同で作成した生活賃金調査報告書を公表。報告書「Living Wage Survey for Cambodia's Garment Industry（カンボジア衣料産業生活賃金調査）」は、カンボジアの衣料産業労働者がディーセントな生活水準を満たす暮らしをするために必要な生活賃金は、月額90米ドルから120米ドルまでの範囲であると結論づけた。
	5. 20	「カンボジア衣料産業におけるディーセントワーク実現に向けた社会対話」（プノンペン（カンボジア）開催） ◆ カンボジア加盟組合は生活賃金として月額93米ドルという金額を明確に打ち出し、これをめぐり使用者、ブランド各社を含めた参加者の間で議論が白熱した。

年	月 日	
2009	8.19-20	TWARO生活賃金ワークショップ（ジャカルタ（インドネシア）開催）
	9.1-4	TWARO若手リーダー研修（シンガポール開催） ◆ 若手リーダー研修シリーズ6回目。 ◆ カンボジア、日本、韓国、モンゴル、ベトナムの35歳以下の若手リーダー13名を対象に実施。
	11.9	ITGLWF書記長のニール・ケアニー氏がバングラデシュに出張中、心臓発作により死去。享年59歳。
	12.2-4	第10回ITGLWF世界大会（フランクフルト（ドイツ）） ◆ ITGLWF会長にUIゼンセン同盟副会長の島田氏を選出。 ◆ ITGLWF副会長に、コンセプション・ドッド氏（フィリピンCLASS会長）、シャミマ・ナスリン氏（バングラデシュSBGSKF会長）、ミシェル・オニール氏（オーストラリアTCFUA）、レハナ・リヤワラ氏（インドSEWA）、ファリダ・ザヒール氏（パキスタンPNTLGWF）を選出。アジア太平洋地域から選出した副会長は、すべて女性。 ◆ ITGLWF執行委員に、Z.M.カムルル・アナム氏（バングラデシュBTGWL会長）、A.N.バロット氏（インドNTGLWF会長）、バシャー・シャキール氏（パキスタンPTWF副書記長）、エフレン・アランサメンデス氏（フィリピンCFW会長）、フロランテ・レイエス氏（フィリピンILO-PHILS会長）、アントン・マーカス氏（スリランカFTZGSEU書記長）を選出。
	12.4	第55回TWARO執行委員会（フランクフルト（ドイツ）開催） ◆ ITGLWF財政支援を目的に連帯貢献金拠出を承認 ◆ ITGLWF財政支援を理由に2010年度地域交付金の減額を承認（10万ユーロに減額）。
2010		バングラデシュ～2010年12月4日、ハミム（Hameem）グループ傘下の That's It Sportswear 社衣料工場で火災が発生し多数の労働者が犠牲になった。この事件を受け、2011年1月にTWARO書記長はITUC-AP書記長と合同でダッカを訪問し、再発を繰り返す工場火災の原因とその対策について話し合うため政府、産業界を含む関係者と会見した。その後、ITGLWFは労使関係の観点から対策を促すため、BNC（ITGLWFバングラデシュ協議会）と共同でマルチステークホルダー会議を実施した。
	2.25	第13回TWARO女性委員会（カトマンズ（ネパール）開催）
	5.14	「インド衣料産業における結社の自由と団体交渉権に関する労使合同セミナー」（コインバトル（インド）開催） ◆ ギャップ、H&M、ネクストとそのサプライヤーが参加。 ◆ インド加盟組合が実施した生活賃金調査結果を報告。

年	月 日	
2010	7. 20-23	TWAROアジア太平洋若手リーダー研修（シンガポール開催） ◆ 若手リーダー研修シリーズ7回目。 ◆ フィジー、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの35歳以下の若手リーダー14名を対象に実施。
	10. 1-2	TWARO生活賃金ワークショップ（プノンペン（カンボジア）開催）
	10. 3-4	第56回TWARO執行委員会（プノンペン（カンボジア）開催）
2011	2. 12	第14回TWARO女性委員会（プノンペン（カンボジア）開催） ◆ 中東地区代表準委員枠を新設するため「委任事項」を修正。
	6. 6-10	TWARO南アジア若手リーダー研修（シンガポール開催） ◆ 若手リーダー研修シリーズ8回目。 ◆ バングラデシュ、インド、日本、ヨルダン、ネパール、パキスタン、スリランカの40歳以下の女性若手リーダー20名を対象に実施。
	9. 28-30	TWARO生活賃金ワークショップ（バンコク（タイ）開催）
	11. 8-9	アジア太平洋地域女性ワークショップ「母性保護」（マニラ（フィリピン）開催）
	11月10日	元TWARO会長の宇佐美氏と芦田甚氏の両名が逝去
	11月10日	第57回TWARO執行委員会（マニラ（フィリピン）開催）
	2011/10/11	第14回TWARO大会（マニラ（フィリピン）開催） ◆ TWARO規約を変更し、ITGLWFがIMF（国際金属労連）及びICEM（国際化学エネルギー鉱山一般労連）との統合で解散した時点で、TWAROも自動的に解散することとした。 8日、大会2日目休憩中に第52回TWARO執行委員会開催
2012	5/14-18	TWAROアセアン若手リーダー研修（シンガポール開催） ◆ 若手リーダー研修シリーズ9回目。 ◆ カンボジア、フィジー、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムの40歳以下の若手リーダー21名を対象に実施。
	6. 17	第59回TWARO執行委員会（コペンハーゲン（デンマーク）開催） ◆ インダストリオール（IndustriALL）結成直前に開催した、TWAROとしての最後の執行委員会。 6月18日（月）－ITGLWF解散大会 6月19日（火）－IndustriALL結成大会

